

高松地域市町合併検討会報告書

平成 14 年 11 月

高松地域市町合併検討会
(構成市町：高松市・塩江町・香南町・直島町・綾上町・国分寺町)

高松地域市町合併検討会報告書

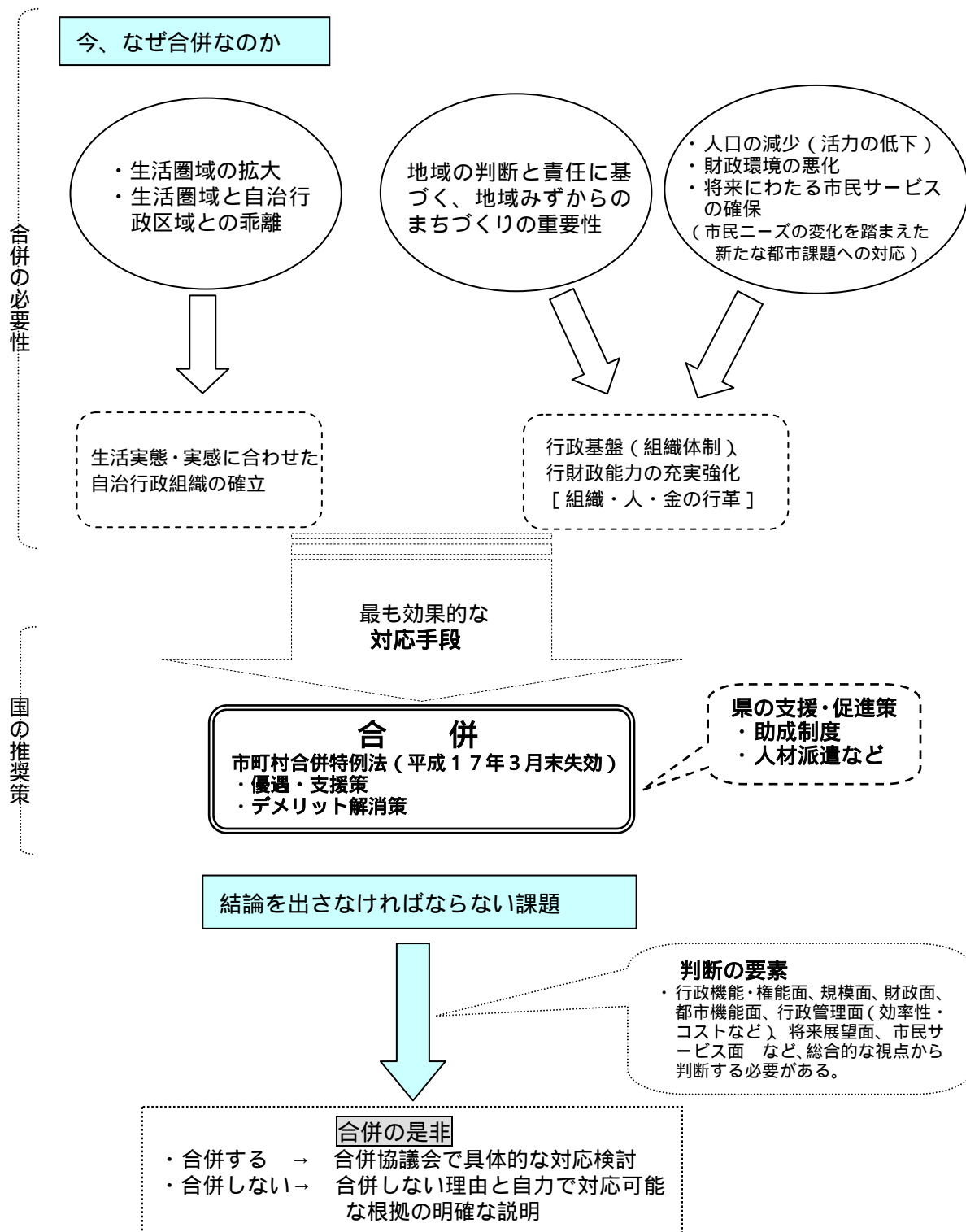
目 次

序 章 合併とは-----	1
第1章 1市5町圏域の状況-----	9
1 人口・面積 -----	9
2 交流人口 -----	15
3 産業経済の状況-----	26
4 主な公共施設等の状況-----	28
第2章 合併の変遷と広域的行政の現状-----	30
1 合併の変遷 -----	30
2 広域行政等の状況-----	32
3 各種行政圏域・機関管理区域等の状況-----	34
第3章 財政状況-----	38
1 主要指標の状況-----	38
2 歳入の状況 -----	41
3 歳出の状況 -----	43
4 その他の財政状況-----	50
第4章 住民負担と行政サービス提供状況 -----	53
1 住民負担状況 -----	53
2 行政サービス提供状況-----	64
第5章 合併シミュレーション -----	72
1 人口・面積等の変化-----	72
2 財政状況の変化-----	78
3 住民負担・住民サービスの変化-----	97
4 合併に伴う国・県の支援策-----	102
5 合併の影響 -----	105
6 1市5町の合併の意義と課題-----	112
7 合併するとした場合の基本的な対応方針-----	117
(参 考) 高松地域市町合併検討会規約・委員名簿-----	120
【資 料】.....別添	
・圏域内における通勤・通学者の状況	
・1市5町の主な財政指標等の推移	
・1市5町の住民負担・行政サービスの状況	
・市町村の合併の特例に関する法律の主な内容	

序章 合併とは？

1 合併問題の背景と対応課題

今、大きな課題となっている市町の合併問題の背景を概念図に整理すると、概ね、次のようになる。



2 市町村合併特例法の概要（総務省ホームページから）

- 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）の概要
（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用）

1 趣 旨（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう請求することができる。住民投票により有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例（第5条の2、第5条の3、附則第2条の2）

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万人以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万人以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は

必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会** (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例** (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)

2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

1) 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例** (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い** (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2)

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

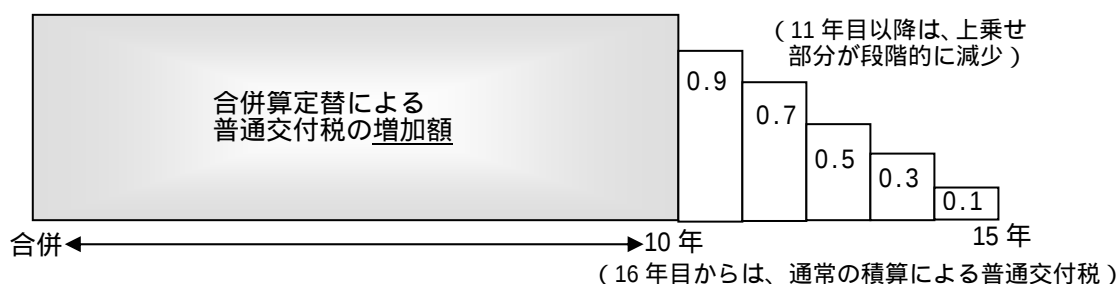
12 **地方税に関する特例** (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間は行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万人を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

1.3 地方交付税の額の算定の特例（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



1.4 地方債の特例等（第11条の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

1.5 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

1.6 流域下水道に関する特例（第14条）

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

1.7 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第15条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

1.8 国、都道府県等の協力等（第16条）

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整

3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告**（第16条の2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例**（第17条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第11条及び第11条の2第2項）を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則**（第18条、第19条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

[参考] 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成12年法律第15号）上の合併特例
（平成12年4月1日から平成22年3月31日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第33条第2項）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

■ 関連

市町村合併支援プラン（市町村合併支援本部）

- 概要（市町村合併支援策のうち、関係省庁の連携による支援策（新規）） -

- 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ・ 道路の整備（地域連携強化支援道路など4事業）
 - ・ 交通の利便性確保のための条件整備（地方バス・港湾改修2事業）
 - ・ 市街地の整備（中心市街地活性化1事業）
 - ・ 住環境の整備（公営住宅建替え等の促進など5事業）
 - ・ 公園・緑地の整備（合併記念公園1事業）
- 豊かな生活環境の創造
 - ・ 廃棄物処理対策の推進（廃棄物処理施設整備など2事業）
 - ・ 上水道の整備（統合計画策定支援など3事業）

- ・下水道等の整備（流域下水道の特例など4事業）
 - ・消防・防災・国土保全の推進（広域再編の促進など4事業）
 - ・情報通信の整備（地域イントラネット基盤施設整備など2事業）
 - 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ・介護保険への対応（広域化支援1事業）
 - ・国民健康保険事業の安定的な運営の推進（広域化支援1事業）
 - ・高齢者の社会参加の促進（シルバー人材センター支援1事業）
 - 次世代を担う教育の充実
 - ・（遠距離通学への対応、統合による公立学校施設整備など5事業）
 - 新世紀に適応した産業の振興
 - ・農林水産業の振興（地域用水環境整備、各種農道・林道整備、田園交流基盤整備、水産業供給基盤整備など13事業）
 - ・商工業の振興（中心市街地活性化、商工会活動広域化など5事業）
 - 連携・交流による開かれたまちづくり
 - ・（農村振興総合整備、地域交流センター等交流促進、離島振興特別事業など4事業）
- 事業項目の追加が検討されている。

3 合併に関する協議決定事項

（１）新市建設計画（都市づくりの考え方。骨格となる項目例示）

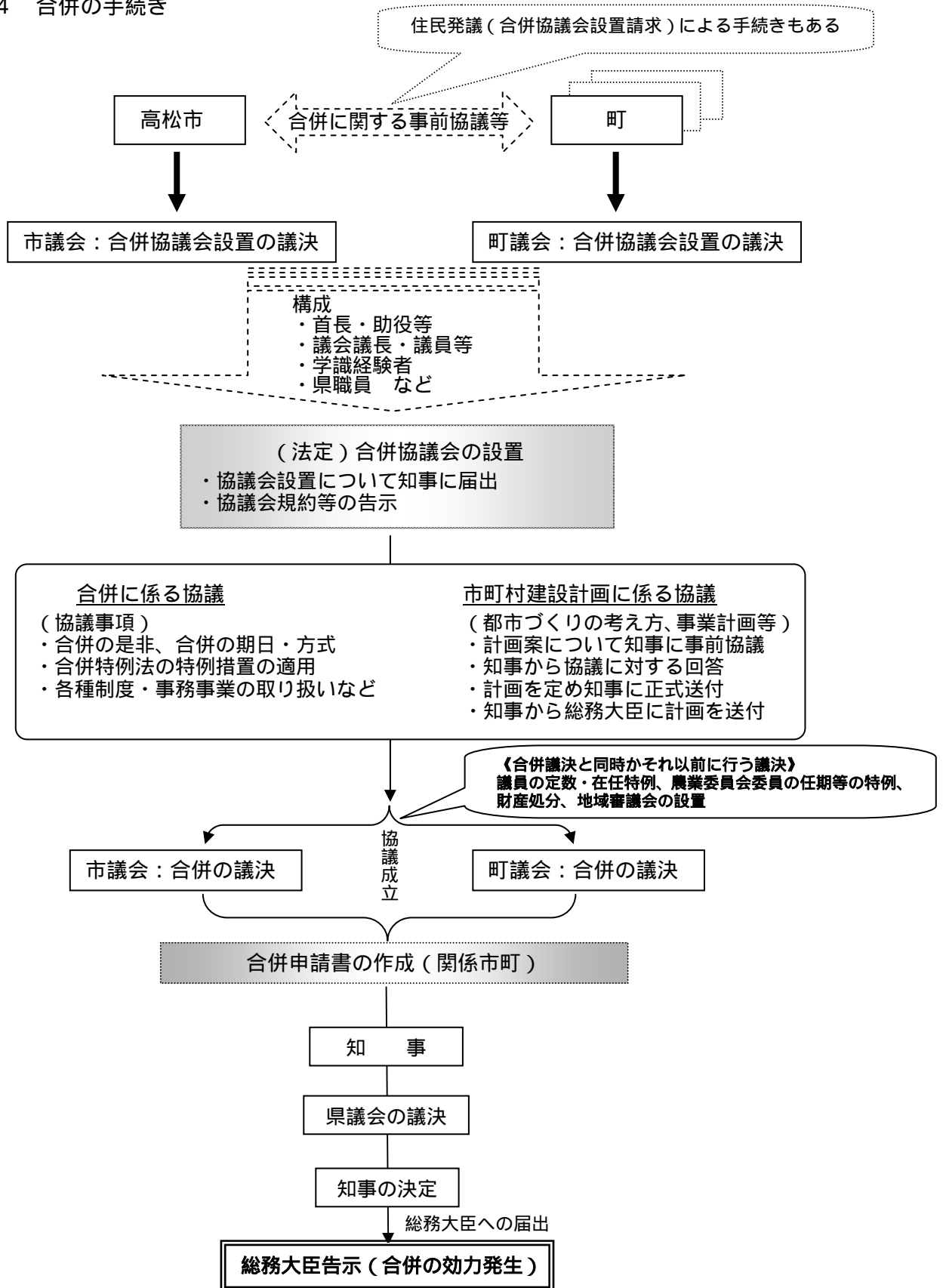
- 合併の必要性（合併の意義、歴史的経緯や社会的つながりなど生活圏の一体化の状況、圏域（関係市町）の役割など）
- 計画策定の方針（趣旨・構成・期間など）
- 市町の概要（人口・面積など）
- 主要指標の見通し（人口・年齢別人口など）
- 都市づくりの方針（将来像・基本目標・基本方針・土地利用・地域別整備方針・拠点整備方針など）
- 施策事業の考え方（分野別施策事業・重点事業、県事業、公共施設の適正配置と整備、財政見通しなど）

（２）市町の合併に関する協議（合併協定書）（想定される協定項目例示）

- 合併の方式（新設合併か編入合併か）
- 合併の期日
- （新）市の名称
- （新）市の事務所の位置
- 財産の取り扱い
- 議会の議員の定数および任期の取り扱い
- 農業委員会委員の定数および任期の取り扱い
- 地方税の取り扱い（不均一課税、減免。市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・特別土地保有税・入湯税・事業所税など）
- 一般職の職員の身分の取り扱い
- 特別職の身分の取り扱い
- 条例・規則等の取り扱い

- 事務組織および機構の取り扱い（本庁組織・出先機関・附属機関等・地域審議会）
- 一部事務組合等の取り扱い（機関等の共同設置、事務の委託、公社・第3セクター、その他外郭団体・組織を含む）
- 使用料・手数料等の取り扱い
- 公共的団体等の取り扱い（森林組合など各種協同組合、商工会議所・商工会等の産業経済団体、医師会、婦人会等、各種団体）
- 補助金・交付金等の取り扱い
- 町名・字名の取り扱い
- 慣行の取り扱い（市章・町章、市の花・木など、憲章・宣言など、市町の行事、姉妹・親善・友好都市など）
- 国民健康保険事業の取り扱い（保険料と保険税の統一を含む）
- 介護保険事業の取り扱い
- 消防団の取り扱い
- 各種事務事業の取り扱い（概ね3000項目が想定される）
 - ・ 電算システム
 - ・ 女性政策
 - ・ 人権啓発
 - ・ コミュニティ（自治会を含む）
 - ・ 国際交流事業
 - ・ 広報広聴事業
 - ・ 窓口業務
 - ・ 納税
 - ・ 防災
 - ・ 交通関係（公共交通機関から放置自転車・自動車対策など）
 - ・ 保健衛生
 - ・ 環境行政（ごみ・し尿・環境保全・その他環境分野）
 - ・ 福祉事務所業務
 - ・ 福祉施策（高齢者・障害者・児童・生活保護・その他福祉分野）
 - ・ 病院・診療
 - ・ 保健所業務
 - ・ 健康づくり
 - ・ 農林水産事業
 - ・ 商工・観光事業
 - ・ 労政・勤労者・消費者対策
 - ・ 都市計画
 - ・ 建築指導
 - ・ 建設・土木関係事業
 - ・ 上下水道事業
 - ・ 小・中・高校（校区を含む）
 - ・ 学校教育
 - ・ 社会教育（生涯学習）
 - ・ スポーツ事業
 - ・ 文化振興
- その他施策事業

4 合併の手続き



第1章 1市5町圏域の状況

1 人口・面積

(1) 1市5町の面積

高松市・塩江町・香南町・直島町・綾上町および国分寺町の1市5町（以下「圏域」という。）の総面積は400.82km²で、香川県の総面積の21.4%を占める。

そのうち、可住地面積は158.05km²で、香川県の23.2%となっている。

また、人口密度は943.9、可住地面積における人口密度は2,393.7で、香川県の数値を大きく上回っている状況である。

○人口・面積の現況（表1-1）

市町名	人口 (人) A	面積 (km ²) B	可住地面積		人口密度 (1km ² 当たり) A ÷ B	可住地面積における 人口密度(1km ² 当たり) A ÷ C
			(km ²) C	比率 (%)		
高松市	332,865	194.33	114.24	58.8%	1,712.9	2,913.7
塩江町	3,640	80.10	5.05	6.3%	45.4	720.8
香南町	8,017	14.72	9.70	65.9%	544.6	826.5
直島町	3,705	14.22	2.44	17.2%	260.5	1,518.4
綾上町	6,943	71.20	15.43	21.7%	97.5	450.0
国分寺町	23,158	26.25	11.19	42.6%	882.2	2,069.5
圏域合計	378,328	400.82	158.05	39.4%	943.9	2,393.7
県内シェア	37.0%	21.4%	23.2%	—	—	—
香川県	1,022,890	1,875.88	681.25	36.3%	545.3	1,501.5

資料：人口…総務省「国勢調査報告」（平成12年10月1日現在）
 面積…国土交通省「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」
 可住地面積…各市町資料による。
 （総面積から池沼・山林・原野・河川等を除いて計算）

(2) 人口および世帯

人口

平成12年国勢調査に基づく本圏域の人口は378,328人で、香川県の人口(1,022,890人)の37.0%を占めている。

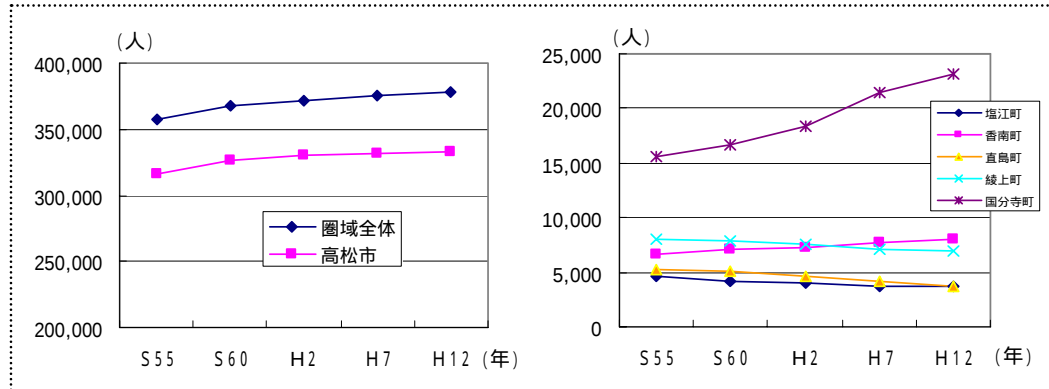
○人口の推移（表1-2）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
高松市	316,661	326,999	329,684	331,004	332,865
塩江町	4,598	4,240	3,980	3,727	3,640
香南町	6,658	7,045	7,257	7,792	8,017
直島町	5,302	5,034	4,671	4,162	3,705
綾上町	8,094	7,920	7,532	7,124	6,943
国分寺町	15,617	16,736	18,330	21,520	23,158
圏域全体	356,930	367,974	371,454	375,329	378,328
県内シェア	35.7%	36.0%	36.3%	36.5%	37.0%
香川県	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890

資料：総務省「国勢調査報告」
 単位は、人。

市町別に見ると、高松市が332,865人で圏域内人口の88.0%を占めており、以下、国分寺町23,158人(6.1%)、香南町8,017人(2.1%)の順となっている。

○人口の推移(図1-1)



資料：総務省「国勢調査報告」

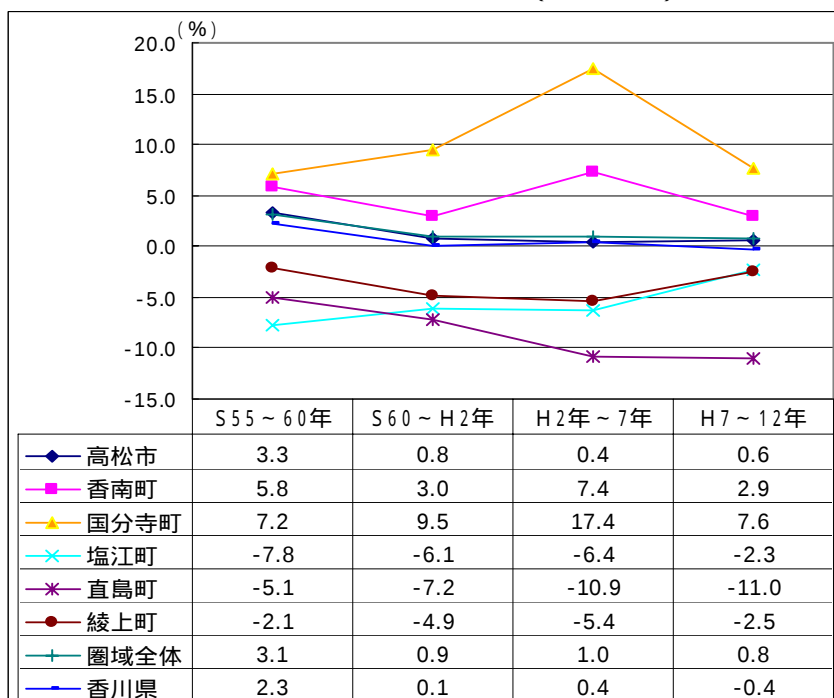
人口増加率を昭和55年以降の5年ごとに見ると、圏域全体での増加率は、香川県よりも高い水準で推移してきている。

増加率がプラスとなっているのは、高松市、香南町、国分寺町で、中でも、国分寺町および香南町の増加率が高くなっている。

一方、塩江町、直島町および綾上町においては、増加率がマイナスで推移してきている。

また、平成7年から12年での状況を見てみると、高松市および直島町以外は、増加率および減少率がともに低くなってきている。

○人口増加率の推移(図1-2)



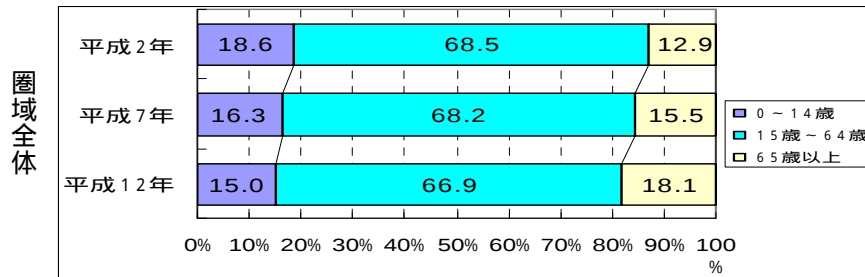
資料：総務省「国勢調査報告」

年齢3区分人口

平成12年国勢調査による年齢3区分別の人口構成は、圏域全体では、15歳未満の年少人口が15.0%、15歳から64歳までの生産年齢人口が66.9%、65歳以上の老年人口が18.1%となっている。

平成7年と比べると、年少人口および生産年齢人口がともに1%以上減少しており、老年人口割合の増加が顕著になってきている。

○年齢3区分人口構成比の推移（図1-3）



資料：総務省「国勢調査報告」。ただし、年齢不詳は除く。

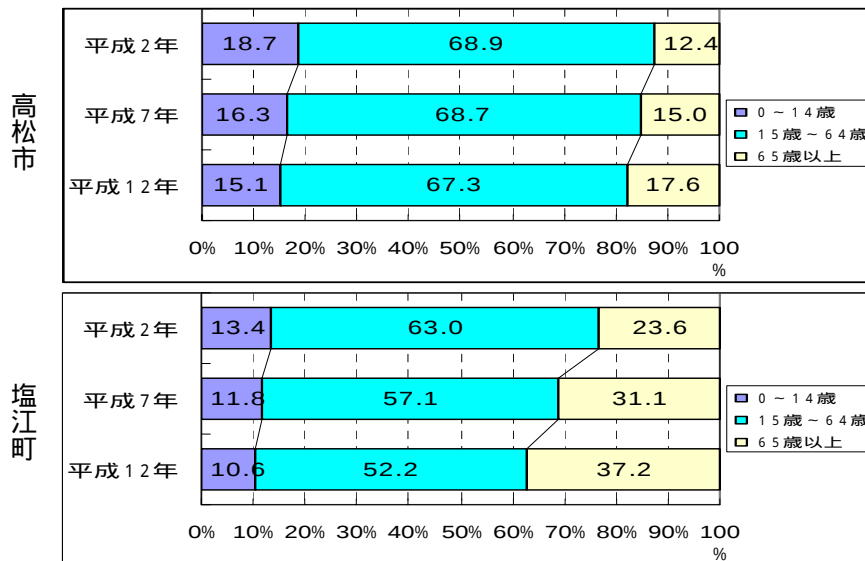
各市町別に見てみると、1市5町の中で、年少人口の割合が最も高いのは国分寺町で、17.3%となっており、次いで高松市（15.1%）、香南町（14.1%）の順となっている。

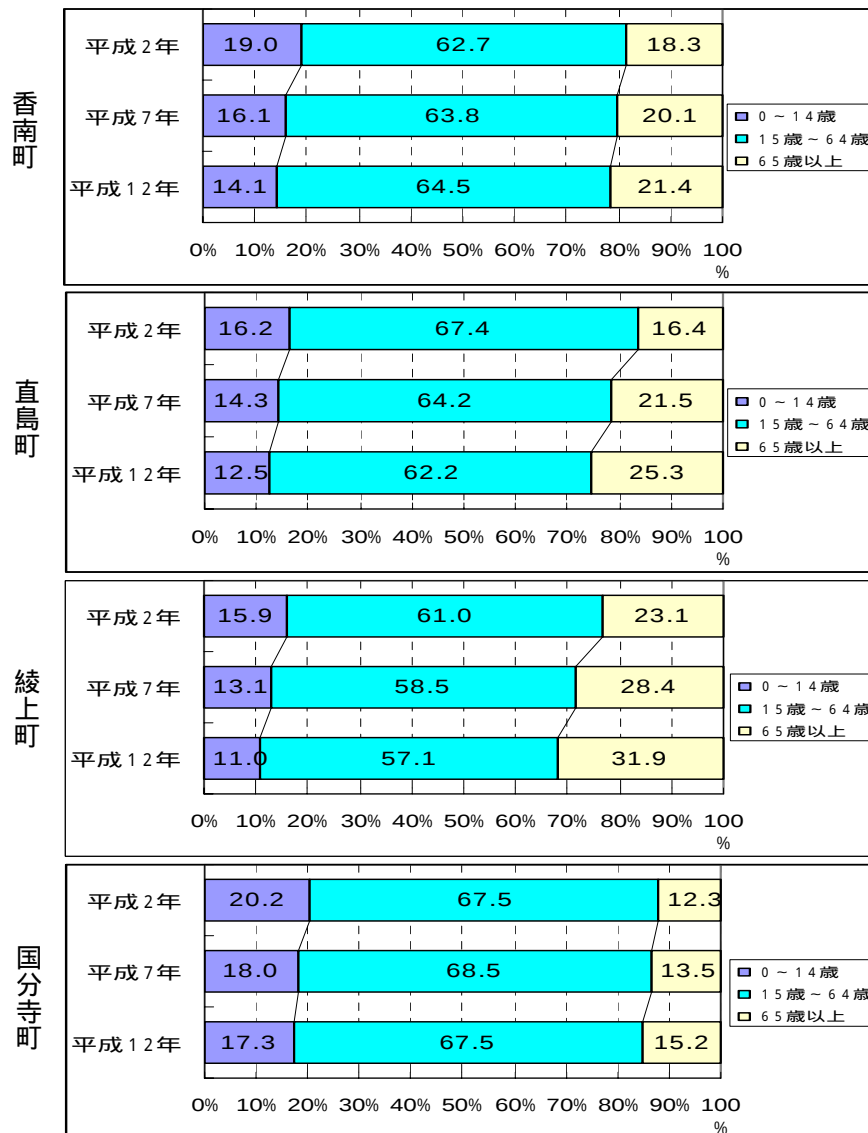
生産年齢人口割合についても、年少人口と同様に、最も高いのが国分寺町（67.5%）で、以下、高松市（67.3%）、香南町（64.5%）の順となっている。

老年人口割合が最も高いのは塩江町で、37.2%となっており、次いで綾上町（31.9%）、直島町（25.3%）の順となっている。

なお、1市5町ともに、年少人口割合が減少するとともに老年人口割合が増加しており、少子高齢化傾向を物語っている。

○市町別年齢3区分人口構成比の推移（図1-4）





資料：総務省「国勢調査報告」。ただし、年齢不詳は除く。

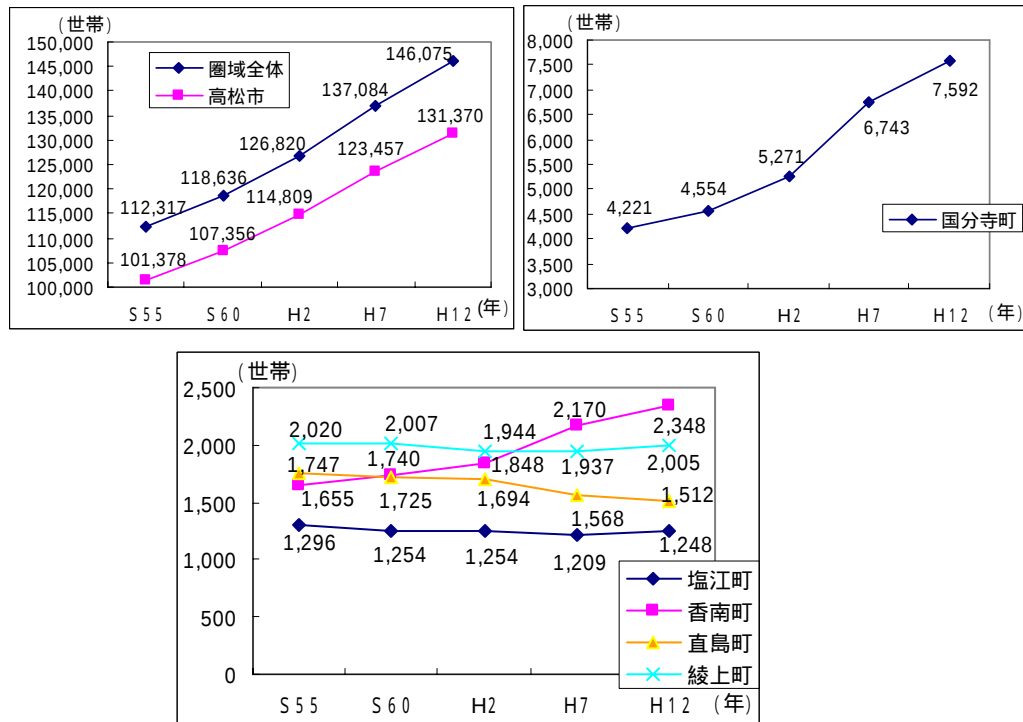
世帯数

平成12年国勢調査による世帯数は、圏域全体では約15万世帯となっており、香川県の世帯数(364,972世帯)の40.0%を占めている。

昭和55年から平成12年までの間における、圏域全体での世帯数の増加率は、30.1%で、中でも、国分寺町では79.9%の高い伸びとなっている。

また、この間での圏域全体における世帯数の増加率と人口の増加率を見比べると、世帯数の増加は33,758世帯(30.1%)で、人口の増加の21,398人(6.0%)を大きく上回っており、1世帯当たりの人員の減少傾向がうかがえるところである。

○世帯数の推移（図１－５）



資料：総務省「国勢調査報告」

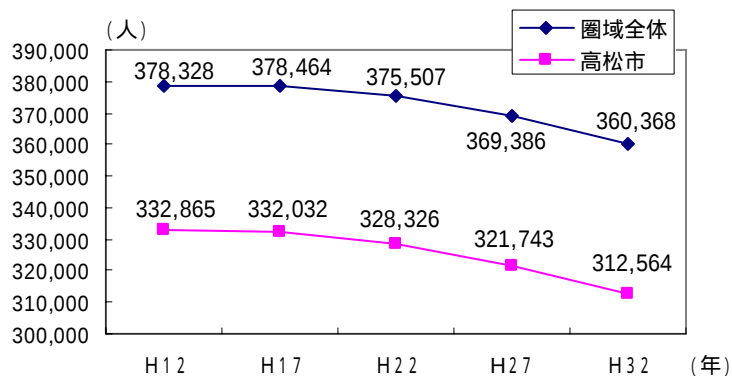
将来推計人口

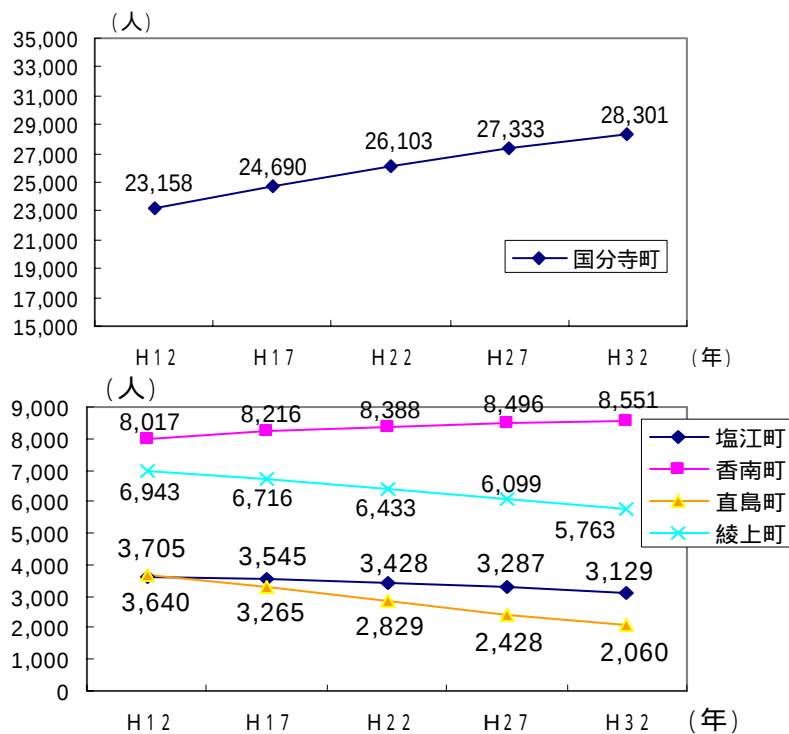
本圏域の将来的な人口の見通しは、圏域全体では、平成27年が369,386人、平成32年で360,368人と、平成12年に比べて約1万8千人が減少すると推計されている。

市町別では、国分寺町が平成32年までに現在の約1.2倍の伸びが推計されているほか、香南町でも増加が予測されている。

高松市、塩江町、直島町および綾上町では、それぞれ人口減少が予測されており、直島町では現在の55.6%までに、また、綾上町では現在の83%、塩江町では現在の86%までに減少することが予測されている。

○将来推計人口（図１－６）

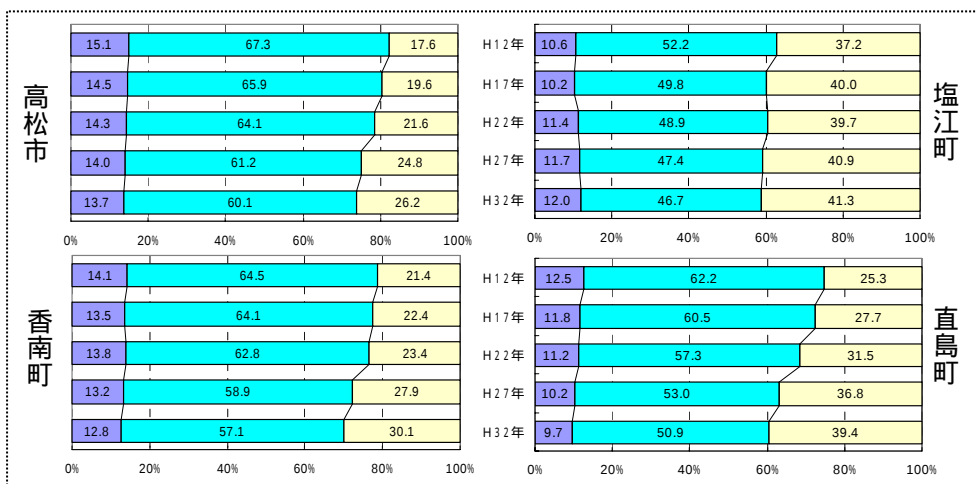
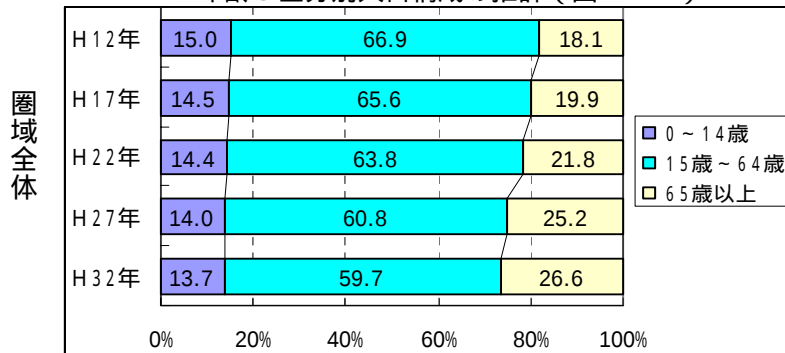


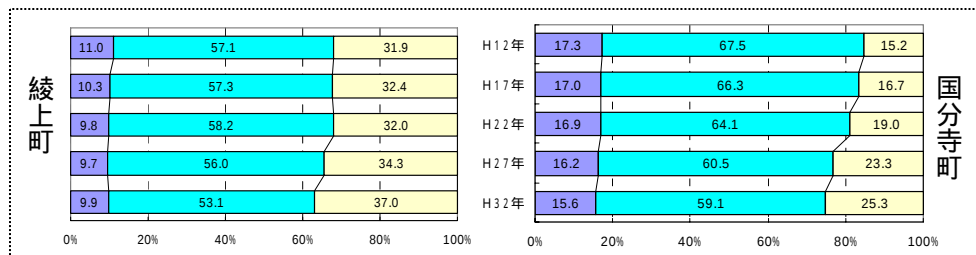


資料：（財）日本統計協会「市町村の将来人口」（平成14年3月）

また、年齢3区分別人口構成の推計を見てみると、圏域全体では、生産年齢人口が減少し続けるとともに、平成17年には5人に1人が、また、平成27年には4人に1人が65歳以上の高齢者となることを示している。

○年齢3区分別人口構成の推計（図1-7）





資料：（財）日本統計協会「市町村の将来人口」（平成14年3月）

2 交流人口

（1）通勤・通学

平成12年国勢調査による圏域内の各市町の昼間流入人口（15歳以上の通勤・通学者の合計）と昼間流出口および昼間人口は、表1-3から表1-5のように整理される。

○圏域の昼間流入人口（表1-3）

市町名等	圏域への流入					
	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
高松市		142	1,036	12	288	1,303
塩江町	474		56	0	14	11
香南町	1,822	30		0	40	83
直島町	55	0	0		0	0
綾上町	948	0	93	0		73
国分寺町	5,733	13	125	0	134	
三木町	6,207	29	85	0	17	69
牟礼町	4,715	0	25	0	0	34
庵治町	1,185	0	0	0	0	11
香川町	6,852	147	528	0	91	145
綾南町	3,845	20	217	0	328	365
その他県内	26,802	48	343	11	449	1,081
県外	3,809	53	31	258	15	51
合計	62,447	482	2,539	281	1,376	3,226

資料：総務省「国勢調査報告」（平成12年）

単位は、人。

○圏域の昼間流出口（表1-4）

市町名等	圏域からの流出					
	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
高松市		474	1,822	55	948	5,733
塩江町	142		30	0	0	13
香南町	1,036	56		0	93	125
直島町	12	0	0		0	0
綾上町	288	14	40	0		134
国分寺町	1,303	11	83	0	73	
三木町	2,347	21	41	0	23	53
牟礼町	1,534	0	12	0	0	31
庵治町	410	0	0	0	0	0
香川町	1,871	153	298	0	93	189
綾南町	915	29	121	0	281	311

その他県内	8,703	49	248	0	543	2,131
県外	1,345	13	23	178	20	179
合計	19,906	820	2,718	233	2,074	8,899

資料：総務省「国勢調査報告」（平成12年）

単位は、人。

圏域内を見てみると、高松市以外の5町に常住し、町外へ通勤・通学する者の61.3%（5町の全就業・通学者の35.9%）に相当する9,032人が高松市への通勤・通学者となっている。

なお、直島町は高松市との行き来が見られるものの、それ以外の圏域内の町との行き来が見られない状況である。

圏域内の流入を相殺した圏域全体の昼間流入人口は57,866人、昼間流出人口は22,165人で、35,701人の流入超過となっており、圏域内の昼間人口は414,029人となっている。

しかし、圏域内6市町のうち4町において流出超過となっている。

○各市町の流入超過状況と昼間人口（表1-5）

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
昼間流入人口	62,447	482	2,539	281	1,376	3,226
昼間流出人口	19,906	820	2,718	233	2,074	8,899
流入超過数	42,541	▲ 338	▲ 179	48	▲ 698	▲ 5,673
増減（H7から）	▲ 444	78	564	105	574	▲ 409
人口	332,865	3,640	8,017	3,705	6,943	23,158
昼間人口	375,406	3,302	7,838	3,753	6,245	17,485
増減（H7から）	1,417	▲ 9	789	▲ 352	393	1,229

資料：総務省「国勢調査報告」（平成12年）

単位は、人。

人口および昼間人口は、年齢不詳を含み、統計上の昼間人口比率に使用する母数とは異なる。

高松市の状況

市内に常住する就業者および15歳以上の通学者183,392人のうち、163,486人（89.1%）が市内に通勤・通学しており、2,781人（1.5%）が圏域内の5町に通勤・通学している。

このうち、最も多いのが、国分寺町で1,303人（0.7%）、次いで香南町の1,036人（0.6%）となっている。

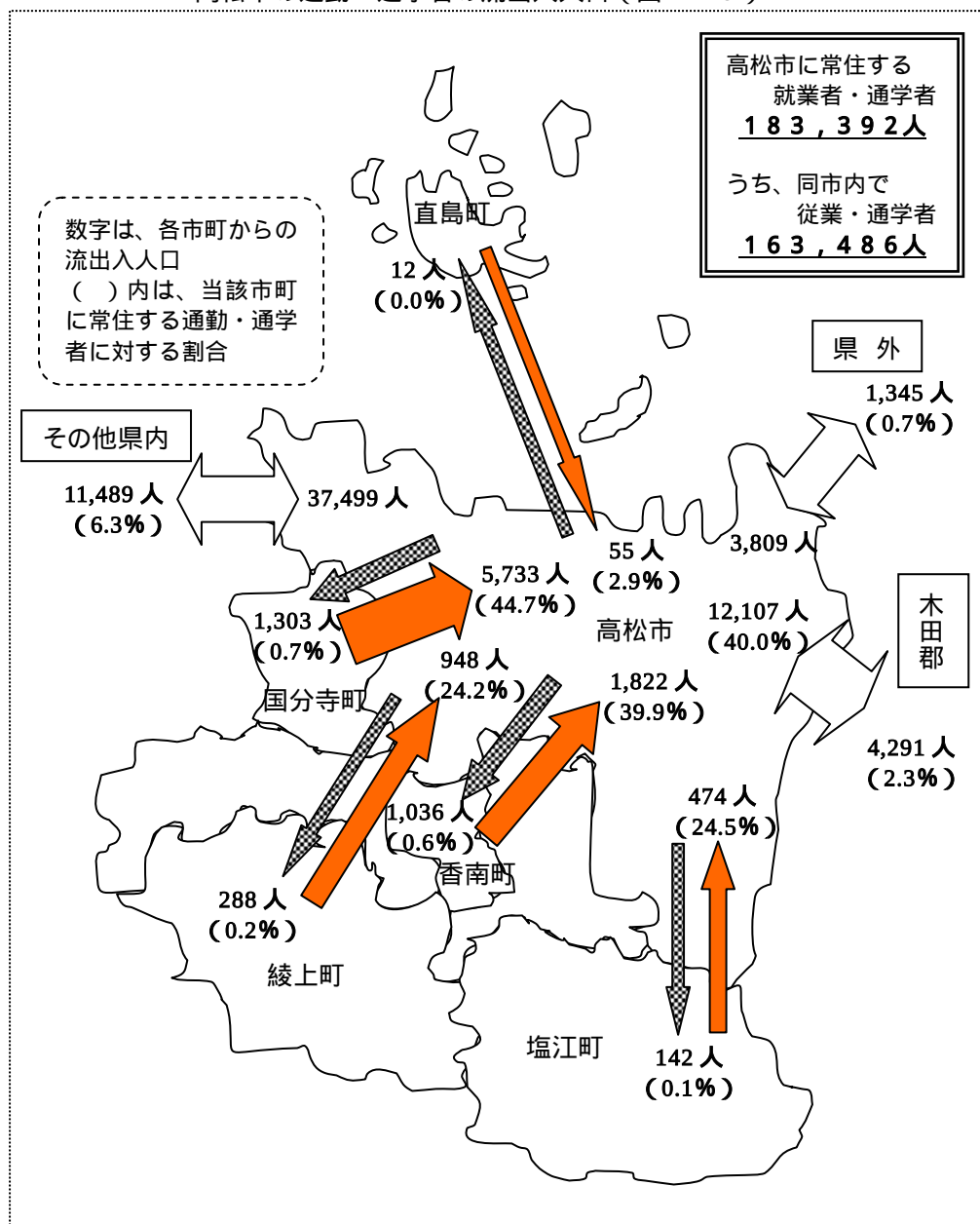
圏域外への通勤・通学先として最も多いのは、三木町の2,347人（1.3%）で、県外にも1,345人（0.7%）が通勤・通学している。

一方、流入人口を見てみると、圏域内5町からの流入は9,032人（全流入者の14.5%）で、特に国分寺町からは5,733人（圏域内での流入者の63.5%）と、流入が最も多くなっている。

圏域外では、香川町（6,852人）からの流入が最も多く、次いで、三木町（6,207人）の順となっている。

全体では、流入人口62,447人に対して、流出人口は19,906人で、42,541人の流入超過となっている。

○高松市の通勤・通学者の流出入人口（図1-8）



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

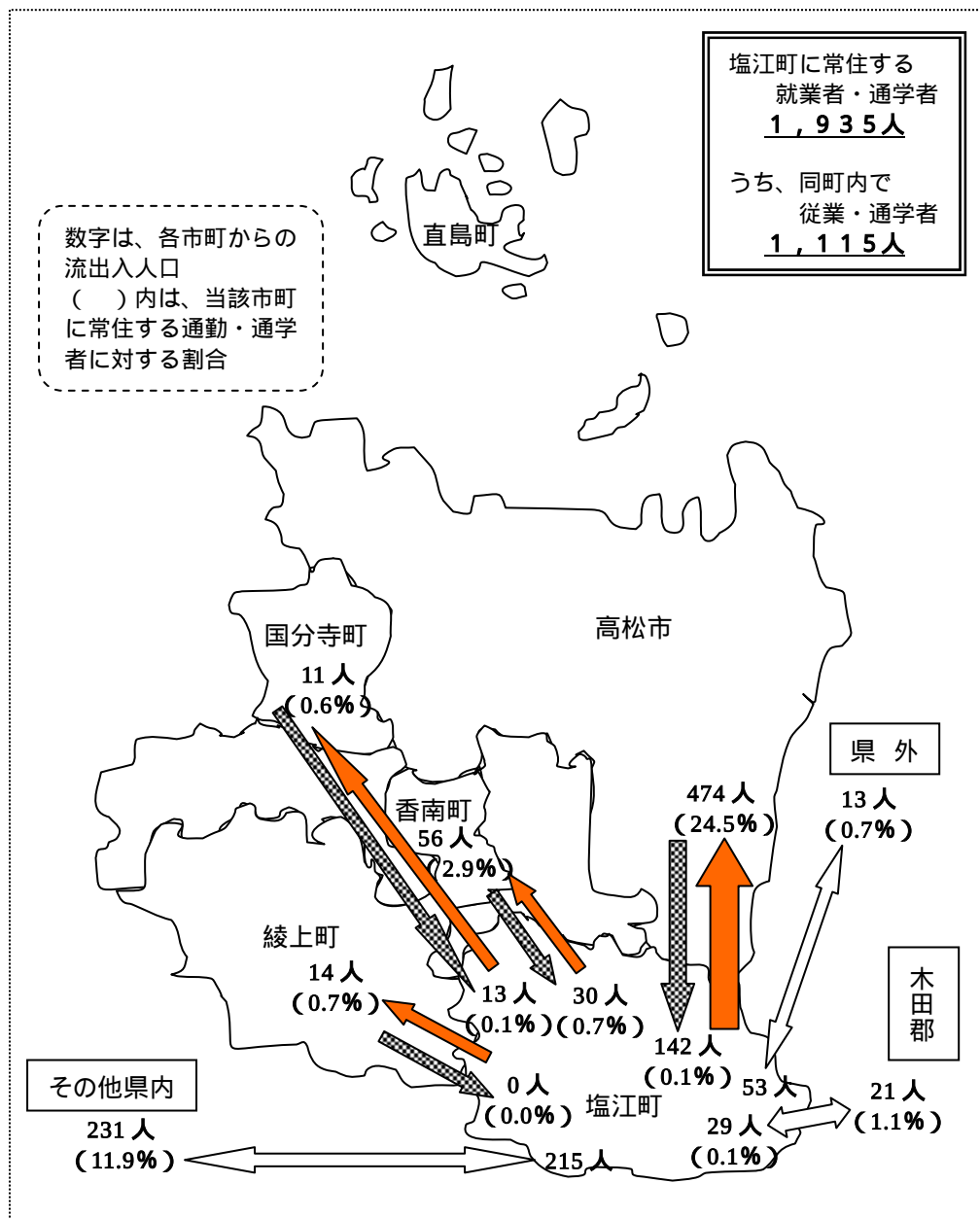
塩江町の状況

町内に常住する就業者および15歳以上の通学者1,935人のうち、1,115人(57.6%)が町内に通勤・通学している。

流出者の主な通勤・通学先では、圏域内の高松市が474人(24.5%)と最も多く、同町から流出する通勤・通学者の57.8%を占めている。

町への流入で最も多いのは、圏域外の香川町からの通勤・通学者(147人)で、次いで、高松市(142人)となっており、この1市1町で、同町へ流入する通勤・通学者の60.0%を占めている状況である。

○塩江町の通勤・通学者の流出入人口(図1-9)



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

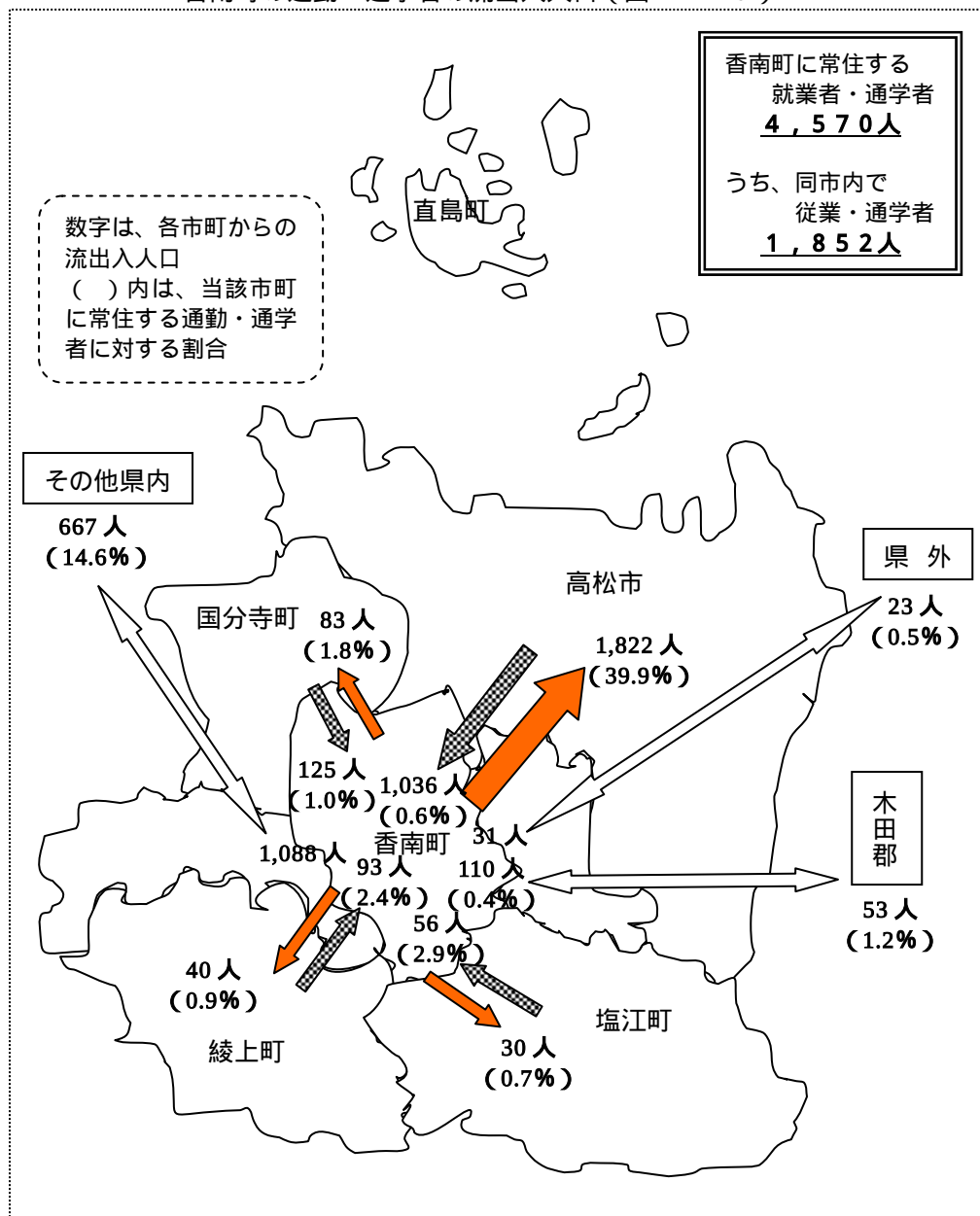
香南町の状況

町内に常住する就業者および15歳以上の通学者4,570人のうち、町内に通勤・通学しているのは1,852人(40.5%)で、地元通勤・通学の割合は、圏域内で国分寺町に次いで低い数値となっている。

流出者の主な通勤・通学先では、高松市が1,822人(39.9%)と最も多く、次に多いのが、圏域外の香川町で、298人(6.5%)となっている。

流入で最も多いのは高松市からの通勤・通学者(1,036人)となっている。

○ 香南町の通勤・通学者の流出人口(図1-10)



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

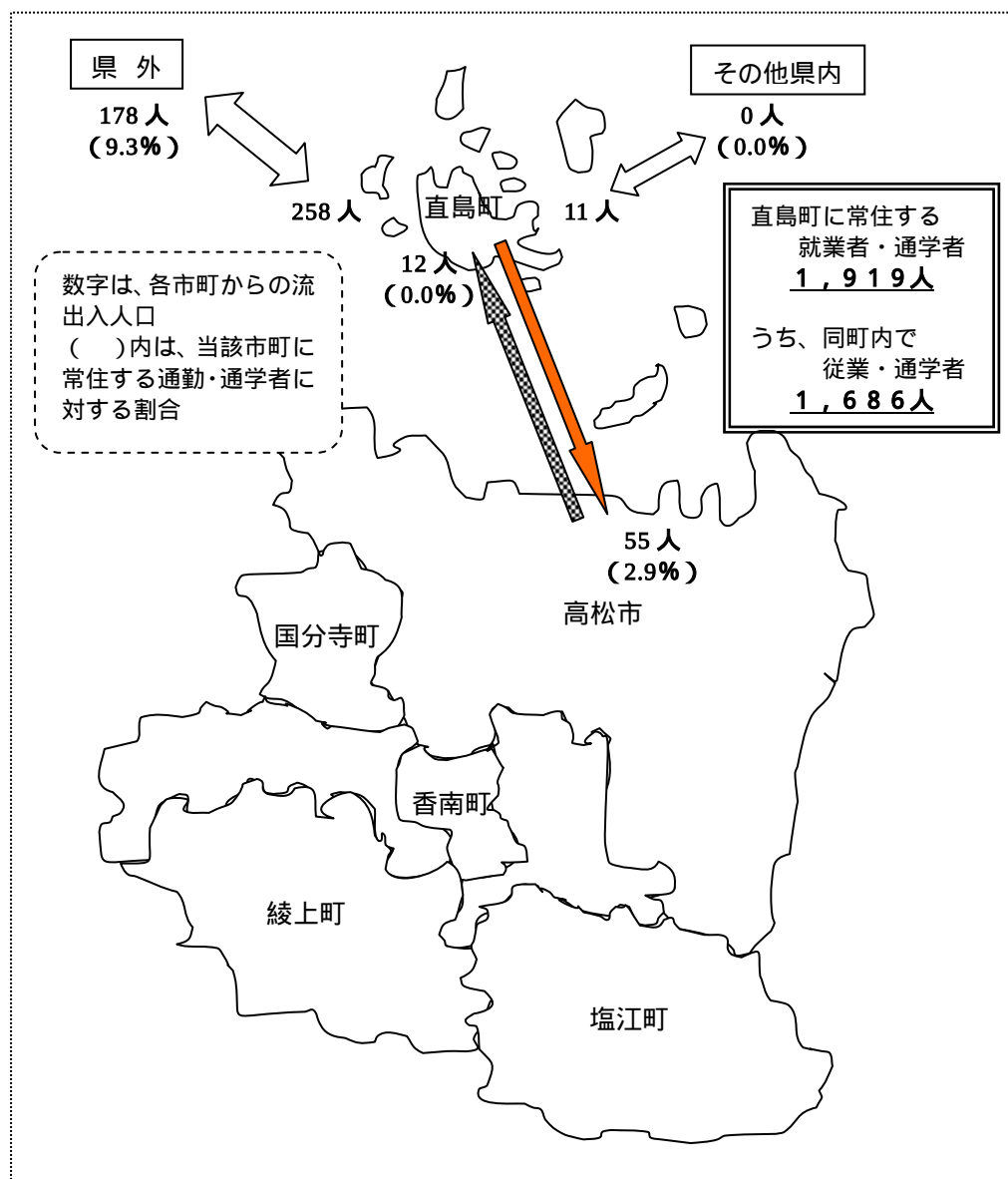
直島町の状況

町内に常住する就業者および15歳以上の通学者1,919人のうち、1,686人(87.9%)が町内に通勤・通学しており、地元通勤・通学の割合は、圏域内で高松市に次いで高い数値となっている。

同町は、流出者および流入者ともに県外が75%以上を占めており、特に、地理的な関係から、対岸の玉野市との行き来が多く、流入者の74.4%、流出者の63.1%が、玉野市となっている。圏域内においては、高松市以外との行き来は見られない状況である。

なお、圏域内において、流出人口および流入人口の差が最も少ない(48人)町となっている。

○直島町の通勤・通学者の流出人口(図1-11)



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

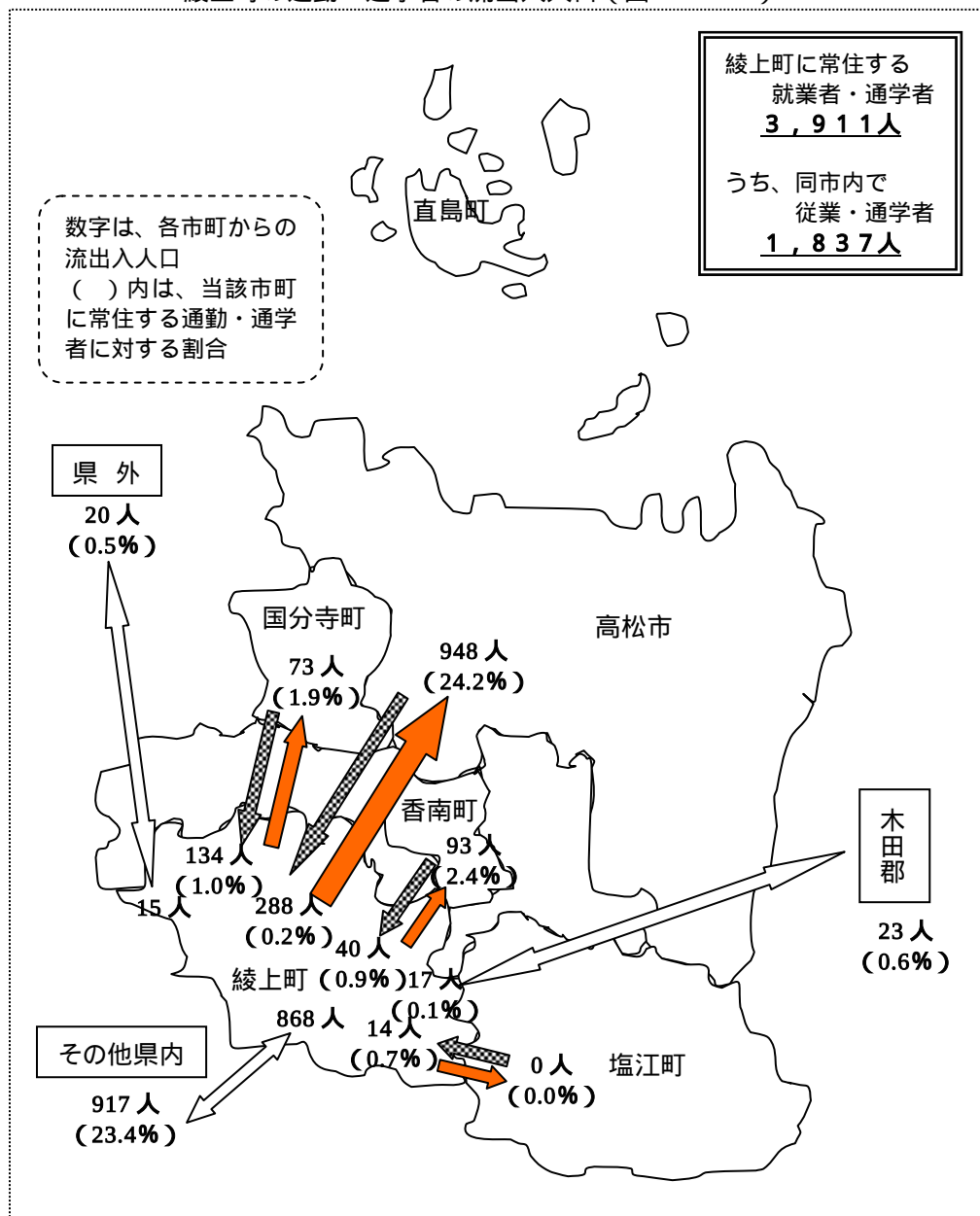
綾上町の状況

町内に常住する就業者および15歳以上の通学者3,911人のうち、1,837人(47.0%)が町内に通勤・通学している。

流出者の主な通勤・通学先では、高松市が948人(24.2%)と最も多く、同町から流出する通勤・通学者の45.7%を占めている。

流入で最も多いのは、圏域外の綾南町からの通勤・通学者の328人(23.8%)で、次いで、高松市の288人(20.9%)となっている。

○綾上町の通勤・通学者の流出人口(図1-12)



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

国分寺町の状況

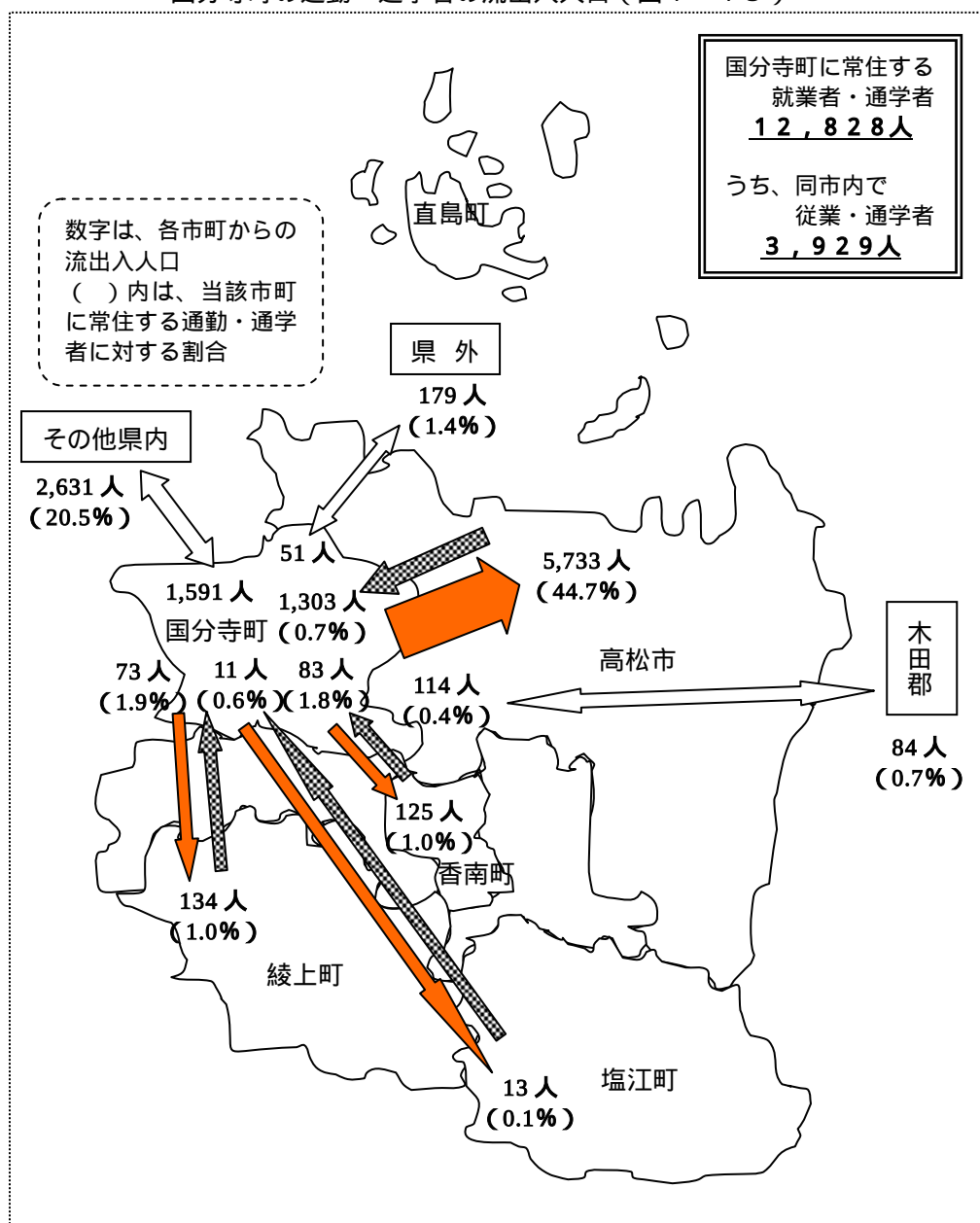
町内に常住する就業者および15歳以上の通学者12,828人の44.7%(5,733人)が高松市へ通勤・通学しており、町内での通勤・通学は30.6%(3,929人)で、本圏域内の1市5町で最も低くなっている。

高松市以外では、圏域外の坂出市(997人)が、次に多くなっている。

一方、流入人口を見ても、高松市からの流入が1,303人と最も多く、次いで、坂出市(365人)となっている。

全体では、流入人口3,226人に対して、流出人口は8,899人で、差し引き5,673人の流出超過となっており、圏域内では、流出超過が最も高い町である。

○国分寺町の通勤・通学者の流出入人口(図1-13)



資料：総務省「国勢調査報告」(平成12年)
通学者は、15歳以上。

(2) 通院・入院

通院状況

常住している自市町内での通院率が最も高いのは高松市で 92.1% となっており、次いで塩江町 (59.4%) となっている。

その他の 4 町は、通院者の半数以上が町外への通院となっており、そのうち、綾上町では、圏域外への通院率が 83.7% となっており、6 市町の中で最も高い比率となっている。

また、高松市への通院率が最も高いのは直島町 (80.0%) で、次いで、香南町 (46.2%)、国分寺町 (45.7%) の順となっており、香南町および国分寺町では、約 2 人に 1 人が高松市への通院者となっている。

○通院患者の状況 (表 1 - 6)

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
高松市	6,679	92.1	24	16.8	66	46.2	4	80.0	28	13.9
塩江町	4	0.1	85	59.4	1	0.7	0	0.0	1	0.5
香南町	56	0.8	2	1.4	25	17.5	0	0.0	2	1.0
直島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
綾上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国分寺町	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.0
圏域計	6,741	92.9	111	77.6	92	64.3	4	80.0	33	16.3
その他県内	514	7.1	32	22.4	51	35.7	1	20.0	169	83.7
合 計	7,255	100.0	143	100.0	143	100.0	5	100.0	202	100.0

	国分寺町		圏域計		その他県内		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
高松市	224	45.7	7,025	85.3	1,753	11.4	8,778	37.2
塩江町	0	0.0	91	1.1	27	0.2	118	0.5
香南町	1	0.2	86	1.0	27	0.2	113	0.5
直島町	-	-	0	-	-	-	-	-
綾上町	-	-	0	-	-	-	-	-
国分寺町	173	35.3	177	2.1	11	0.1	188	0.8
圏域計	398	81.2	7,379	89.6	1,818	11.8	9,197	39.0
その他県内	92	18.8	859	10.4	13,549	88.2	14,408	61.0
合 計	490	100.0	8,238	100.0	15,367	100.0	23,605	100.0

資料：香川県医務国保課調べ(平成13年) 病院(病床数が20床以上)を対象。

縦計は、当該市町に居住する通院患者。

横計は、当該市町で通院している者。

県外への流出入を除く。

入院状況

常住する市町内での入院率が 50% を超えているのは、高松市 (77.9%) と塩江町 (50.0%) で、国分寺町 (25.8%) および香南町 (24.3%) では、50% 未満となっている。

また、圏域外への流出割合が最も高いのは、綾上町で 77.6% となっており、次いで、直島町 (42.9%)、香南町 (35.5%)、国分寺町 (30.3%) の順となっており、この 4 町では入院者の 30% 以上が圏域外に流出している状況である。

○入院患者の状況（表１－７）

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
高松市	3,207	77.9	26	26.5	43	40.2	4	57.1	21	19.6
塩江町	6	0.1	49	50.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9
香南町	140	3.4	5	5.1	26	24.3	0	0.0	2	1.9
直島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
綾上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国分寺町	12	0.3	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
圏域計	3,365	81.8	81	82.7	69	64.5	4	57.1	24	22.4
その他県内	751	18.2	17	17.3	38	35.5	3	42.9	83	77.6
合 計	4,116	100.0	98	100.0	107	100.0	7	100.0	107	100.0

	国分寺町		圏域計		その他県内		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
高松市	94	42.5	3,395	72.9	1,122	12.3	4,517	32.7
塩江町	1	0.5	57	1.2	22	0.2	79	0.6
香南町	2	0.9	175	3.8	62	0.7	237	1.7
直島町	-	-	0	-	-	-	-	-
綾上町	-	-	0	-	-	-	-	-
国分寺町	57	25.8	70	1.5	7	0.1	77	0.6
圏域計	154	69.7	3,697	79.4	1,213	13.3	4,910	35.6
その他県内	67	30.3	959	20.6	7,932	86.7	8,891	64.4
合 計	221	100.0	4,656	100.0	9,145	100.0	13,801	100.0

資料：香川県医務国保課調べ（平成13年） 病院（病床数が20床以上）を対象。

縦計は、当該市町に居住する入院患者。

横計は、当該市町で入院している者。

県外への流出入を除く。

（３）購買活動状況

圏域内の各市町における各種商品の購買状況を見てみる。

まず、商品系列ごとの内買率を表しているのが、表１－８である。

内買率が最も高いのは高松市で、飲食料品および余暇用品では90%を超えており、衣料身回品、家庭用品および美容健康用品でも80%台となっており、圧倒的な商業力を持っている。

塩江町においては、美容健康用品の24%が最も高く、以下家庭用品の13%、飲食料品の11%、衣料身回品の4%、余暇用品の2%となっており、商業力は小さく、町外への依存が高くなっている。

香南町では、飲食料品21%と家庭用品8%の内買率が示すように、飲食料品と基礎的生活用消耗品を中心とした商業となっている。

直島町においては、飲食料品が43%と、次の美容健康用品24%を大きく離しており、商業力としては、飲食料品に比重がおかれたものとなっている。

綾上町では、飲食料品が16%、家庭用品が9%、美容健康用品が8%、衣料身回品が2%、余暇用品1%となっており、商業はほとんど他の市町に依存している状況となっている。

国分寺町においては、飲食料品が84%、美容健康用品および余暇用品が61%と、内買率が高く、商業力がかなり充実していることがうかがえる。

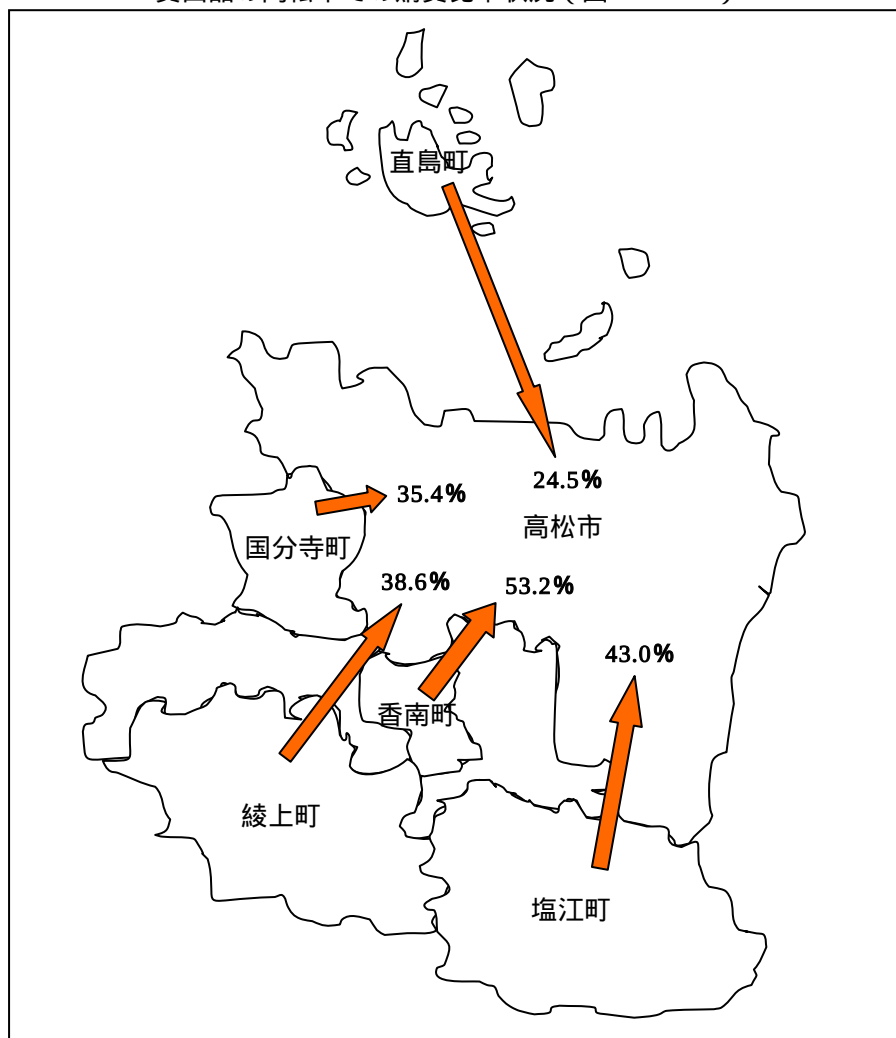
○商品系列ごとの内買率等の状況（表１－８）

		飲食料品	家庭用品	美容健康	衣料身回	余暇用品
高松市	内買率	0.916	0.886	0.842	0.878	0.914
	流入率	0.064	0.171	0.125	0.385	0.173
塩江町	内買率	0.113	0.130	0.240	0.037	0.023
	流入率	0.012	0.003	0.021	0.000	0.006
香南町	内買率	0.214	0.083	0.000	0.006	0.012
	流入率	0.048	0.005	0.003	0.009	0.002
直島町	内買率	0.426	0.153	0.241	0.051	0.158
	流入率	0.000	0.000	0.023	0.000	0.000
綾上町	内買率	0.157	0.087	0.078	0.018	0.010
	流入率	0.003	0.013	0.002	0.005	0.004
国分寺町	内買率	0.843	0.489	0.611	0.218	0.607
	流入率	0.322	0.246	0.171	0.134	0.347

資料：香川県ほか「平成８年度香川県商圈調査報告書」による。

また、アクセサリーや貴金属、レジャー用品等の買回品における、高松市での購買比率は、図１－１４のとおりとなっている。

○買回品の高松市での購買比率状況（図１－１４）



資料：香川県ほか「平成８年度香川県商圈調査報告書」による。

3 産業経済の状況

(1) 就業構造

本圏域の全就業者は187,377人、香川県の就業者の36.6%を占めることとなる。

そのうち、第1次産業が4.1%、第2次産業が22.2%、第3次産業が73.1%となり、香川県全域の就業構造から見ると、第3次産業（商業・サービス業）の比重が高いことがうかがえる。

圏域内における就業人口では、高松市が87.8%を占めており、以下、国分寺町の6.2%、香南町の2.2%、綾上町の1.9%の順となっている。

産業別就業比率での状況を見てみると、第1次産業が最も高いのは塩江町（19.8%）で、次いで綾上町（18.8%）となっている。

第2次産業では、直島町（45.1%）が最も高く、次いで香南町（31.4%）となっており、第3次産業では、高松市（74.8%）が最も高く、次いで国分寺町（68.5%）の順となっている。

○産業別就業人口（表1-9）

	総就業者数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		区分不能	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
高松市	164,563	5,534	3.4	34,862	21.2	123,127	74.8	1,040	0.6
塩江町	1,800	356	19.8	497	27.6	947	52.6	-	-
香南町	4,086	457	11.2	1,282	31.4	2,282	55.8	65	1.6
直島町	1,772	153	8.6	799	45.1	820	46.3	-	-
綾上町	3,569	672	18.8	1,024	28.7	1,873	52.5	-	-
国分寺町	11,587	550	4.7	3,091	26.7	7,939	68.5	7	0.1
圏域計	187,377	7,722	4.1	41,555	22.2	136,988	73.1	1,112	0.6
県計	511,354	37,582	7.4	149,372	29.2	322,675	63.1	1,725	0.3

資料：総務省「国勢調査報告」（平成12年）

(2) 事業所の状況

事業所数の推移

本圏域の事業所数は、平成11年7月1日現在において23,345事業所で、そのうち従業員30人以上の事業所が1,176事業所となっており、平成3年までは増加していたものが、平成8年以降には減少傾向に転じている。

特に、平成8年と11年を比べて見ると、直島町を除く1市4町で減少しており、塩江町で7.5%、香南町で7.4%、高松市および国分寺町で5.1%、綾上町で2.9%のマイナスとなっている。

従業員30人以上の事業所については、高松市が47事業所の減と最も減少数が高く、次いで国分寺町（4事業所の減）、直島町（2事業所の減）となっており、圏域全体では48事業所（3.9%）の減となっている。

○事業所数の推移（表１－１０）

	事業所数（民 営）								うち、従業員30人以上		
	S61年	H3年	H8年	H11年	増減率（%）				H8年	H11年	増減数
					S61	H8	H8	H11			
高松市	22,781	23,063	22,900	21,725	0.5	▲ 5.1			1,133	1,086	▲ 47
塩江町	257	224	201	186	▲ 21.8	▲ 7.5			6	7	1
香南町	254	307	337	312	32.7	▲ 7.4			20	22	2
直島町	206	215	207	211	0.5	1.9			12	10	▲ 2
綾上町	249	248	244	237	▲ 2.0	▲ 2.9			13	15	2
国分寺町	616	646	710	674	15.3	▲ 5.1			40	36	▲ 4
圏域計	24,363	24,703	24,599	23,345	1.0	▲ 5.1			1,224	1,176	▲ 48
県 計	59,018	59,784	58,827	55,790	▲ 0.3	▲ 5.2			2,531	2,443	▲ 88

資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

従業者数の推移

本圏域の従業者数は、平成１１年７月１日現在で２０７，０８８人となっており、そのうち従業員３０人以上での従業者数は９２，７７９人となっている。

平成８年までは増加していたが、平成１１年には減少に転じている。市町別では、香南町と綾上町を除く４市町で減少しており、国分寺町が６．０％、高松市が３．８％の減となっている。

従業員３０人以上での従業者数についても、香南町と綾上町を除く４市町で減少しており、圏域全体では、平成８年から３５５人（０．４％）の減となっている。

○従業者数の推移（表１－１１）

	従 業 者 数 (民 営)							うち、従業員30人以上			
	S61年	H3年	H8年	H11年	増減率(%)				H8年	H11年	増減数
					S61	H8	H8	H11			
高松市	174,852	187,142	199,966	192,383	14.4	▲ 3.8			86,522	85,902	▲ 620
塩江町	1,099	1,219	1,135	1,116	3.3	▲ 1.7			299	283	▲ 16
香南町	1,492	2,533	3,329	3,493	123.1	4.9			1,573	1,864	291
直島町	2,132	2,096	1,971	1,899	▲ 7.6	▲ 3.7			1,061	930	▲ 131
綾上町	1,548	1,737	1,947	2,261	25.8	16.1			890	1,239	349
国分寺町	4,085	5,090	6,313	5,936	54.5	▲ 6.0			2,789	2,561	▲ 228
圏域計	185,208	199,817	214,661	207,088	15.9	▲ 3.5			93,134	92,779	▲ 355
県 計	402,927	440,939	466,326	446,111	15.7	▲ 4.3			192,196	189,493	▲ 2,703

資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

（３）小売店の状況

本圏域の小売店数（飲食店を除く）は、表１－１２のとおりで、平成１１年７月１日現在で４，７８７店となっている。

平成３年から減少傾向が続き、平成１１年までに６５２店（１２．０％）が減少しており、特に、高松市では６０１店（１２．１％）が減少している。

なお、平成１１年には、香南町および国分寺町において、増加に転じている状況になっている。

○小売店数の推移（表１－１２）

	小売店数(飲食店を除く)					増減率(%)			
	S 63年	H 3年	H 6年	H 9年	H 11年	S 63	H 9	H 9	H 11
高松市	4,921	4,978	4,824	4,487	4,377	▲ 8.8		▲ 2.5	
塩江町	65	63	53	55	51	▲ 15.4		▲ 7.3	
香南町	60	72	72	65	66		8.3		1.5
直島町	62	61	61	55	54	▲ 11.3		▲ 1.8	
綾上町	88	79	67	61	58	▲ 30.7		▲ 4.9	
国分寺町	175	186	184	170	181	▲ 2.9		6.5	
圏域計	5,371	5,439	5,261	4,893	4,787	▲ 8.9		▲ 2.2	

資料：香川県統計調査課「香川県の商業」

4 主な公共施設等の状況

ここでは、圏域内における主な公共施設等や、各市町における都市提携の状況、都市宣言について見てみる。

まず、圏域内における主な公共施設等の設置状況については、表１－１３のとおりとなっている。

○公共施設等の設置状況（表１－１３）

施設区分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
支所	1	2					3
出張所	21						21
公民館	42		1	2	4	5	54
図書館(分室を含む)	42			1		1	44
博物館	6		1			1	8
美術館	1	1					2
集会施設	12	8	9	4		1	34
スポーツ施設	体育館	5	2	1	1	2	12
	サッカー場						
	野球場	1			1	1	4
	テニスコート(面)	22	5	4		5	40
	プール	3				1	5
	運動公園	1	1	2		1	7
キャンプ場	2	2		1	2	1	8
宿泊施設	1	1					2
温泉施設		2	1			1	4
病院(市町立)	1	1					2
診療所(市町立)				1	2		3
保健センター	1	1	1		1	1	5
夜間急病診療所	1			1			2
保健所	1						1
道の駅		1	1				2
音楽ホール	1						1
卸売市場	3					1	4
老人保健福祉施設						1	1

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

また、各市町の都市提携の状況については表１－１４、都市宣言等の状況については表１－１５のとおりとなっている。

○都市提携の状況（表１－１４）

都市提携名等		高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
国 内	姉妹城都市	彦根市(滋賀県)					
	親善都市	水戸市(茨城県)					
	友好都市	矢島町(秋田県)	枚方市(大阪府)				
海 外	姉妹都市	セント・ピーターズ バーグ市(アメリカ)			ティミンズ市 (カナダ)		
	姉妹都市	トゥール市(フランス)					
	友好都市	南昌市(中国)					

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

○都市宣言等の状況（表１－１５）

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
都市宣言 等の名称	世界連邦都市					シートベルト着用
	交通安全都市					
	環境美化都市					
	高松市民のねがい	町民憲章	町民憲章	町民憲章	町民憲章	町民憲章
	非核平和都市	塩江町非核平和	香南町非核平和	非核三原則を守る	非核綾上	非核国分寺
	人権尊重都市	人権尊重の町	人権尊重の町	人権尊重の町	人権尊重の町	人権尊重の町
	男女共同参画都市		ゆとり			健康の町

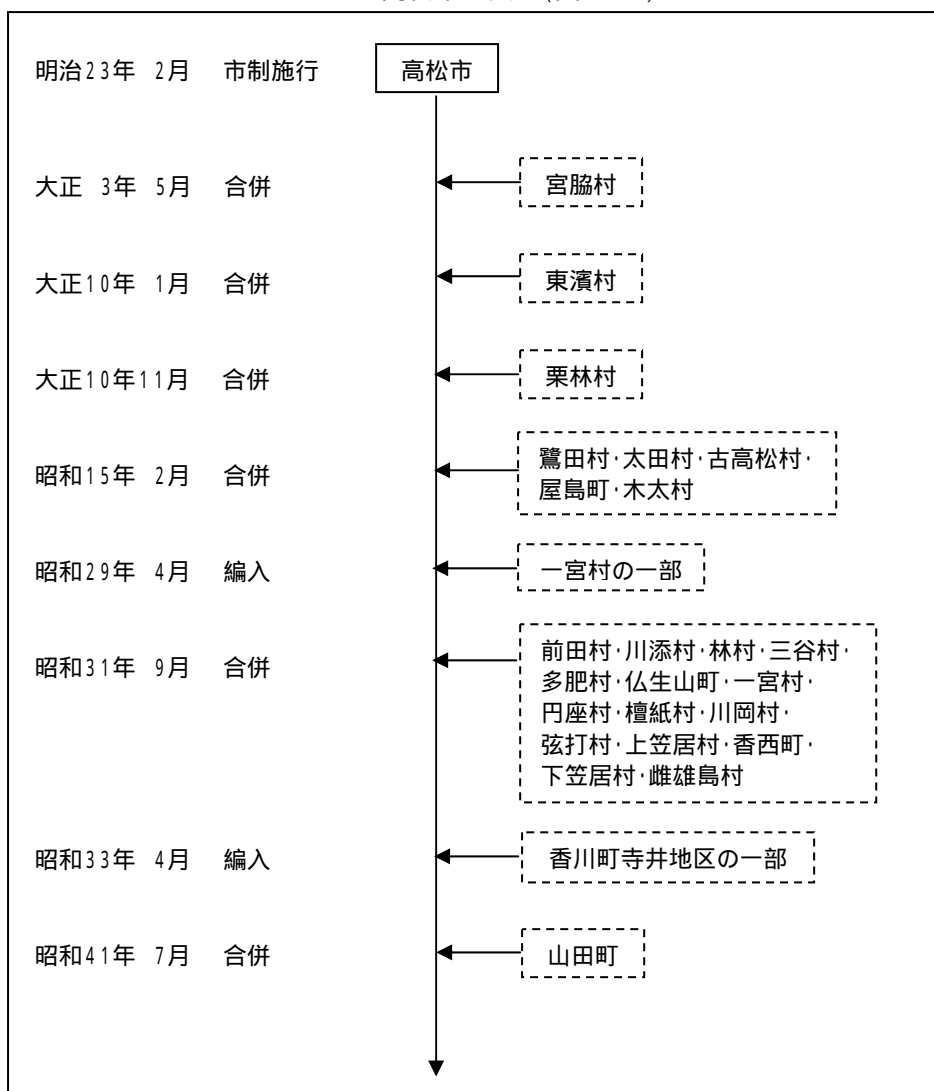
資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

第2章 合併の変遷と広域的行政の現状

1 合併の変遷

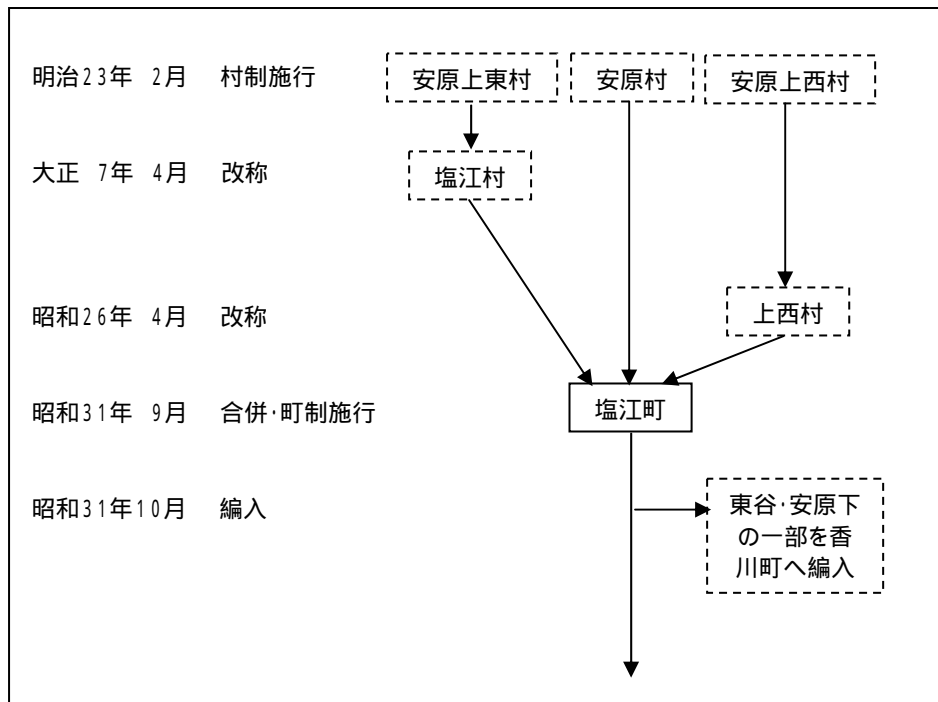
圏域内における各市町の合併の変遷は、次のとおりとなっている。

○高松市の変遷(図2 - 1)



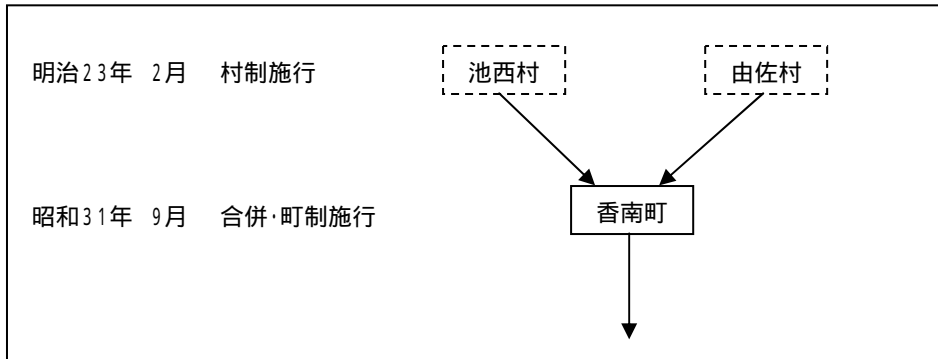
資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

○ 塩江町の変遷(図2 - 2)



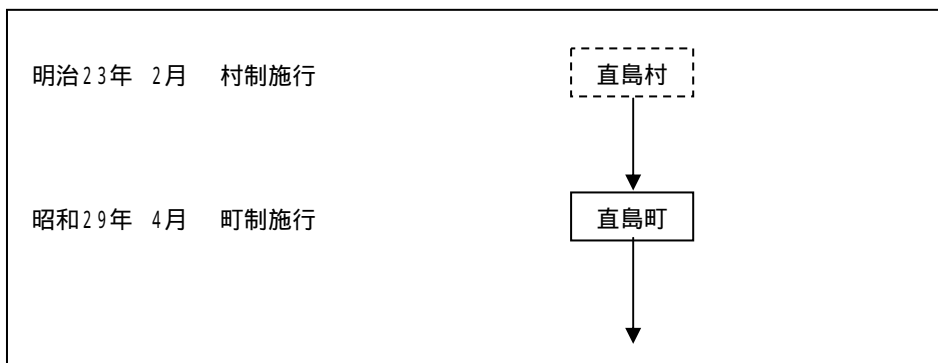
資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

○ 香南町の変遷(図2 - 3)



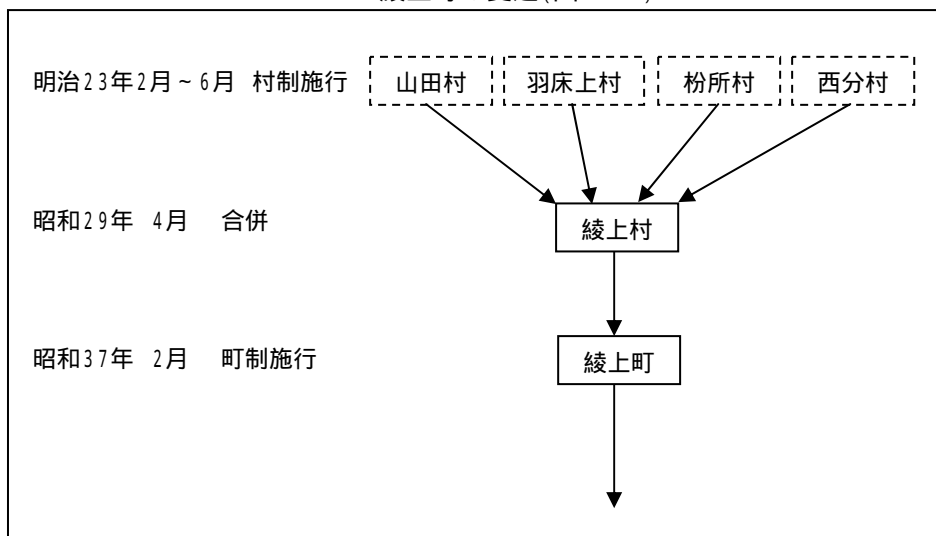
資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

○ 直島町の変遷(図2 - 4)



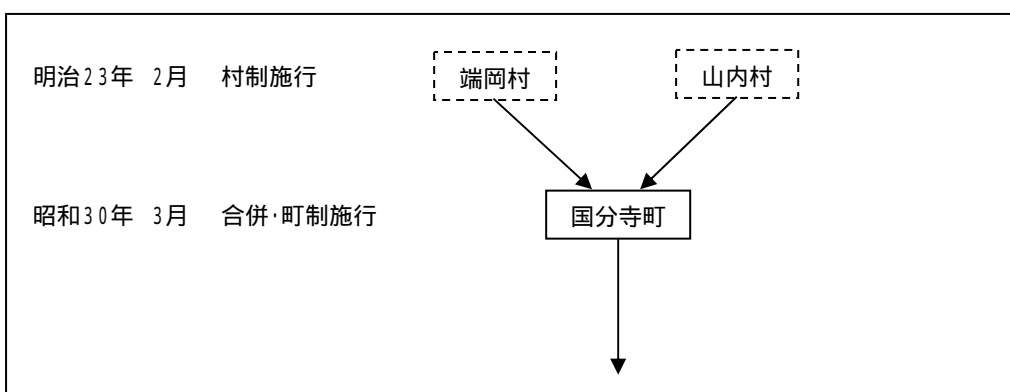
資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

○綾上町の変遷(図2 - 5)



資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

○国分寺町の変遷(図2 - 6)



資料:「香川縣市町合併促進方策検討委員会報告書」より。

2 広域行政等の状況

圏域内における一部事務組合および各市町に係する事務事業の委託による共同処理事務の状況は、以下のとおりとなっている。

(1) 高松地区広域市町村圏振興事務組合

高松地区広域市町村圏振興事務組合(以下「高松広域組合」という。)は、昭和48年1月に、圏域内の6市町および三木町、牟礼町、庵治町、香川町、綾南町の11市町により、設立された一部事務組合(管理者は高松市長)である。

この高松広域組合では、現在、次の10の事務について、共同で処理しているところである。

○高松広域組合で実施している共同処理事務(表2 - 1)

	共 同 処 理 す る 事 務	関 係 市 町
1	広域市町村圏計画の策定に関すること。	高松市、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町 、 綾上町 、綾南町、 国分寺町 (以下「全市町」という。)
2	広域市町村圏計画実施のための連絡調整に関すること。	全市町
3	養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営に関すること。	全市町
4	介護認定審査会の設置・運営に関すること。	全市町
5	広域交流センターの設置・管理運営に関すること。	全市町
6	し尿処理施設の設置・管理運営に関すること。	全市町(直島町 を除く。)
7	南部ごみ処理施設の設置・管理運営に関すること。	高松市、 塩江町 、 香南町
8	西部ごみ処理施設およびスポーツ・レクリエーション公園の設置・管理運営に関すること。	高松市、 綾上町 、綾南町、 国分寺町
9	桜川ダム建設に関すること。	高松市、 塩江町 、香川町、 香南町
10	水道用水供給事業に関すること。	高松市、香川町、 香南町

資料:高松地区広域市町村圏振興事務組合規約より。

(2) 他の一部事務組合の設置状況

高松広域組合以外にも、圏域のそれぞれの市町に関係する一部事務組合が設置されている。

その状況をまとめたのが、表2 - 2である。

○一部事務組合の設置状況(圏域構成市町関係)(表2 - 2)

組 合 名	設立年月日	共同処理する事務	構 成 団 体 名
木田香川地区町村税滞納整理組合	昭33. 3. 31	滞納町村税等の整理 町村税等の納付の啓蒙	三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町
綾歌郡老人ホーム組合	昭37. 5. 7	養護老人ホームの設置・ 管理運営	綾上町 、綾南町、 国分寺町 、 綾歌町、飯山町、宇多津町
綾南環境衛生組合	昭45. 10. 1	一般廃棄物の収集運搬・埋立 綾南斎苑の設置・管理運営 し尿貯留槽の設置・管理運営	綾上町 、綾南町、 国分寺町 、 綾歌町
讃岐地区広域消防組合	昭51. 11. 10	消防および救急	三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町
香川南部葬斎場組合	平元. 11. 1	火葬場の設置・管理 葬斎事業に関する事務	塩江町 、香川町、 香南町
坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合	昭33. 4. 1	滞納市町村税の整理 納税の普及徹底	坂出市、 綾上町 、綾南町、 国分寺町 、宇多津町
香川県町村職員退職手当組合	昭33. 10. 1	組合町村の職員に対する退 職手当の支給に関する事務	県内全町および一部事務 組合
香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合	昭43. 11. 15	議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害または通勤 による災害補償	県内全町および一部事務 組合

資料:香川県地域振興課「香川県市町行財政要覧」より。

(3) 事務委託の状況

圏域内における市町間での事務委託については、綾上町、綾南町および国分寺町の消防業務を高松市が受託しているだけである。

なお、県への事務委託としては、県下全ての町において、公平委員会事務を委託している状況となっている。

3 各種行政圏域・機関管理区域等の状況

圏域の各市町が関係する、国および県等が行政上の目的で設定する各種施策圏域等の状況について整理する。

(1) 国・県等が設定する各種施策圏域等の状況

本圏域内において、国および県が設定する各種の施策圏域については、表 2 - 3 のとおりである。

○ 国・県が設定する各種施策圏域の状況(表 2 - 3)

圏 域 等	高松地区広域市町村圏内市町	そ の 他 の 市 町
地方生活圏 (国土交通省)	〔香川東部地方生活圏〕 高松市、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町、香川町、香南町、直島町、 綾上町、綾南町、国分寺町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市、 内海町、土庄町、池田町
地方拠点都市地域 (国土交通省等)	高松市、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町、香川町、香南町、直島町、 綾上町、綾南町、国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、 飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、 琴平町、多度津町、仲南町
テクノポリス開発圏域 (通商産業省等)	高松市	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、 宇多津町、多度津町、高瀬町、三野町、 豊中町、詫間町、仁尾町
頭脳立地集積促進地域 (通商産業省等)	高松市	丸亀市、坂出市、宇多津町
過疎地域	塩江町、綾上町	内海町、池田町、琴南町
山村地域	塩江町、綾上町(一部)	引田町、白鳥町、さぬき市、琴南町、 仲南町および大野原町の一部
離島	高松市(一部)、直島町	丸亀市、坂出市、観音寺市、土庄町、 多度津町および詫間町の一部
農工法地域	三木町、綾上町、綾南町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市、 満濃町、多度津町、仲南町、高瀬町、 山本町、大野原町、仁尾町、豊浜町、 財田町
都市計画区域	〔香川中央都市計画区域〕 高松市(一部)、牟礼町	丸亀市(一部)、坂出市(一部)、 宇多津町
	〔国分寺町都市計画区域〕 国分寺町	
2次保健医療圏(県)	〔高松保健医療圏〕 高松市、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町、香川町、香南町、直島町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、 飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、 琴平町、多度津町、仲南町
	〔中讃保健医療圏〕 綾上町、綾南町、国分寺町	

ごみ処理広域ブロック (県)	{ ブロック} 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 綾上町 、 綾南町、 国分寺町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市、
	{ ブロック} 直島町	
県立高校通学圏域 (県)	{ 第1学区} 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市、 内海町、土庄町、池田町
	{ 第2学区} 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、 綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、 満濃町、琴平町、多度津町、仲南町、 高瀬町、山本町、三野町、大野原町、 豊中町、詫間町、仁尾町、豊浜町、 財田町

資料：「香川縣市町合併促進方策検討委員会資料」より。

(2) 広域的な区域を所管する行政機関等の状況

本圏域内における行政機関の所管区域について見てみると、表 2 - 4 のとおりとなっている。

○ 広域的な区域を所管する行政機関等の状況(表 2 - 4)

事 務 所 名	高松地区広域市町村圏内市町	そ の 他 の 市 町
県税事務所	{ 東讃県税事務所(高松市) } 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市
	{ 中讃県税事務所(坂出市) } 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、 飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、 琴平町、多度津町、仲南町
保健福祉事務所 (旧: 保健所を含む)	{ 高松市保健所 } 高松市	
	{ 東讃保健福祉事務所(高松市) } 三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、 香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市
	{ 中讃保健福祉事務所(坂出市: 支所) } 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、 飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、 琴平町、多度津町、仲南町
農業改良普及センター	{ 東讃農業改良普及センター(さぬき市) } 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市
	{ 中讃農業改良普及センター(坂出市) } 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、 飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、 琴平町、多度津町、仲南町

土地改良事務所	〔東讃土地改良事務所(高松市)〕 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市
	〔中讃土地改良事務所(善通寺市)〕 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、琴平町、多度津町、仲南町
土木事務所	〔高松土木事務所〕 高松市 、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	
	〔坂出土木事務所〕 綾上町 、綾南町、 国分寺町	坂出市、綾歌町、飯山町、宇多津町
教育事務所	〔東讃教育事務所(高松市)〕 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	引田町、白鳥町、大内町、さぬき市
	〔中讃教育事務所(善通寺市)〕 綾上町 、綾南町、 国分寺町	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、琴平町、多度津町、仲南町
警察署	〔高松東警察署〕 高松市(一部) 、三木町	
	〔高松南警察署〕 高松市(一部) 、 塩江町 、香川町、 香南町	
	〔高松北警察署〕 高松市(一部) 、 直島町	
	〔坂出警察署〕 国分寺町	坂出市、飯山町、宇多津町
	〔綾南警察署〕 綾上町 、綾南町	綾歌町
税務署	〔高松税務署〕 高松市 、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、香川町、 香南町 、 直島町	
	〔坂出税務署〕 綾上町 、綾南町、 国分寺町	坂出市、綾歌町、飯山町、宇多津町

資料：「香川縣市町合併促進方策検討委員会資料」より。

(3) 選挙区

本圏域内における県議会議員選挙等の選挙区については、表 2 - 5 のとおりとなっている。

○ 選挙区の状況(表 2 - 5)

選 挙 区 名	高松地区広域市町村圏内市町	そ の 他 の 市 町
県議会議員選挙区	〔高松市選挙区〕 高松市 、 直島町	
	〔木田郡第1選挙区〕 三木町	
	〔木田郡第2選挙区〕 牟礼町、庵治町	
	〔香川郡選挙区〕 塩江町 、香川町、 香南町	
	〔綾歌郡選挙区〕 綾上町 、綾南町、 国分寺町	綾歌町、飯山町

衆議院小選挙区	〔第1区〕 高松市、直島町	内海町、土庄町、池田町
	〔第2区〕 三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町 、 香川町、 香南町 、 綾上町 、綾南町、 国分寺町	坂出市、引田町、白鳥町、大内町、 さぬき市、綾歌町、飯山町、宇多津町

資料：「香川縣市町合併促進方策検討委員会資料」より。

第3章 財政状況

1 主要指標の状況

(1) 財政力指数

圏域内における各市町の財政力指数は、図3-1および図3-2のとおりで、3カ年平均および単年度を見ても、高松市が低下傾向になっているが、他の5町はほぼ横ばいの状態となっている。

また、単年度だけを見ても、平成13年度においては、1市5町ともに前年度を上回ってきている。

圏域内において財政力指数が最も高いのは高松市だが、平成9年度以降は1.0を下回っており、3カ年平均でも平成8～10年度以降は1.0を割っている状況である。

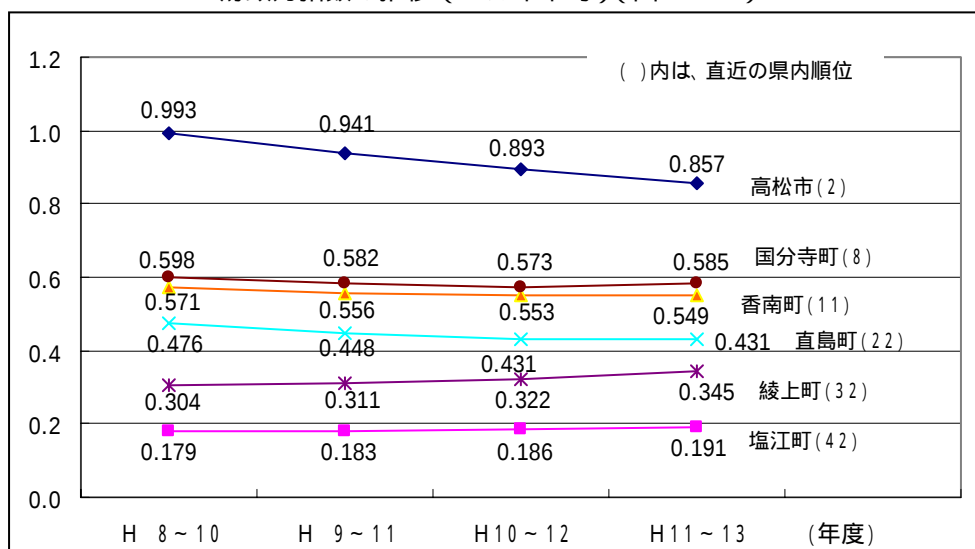
逆に、財政力指数が最も低いのは、塩江町で0.2を下回っており、綾上町とともに平成11～13年度の3カ年の県内町平均値(0.416)以下となっている。

県内43市町の3カ年(平成11～13年度)の平均値は0.451で、圏域内では高松市、国分寺町および香南町がこれを上回っている。

また、単年度(平成13年度)でも同様に、高松市、国分寺町および香南町が、県内平均値(0.478)を上回っている。

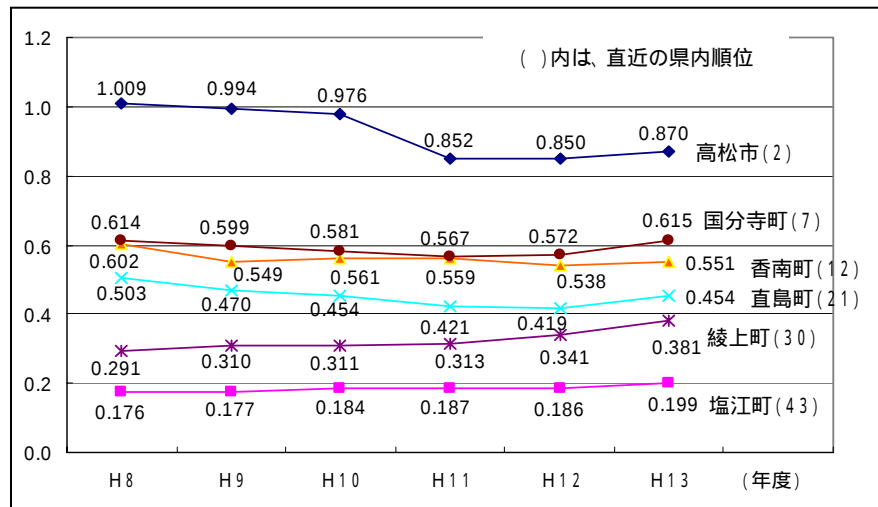
なお、香川県内の市町においては、高松市が平成9年度に1.0を下回って以降、財政力指数が1.0以上の市町はない状況となっている。

○ 財政力指数の推移(3カ年平均)(図3-1)



資料：香川県地域振興課調べ。

○ 財政力指数の推移（単年度）（図 3 - 2）



資料：香川県地域振興課調べ。

（ 2 ） 経常収支比率

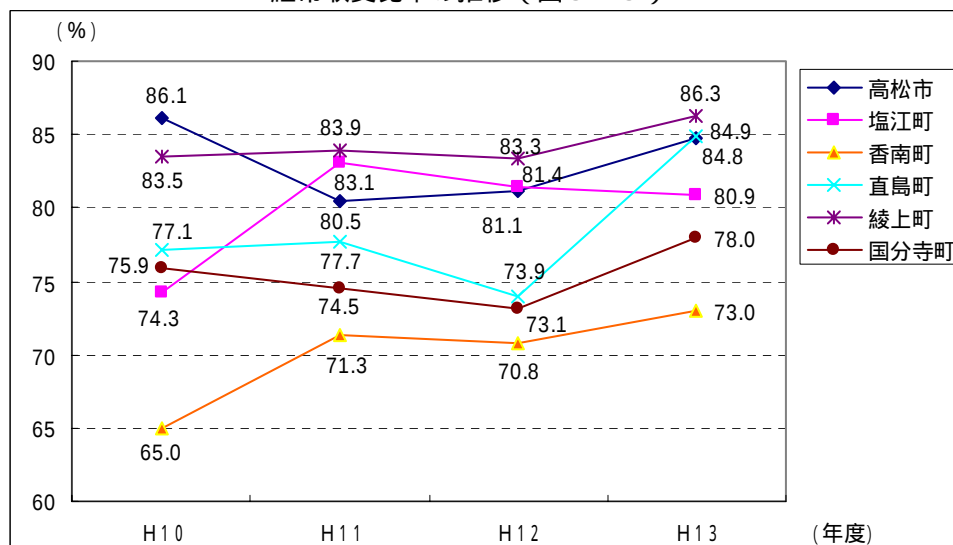
経常収支比率は、経常的に収入される一般財源（地方税、地方交付税等）のうち、経常経費（人件費、物件費、公債費等）にどれだけ用いられているかを表すものである。

この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

一般的には、都市にあっては 75 %、町村にあっては 70 % 程度が適当とされており、これが各々 5 % を超えると、弾力性（ゆとり）を失いつつあるとされている。

平成 13 年度の経常収支比率の状況を見てみると、圏域内の全ての市町において、70 % を超えている状況である。

○ 経常収支比率の推移（図 3 - 3）



資料：香川県地域振興課「香川縣市町行財政要覧」
平成 13 年度は、各市町資料による。

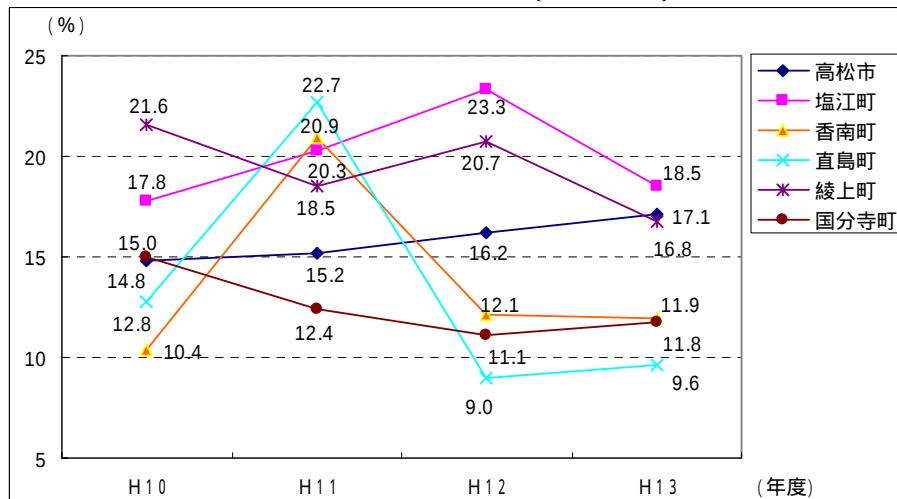
(3) 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示すもので、この比率が高いほど、財政運営の硬直化の高まりを表している。

一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

圏域内においては、塩江町(18.5%)、高松市(17.1%)および綾上町(16.8%)の1市2町が、警戒ラインを超えている状況となっている。

○ 公債費負担比率の推移 (図3-4)



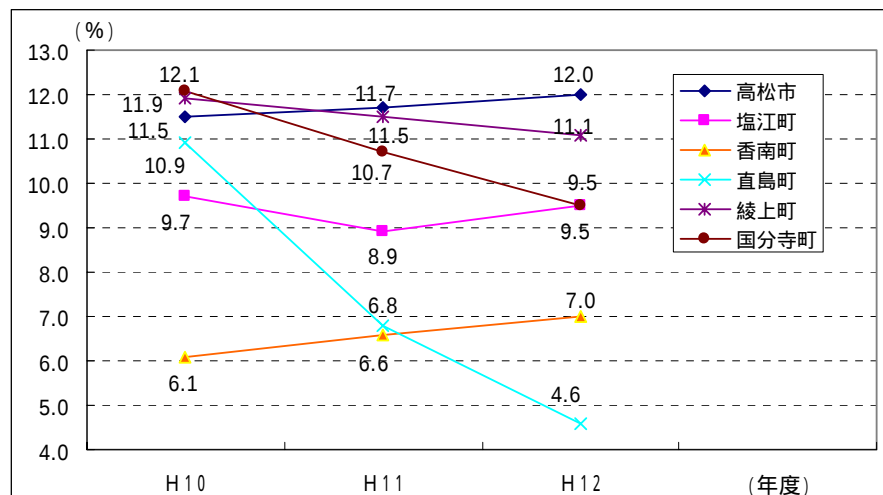
資料: 香川県地域振興課「香川縣市町行財政要覧」
平成13年度は、各市町資料による。

(4) 起債制限比率

起債制限比率は、地方債の発行を制限する指標で、この数値が20%以上になると段階的に地方債の制限をされることとなる。

平成12年度までの状況を見てみると、圏域内の1市5町においては、全て20%未満となっている。

○ 起債制限比率の推移 (図3-5)



資料: 香川県地域振興課「香川縣市町行政要覧」

(5) 実質収支・実質収支比率

実質収支は、歳入総額から、歳出総額と翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもので、単年度の純粋な収支が見られ、実質収支がマイナスであれば、財政運営が健全ではないことが示される。

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合で、この比率の一応の目安としては、５％とされている。

平成１３年度における圏域内の市町では、高松市（３．２％）以外の５町において５％を超えている状況となっている。

なお、実質収支が赤字の場合で、この比率が２０％以上になれば、地方財政再建促進特別措置法の準用団体にならなければ、地方債の制限を受けることとなる。

○実質収支・実質収支比率の推移（表３－１）

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	実質収支 (千円)	比率 (%)	実質収支 (千円)	比率 (%)	実質収支 (千円)	比率 (%)	実質収支 (千円)	比率 (%)
高松市	1,852,507	2.7	2,489,155	3.4	3,093,087	4.2	2,359,210	3.2
塩江町	120,443	6.2	142,147	7.6	128,415	6.8	164,104	9.2
香南町	450,246	20.2	128,717	5.8	375,170	16.8	204,331	9.3
直島町	98,520	6.3	147,699	9.7	168,286	11.0	102,928	7.1
綾上町	217,602	8.7	204,184	8.2	289,086	11.6	271,538	11.3
国分寺町	325,261	7.6	480,689	11.0	544,953	12.3	422,712	9.7

資料：香川県地域振興課「香川縣市町行財政要覧」

平成１３年度は、各市町資料による。

2 歳入の状況

(1) 主な内訳

圏域内における各市町の平成１３年度の決算状況（普通会計）から、歳入の主な項目を見てみると、図３－６のとおりとなっている。

歳入において、地方税の占める割合が最も高いのは高松市で、４７．１％となっており、次いで、国分寺町（３４．７％）、香南町（２１．９％）、綾上町（２１．６％）の順となっている。

逆に、地方税の占める割合が最も低いのは塩江町（１０．６％）で、次に直島町（１７．４％）となっている。

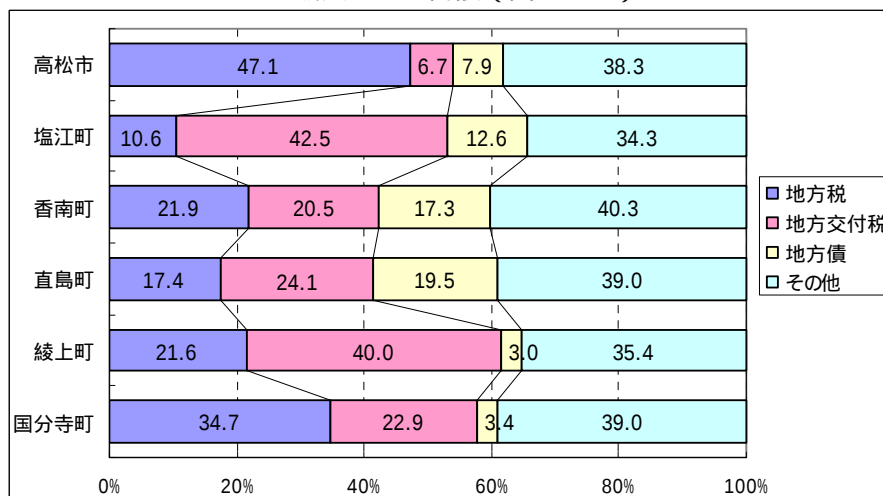
歳入に占める地方交付税（歳入不足分の補填財源）の割合が高いのは、塩江町（４２．５％）および綾上町（４０．０％）で、それぞれ歳入の４割を占めており、直島町とともに、歳入に占める地方交付税の割合が地方税を上回っている状況である。

また、香南町では、歳入に占める地方税（２１．９％）と地方交付税（２０．５％）が均衡しており、若干だが地方税が上回っているところである。

歳入に占める地方債の割合が最も高いのは、直島町（１９．５％）で、香南町（１７．３％）および塩江町（１２．６％）でも地方債の占める割合が１０％を超え

ている。

○歳入の主な内訳（図３－６）



資料：各市町資料による。（平成１３年度決算）

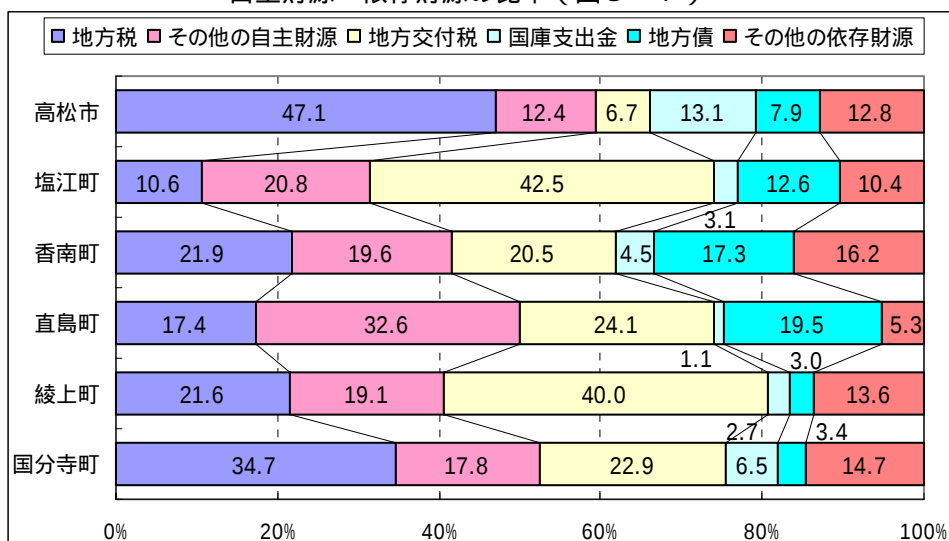
（２）自主財源比率

歳入のうち、地方税や使用料、手数料など市町が自主的に収入できる財源（自主財源）と、地方交付税や国庫支出金などの市町が自らの意思で収入できない財源（依存財源）を比較したのが図３－７である。

圏域内では、高松市が歳入の５９．５％を自主財源で確保しており、自主財源割合が最も高く、次いで、国分寺町の５２．５％となっている。

自主財源割合が最も低いのは塩江町（３１．４％）で、次いで、綾上町（４０．７％）、香南町（４１．５％）の順となっているが、直島町については、地方税収入の割合は低いものの、諸収入等のその他の自主財源（３２．６％）の割合が高かったため、自主財源比率および依存財源比率が同率の５０％となっている。

○自主財源・依存財源の比率（図３－７）



資料：各市町資料による。（平成１３年度決算）

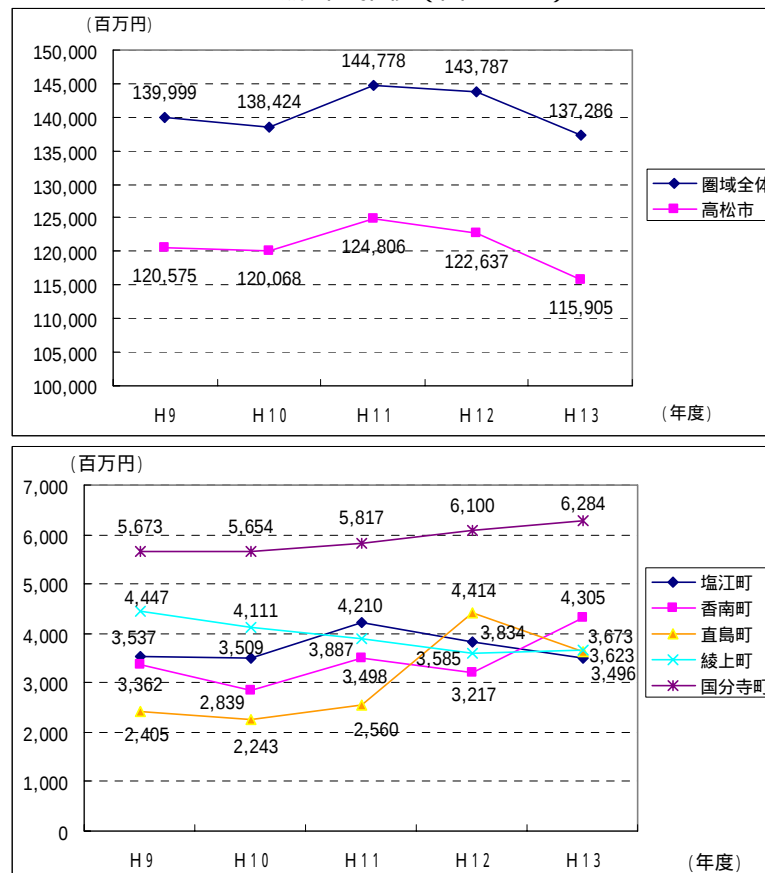
3 歳出の状況

(1) 歳出の推移

圏域内における各市町の歳出の推移は、図3-8のとおりとなっている。

平成13年度の歳出を平成9年度の歳出と比べて見ると、増加しているのが、直島町(50.6%)、香南町(28.0%)および国分寺町(10.8%)の3町で、減少しているのが、綾上町(17.4%)、高松市(3.9%)および塩江町(1.2%)の1市2町となっている。

○ 歳出の推移(図3-8)



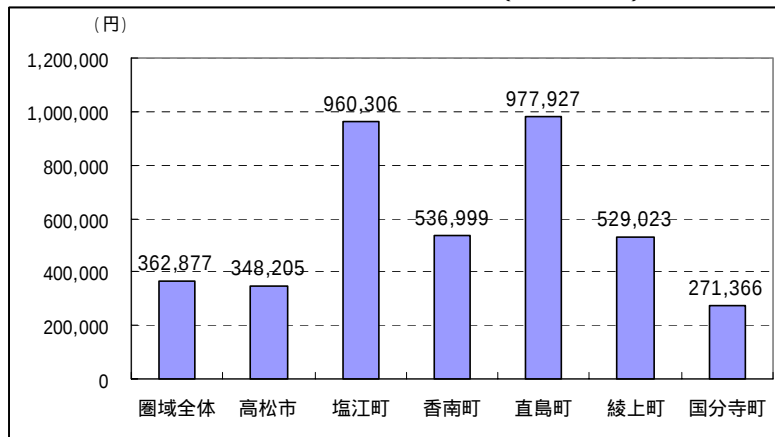
資料：香川県地域振興課「香川県市町行財政要覧」
平成13年度は、各市町資料による。

平成13年度における歳出を、行政コスト(住民1人当たりの歳出総額)に換算すると、図3-9のとおりとなる。

住民1人当たりの負担額が最も高いのは直島町(約978千円)で、次いで、塩江町(約960千円)、香南町(約537千円)、綾上町(約529千円)の順となっている。

住民1人当たりの負担額が最も低いのは国分寺町(約271千円)で、次いで、高松市(約348千円)となっており、この1市1町においては、圏域全体での平均(約363千円)を下回っている状況である。

○住民1人当たりの歳出総額（図3-9）



資料：各市町資料による。（平成13年度決算）
人口は、平成12年国勢調査に基づく。

（2）性質別歳出の内訳

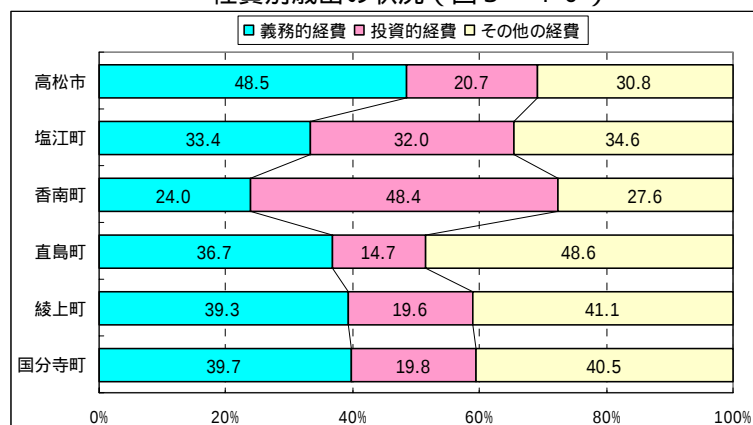
歳出を性質別に大きく分けると、職員の給与等の人件費や生活保護等の扶助費など、毎年歳出が義務付けられており任意に削減できない極めて硬直性が高い経費である義務的経費と、道路や公園、学校などの整備等、社会資本の整備に要する経費である投資的経費、物件費や繰出金などのその他の経費に分けられる。

平成13年度決算から、圏域内の状況を見てみると、投資的経費の歳出総額に占める割合が最も高いのは香南町で、48.4%を占めており、次いで、塩江町の32.0%となっている。

一方、義務的経費の割合が最も高いのは高松市の48.5%で、次いで、国分寺町（39.7%）、綾上町（39.3%）の順となっている。

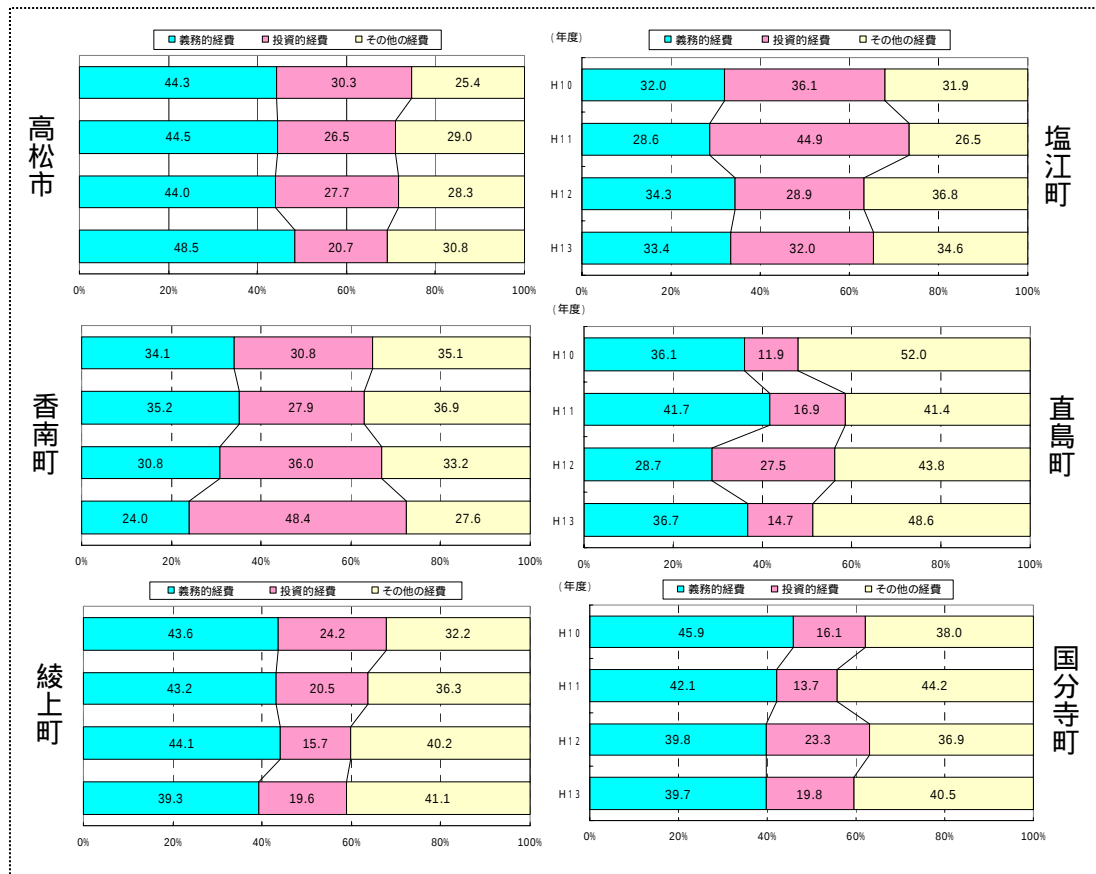
なお、1市5町における性質別歳出の推移は、図3-11のとおりである。

○性質別歳出の状況（図3-10）



資料：各市町資料による。（平成13年度決算）

○ 性質別歳出の推移（図 3 - 1 1）



資料：各市町資料による。

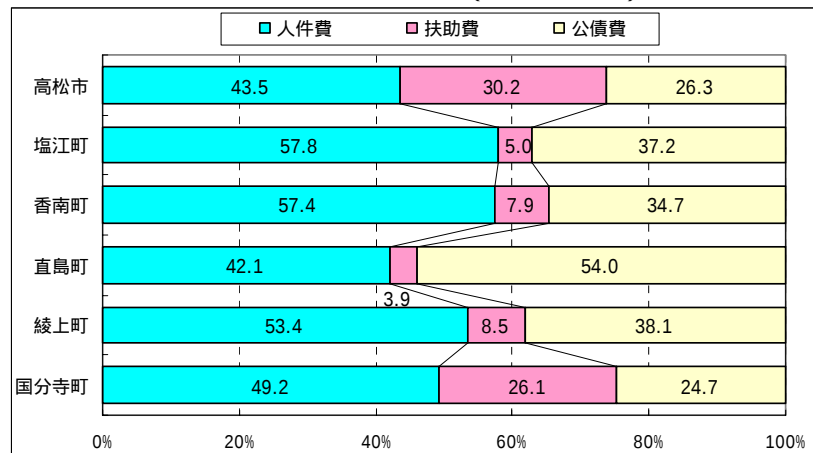
（ 3 ） 義務的経費の内訳

平成 1 3 年度性質別歳出のうち、義務的経費の内訳を示しているのが、図 3 - 1 2 である。

圏域内の 1 市 5 町の中で、人件費の割合が最も高いのは塩江町（ 5 7 . 8 % ）で、次いで、香南町（ 5 7 . 4 % ） 綾上町（ 5 3 . 4 % ） 国分寺町（ 4 9 . 2 % ）の順となっている。

また、公債費の占める割合が最も高いのは直島町（ 5 4 . 0 % ）で、塩江町、香南町および綾上町とともに、公債費と人件費の合計が、義務的経費の 9 0 % 以上を占めている状況である。

○義務的経費の内訳（図3-12）



資料：各市町資料による。（平成13年度決算）

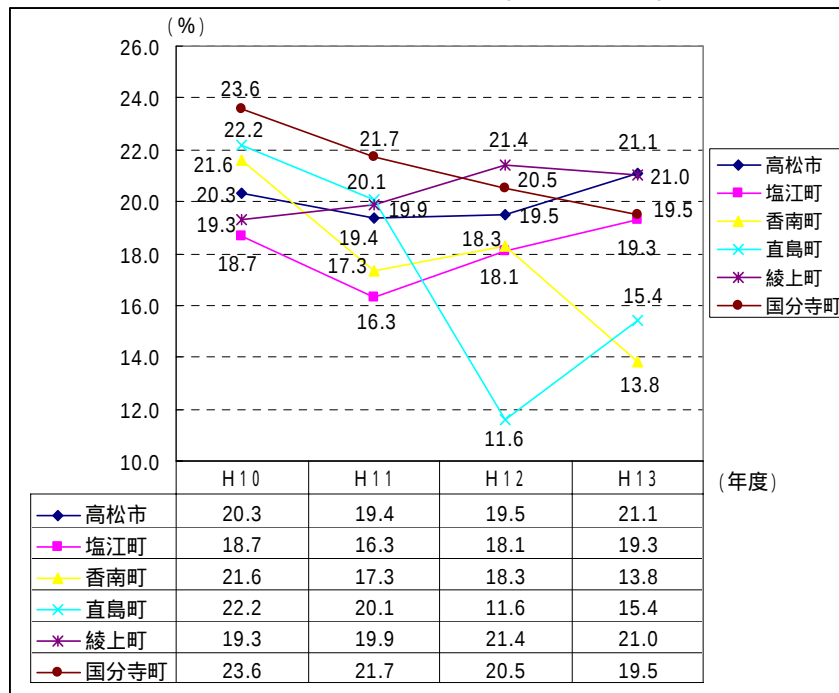
（4）人件費の状況

圏域内の各市町における歳出全体に占める人件費の割合は、図3-13のとおりとなっている。

平成13年度の人件費割合と平成10年度の人件費割合とを比較すると、減少しているのが香南町（7.8%）、直島町（6.8%）および国分寺町（4.1%）の3町となっている。

また、綾上町（1.7%）、高松市（0.8%）および塩江町（0.6%）においては、若干だが増加している状況である。

○歳出に占める人件費の割合（図3-13）



資料：香川県地域振興課「香川県市町行政財政要覧」
平成13年度は、各市町資料による。

平成13年度における圏域内の各市町の主な人件費については、以下のとおりとなっている。

特別職報酬

圏域内における各首長の報酬は、表3-2のとおりである。

各首長の1年間の支払総額を見てみると、最も高いのが高松市で、最も低い綾上町の約1.44倍となっている。

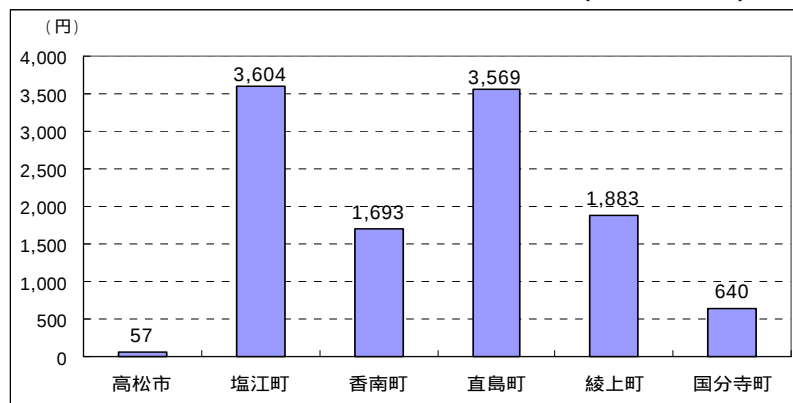
○市長・町長の報酬（表3-2）

	月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)
		6月期		12月期		3月期		
		(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	
高松市	1,157,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	18,812,820
塩江町	770,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	13,120,000
香南町	800,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	13,576,000
直島町	771,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	13,223,130
綾上町	771,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	13,071,870
国分寺町	864,000	1.45	45	1.55	45	0.55	45	14,815,440

資料：各市町資料による。（平成13年度）

それぞれの首長報酬額をそれぞれの市町の人口で割った、住民1人当たりの負担額を見てみると、塩江町が最も高く、年間1人当たり3,604円となっており、最も低い高松市（年間1人当たり57円）の約63倍となっている。

○首長報酬に対する住民1人当たり負担額（図3-14）



資料：各市町資料による。（平成13年度）

人口は、平成12年国勢調査に基づく。

助役に対する報酬（年額）については、表3-3のとおりとなっており、高い順に、高松市、国分寺町、香南町、綾上町、直島町、塩江町となっている。

また、収入役に対する報酬（年額）については、表3-4のとおりで、高い順に、高松市、国分寺町、香南町、綾上町、塩江町、直島町となっている。

○助役の報酬（表３－３）

	月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)
		6月期		12月期		3月期		
		(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	
高松市	934,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	15,186,840
塩江町	577,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,791,690
香南町	595,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	10,097,150
直島町	569,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,823,470
綾上町	580,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,842,600
国分寺町	617,000	1.45	45	1.55	45	0.55	45	10,580,007

資料：各市町資料による。（平成１３年度）
香南町については不在のため、推計値を記載している。

○収入役の報酬（表３－４）

	月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)
		6月期		12月期		3月期		
		(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	
高松市	807,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	13,121,820
塩江町	546,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,265,620
香南町	565,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,588,050
直島町	545,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,248,650
綾上町	554,000	1.45	40	1.55	40	0.55	40	9,401,380
国分寺町	590,000	1.45	45	1.55	45	0.55	45	10,117,025

資料：各市町資料による。（平成１３年度）
塩江町については、助役が兼掌しているため、また、直島町については、不在のため、推計値を記載している。

議員報酬

議員報酬については表３－５のとおりで、年額報酬については、議長、副議長および議員ともに、高い順に、高松市、国分寺町、綾上町、香南町、塩江町、直島町となっている。

なお、議員数（議長および副議長を含む）は、最も多い高松市で３９人（欠員１人）、最も少ない香南町で１０人となっている。

○議員の報酬（表３－５）

(議 長)		月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)
			6月期		12月期		3月期		
			(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	
	高松市	727,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	11,821,020
	塩江町	325,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	5,226,812
	香南町	330,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	5,338,234
	直島町	300,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,824,750
	綾上町	359,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	5,773,616
	国分寺町	387,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	6,223,927

(副議長)

	月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)
		6月期		12月期		3月期		
		(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	
高松市	647,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	10,520,220
塩江町	282,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,535,265
香南町	288,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,658,821
直島町	256,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,117,120
綾上町	305,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,905,161
国分寺町	334,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	5,371,555

(議長)

	月額報酬 (円)	期末手当						年 額 (円)	議員数 (議長・ 副議長 を除く) (人)
		6月期		12月期		3月期			
		(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)	(月分)	加算率 (%)		
高松市	608,000	1.45	20	1.55	20	0.55	20	9,886,080	37
塩江町	260,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,181,450	10
香南町	265,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,286,762	8
直島町	231,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	3,715,057	10
綾上町	285,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,583,511	12
国分寺町	309,000	1.45	15	1.55	15	0.55	15	4,969,492	16

資料：各市町資料による。(平成13年度)

一般職員給与費

平成13年度における一般職員(普通会計に係る職員)の給与費を示しているのが表3-6である。

職員1人当たりの給与費が最も高いのは高松市(約670万7千円)で、次いで、直島町(約635万8千円)、綾上町(約617万円)、香南町(約560万2千円)の順となっている。

○一般職員給与費(表3-6)

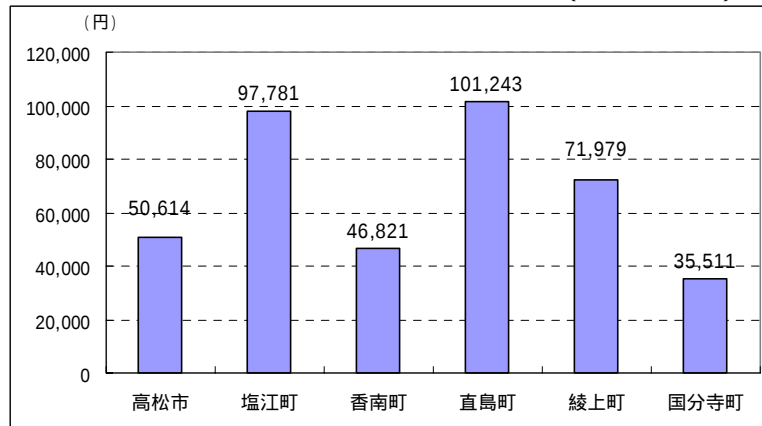
	一般職員数 (人) A	給与費 (千円) B	1人当たり給与費 (円) B/A
高松市	2,512	16,847,654	6,706,869
塩江町	66	355,923	5,392,773
香南町	67	375,360	5,602,388
直島町	59	375,106	6,357,729
綾上町	81	499,748	6,169,728
国分寺町	152	822,359	5,410,257

資料：各市町資料による。(平成13年度)

これを、住民1人当たりの負担額に換算すると、最も住民負担を要するのは直島町(年間1人当たり101,243円)で、最も住民負担の少ない国分寺町(35,511円)の2.8倍以上の負担を要している。

直島町に次いで住民1人当たりの負担が大きいのは、塩江町(97,781円)で、以下、綾上町(71,979円)、高松市(50,614円)、香南町(46,821円)の順となっている。

○職員給与費に対する住民1人当たり負担額（図3 - 15）



資料：各市町資料による。（平成13年度）
人口は、平成12年国勢調査に基づく。

4 その他の財政状況

（1）地方債現在高

平成13年度末現在での地方債現在高は、圏域内合計で約1,505億円で、平成9年度以降13.5%の伸びを示している。

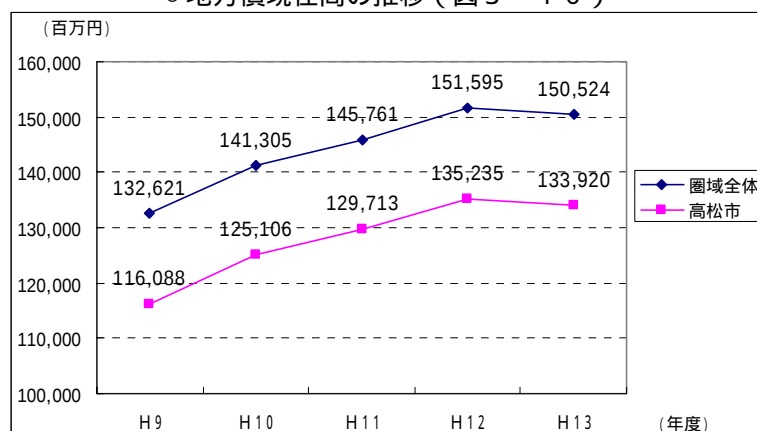
そのうち、高松市は、圏域内人口割合88.0%に対し、地方債現在高の圏域内合計に占める割合は89.0%となっている。

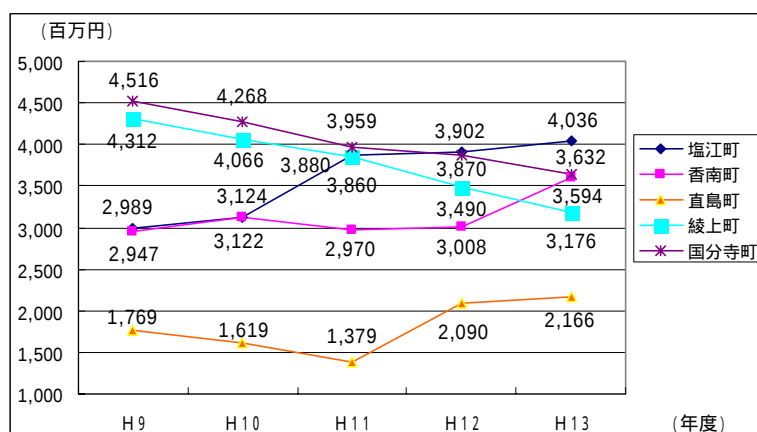
また、平成9年度からの伸び率は、15.4%となっており、圏域内合計での伸び率を上回っている状況である。

高松市を除く5町では、平成9年度から地方債残高を減少させているのが、綾上町および国分寺町で、綾上町が約26%、国分寺町が約20%減少させている。

また、香南町および直島町は、ともに約22%の増となっており、伸び率が最も高い塩江町では、約35%の増加となっていて、住民1人当たりの地方債現在高を見ても、圏域内で最も高くなっている（約1,109千円）。

○地方債現在高の推移（図3 - 16）





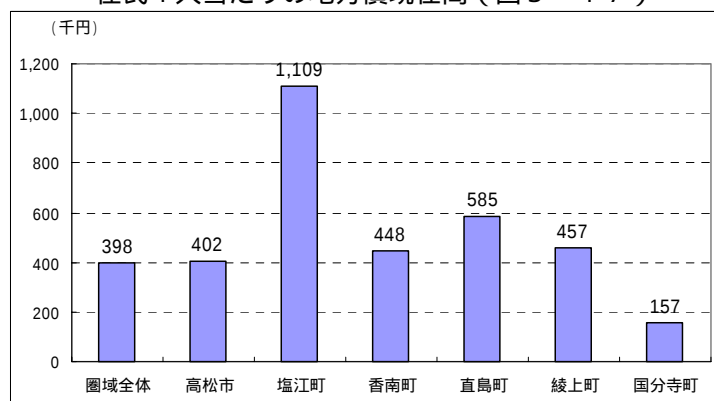
資料：香川県地域振興課「香川県市町行財政要覧」

平成13年度は、各市町資料による。

平成13年度末における圏域全体での住民1人当たりの地方債現在高は、図3-17のとおりで、約398千円となっており、塩江町（約1,109千円）のほか、直島町（約585千円）、綾上町（約457千円）、香南町（約448千円）、高松市（約402千円）が、圏域全体の平均値を上回っている。

住民1人当たりの地方債現在高が最も高い塩江町と最も低い国分寺町（約157千円）との間では、1人当たり約952千円の差となっている。

○住民1人当たりの地方債現在高（図3-17）



資料：各市町資料による。（平成13年度末現在）

人口は、平成12年国勢調査に基づく。

（2）基金残高

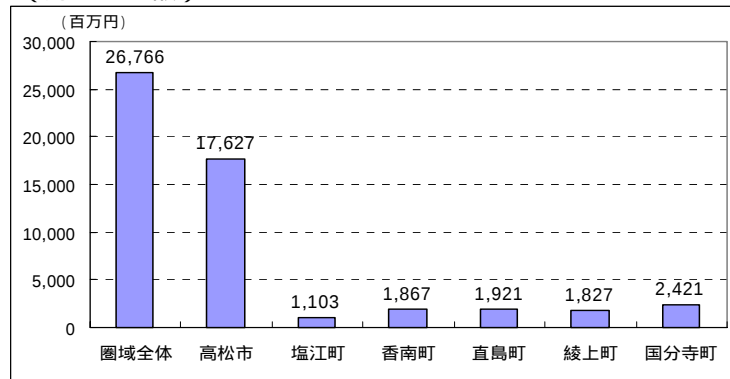
平成13年度末現在での基金残高は、図3-18のとおりで、圏域内合計で約268億円となっている。

住民1人当たりの基金が最も多いのは直島町（約518千円）で、次いで、塩江町（303千円）、綾上町（263千円）の順となっている。

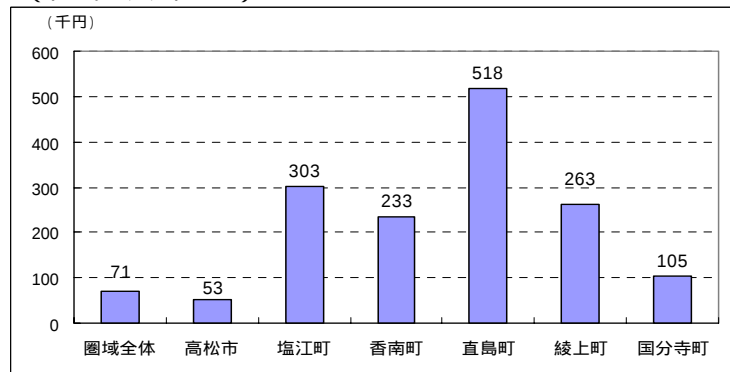
また、住民1人当たり基金が最も少ないのは高松市で、住民1人当たり53千円となっている。

○基金残高（図3 - 18）

（総 額）



（住民1人当たり）



資料：各市町資料による。（平成13年度末現在）

人口は、平成12年国勢調査結果に基づく。

第4章 住民負担と行政サービス提供状況

1 住民負担状況

(1) 地方税

住民税

住民税には、個人に対して課税される個人市町村民税と法人に対して課税される法人市町村民税がある。

個人市町村民税には、均等割と所得割があり、均等割は各個人に一律に課税され、また、所得割は前年の所得に応じて課税されるもので、毎年1月1日現在の住所地の市町村に納付することとなる。

この個人市町村民税は、均等割および所得割ともに、全国で標準税率を適用しているが、高松市については人口5万人以上のため、均等割が、他の5町(2,000円)より500円高く、2,500円となっている。

○住民税(個人)の税率(表4-1)

	均等割 (円)	所得割 (%)		
		200万円以下	200万円超	700万円超
高松市	2,500	3.0	8.0	10.0
塩江町	2,000	3.0	8.0	10.0
香南町	2,000	3.0	8.0	10.0
直島町	2,000	3.0	8.0	10.0
綾上町	2,000	3.0	8.0	10.0
国分寺町	2,000	3.0	8.0	10.0

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

法人等に課税される法人市町村民税には、法人税割と均等割があり、法人税割は国に納付する法人税の額に応じて、均等割は資本金等や従業者数に応じて課税される。

この法人市町村民税については、圏域内の各市町において、法人税割および均等割に差があり、塩江町、香南町および直島町については標準税率を適用しているが、高松市、綾上町および国分寺町では、制限税率(法人税割は14.7%以内、均等割は標準税率の1.2倍以内)を適用しており、その内、法人税割については高松市が最も高くなっている。

○住民税(法人：従業者数50人超)の税率(表4-2)

	法人税割 (%)	均 等 割 (円)					
		1千万円以下	1千万円超	1億円超	10億円超	50億円超	左記以外
高松市	14.7	144,000	180,000	480,000	2,100,000	3,600,000	60,000
塩江町	12.3	120,000	150,000	400,000	1,750,000	3,000,000	50,000
香南町	12.3	120,000	150,000	400,000	1,750,000	3,000,000	50,000
直島町	12.3	120,000	150,000	400,000	1,750,000	3,000,000	50,000
綾上町	14.0	144,000	180,000	480,000	2,100,000	3,600,000	60,000
国分寺町	14.0	144,000	180,000	480,000	2,100,000	3,600,000	60,000

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

○住民税（法人：従業者数50人以下）の税率（表4 - 3）

	法人税割 (%)	均 等 割 (円)					
		1千万円以下	1千万円超	1億円超	10億円超	50億円超	左記以外
高松市	14.7	60,000	156,000	192,000	492,000	492,000	60,000
塩江町	12.3	50,000	130,000	160,000	410,000	410,000	50,000
香南町	12.3	50,000	130,000	160,000	410,000	410,000	50,000
直島町	12.3	50,000	130,000	160,000	410,000	410,000	50,000
綾上町	14.0	60,000	156,000	192,000	492,000	492,000	60,000
国分寺町	14.0	60,000	156,000	192,000	492,000	492,000	60,000

資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋および償却資産に対して課税されるもので、毎年1月1日現在の所有者が納税者となり、その土地・家屋および償却資産の所在する市町村に納付するものである。

都市計画税は、主にインフラ整備を主とする都市計画事業に供する目的税として、土地・家屋のうち、市街化区域内に所在するもののみに課税されることとなっている。

圏域内の1市5町における固定資産税の税率は、全て標準税率を採用しており、また、免税点も同じで、差はない。

なお、都市計画税については、1市5町ともに課税していない状況である。

○固定資産税・都市計画税の税率（表4 - 4）

	固 定 資 産 税		都市計画税 (%)
	税 率 (%)	免 税 点	
高松市	1.4	土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	-
塩江町	1.4		-
香南町	1.4		-
直島町	1.4		-
綾上町	1.4		-
国分寺町	1.4		-

資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）

その他の地方税（主なもの）

ア 事業所税

事業所税は、人口・企業の集中に伴う都市機能の低下に対処し、都市環境の整備および改善に関する事業に充てるための目的税として、従業者数が100人を超える事業所または床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税されるものである。

この事業所税は、人口30万人以上の都市において課税されるもので、圏域内においては、高松市だけが課税している。

なお、高松市と合併して課税されることとなった場合には、5年間は課税を免除できる地方税の不均一課税を選択することが可能となっている。

イ 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の有効活用を図るとともに投機目的の売買を抑制することを目的として課税されるもので、一定規模以上の土地を1年以内に取得した者または所有している者（10年前取得の土地を除く。）に課税される。

圏域内の1市5町においては、高松市および国分寺町がともに、土地の所有・取得に係る面積要件の免税点が5,000㎡未満となっているが、それ以外の4町においては、免税点が10,000㎡未満となっている。

この特別土地保有税は、あくまでも1市町村内での土地の所有・取得に限定されて課税が発生することから、複数の市町村にまたがって5,000㎡（または10,000㎡）以上の土地を所有・取得しても課税されなかったものが、合併により新たに課税されることも予想される。

○特別土地保有税の税率等（表4-5）

	税率（％）		免税点
	保有	取得	
高松市	1.4	3.0	5,000㎡未満
塩江町	1.4	3.0	10,000㎡未満
香南町	1.4	3.0	10,000㎡未満
直島町	1.4	3.0	10,000㎡未満
綾上町	1.4	3.0	10,000㎡未満
国分寺町	1.4	3.0	5,000㎡未満

資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）

ウ 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在において軽自動車を所有する者に課税されるもので、圏域内の各市町の税率は表4-6のとおりとなっており、高松市が車種によっては制限税率を適用し、若干高くなっているものがあるが、その他の5町においては、標準税率を適用しており、全ての車種において同額となっている。

○軽自動車税の税率（表4-6）

	原動機付自転車				軽自動車						
	50cc 以下	90cc 以下	125cc 以下	ミニカ ー	2 輪	3 輪	4 輪				専ら雪上 を走行す るもの
							乗 用		貨 物		
							営業用	自家用	営業用	自家用	
高松市	1,000	1,300	1,700	2,500	2,600	3,400	6,200	7,800	3,400	4,300	2,600
塩江町	1,000	1,200	1,600	2,500	2,400	3,100	5,500	7,200	3,000	4,000	2,400
香南町	1,000	1,200	1,600	2,500	2,400	3,100	5,500	7,200	3,000	4,000	2,400
直島町	1,000	1,200	1,600	2,500	2,400	3,100	5,500	7,200	3,000	4,000	2,400
綾上町	1,000	1,200	1,600	2,500	2,400	3,100	5,500	7,200	3,000	4,000	2,400
国分寺町	1,000	1,200	1,600	2,500	2,400	3,100	5,500	7,200	3,000	4,000	2,400

	小型特殊自動車		2輪の小型自動車 (250ccを超)
	農耕作業用	その他	
高松市	1,700	5,100	4,300
塩江町	1,600	4,700	4,000
香南町	1,600	4,700	4,000
直島町	1,600	4,700	4,000
綾上町	1,600	4,700	4,000
国分寺町	1,600	4,700	4,000

資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）
単位は円で、額については年額。

エ 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場のある市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設等の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯客に対し課税しているものである。

この入湯税は、香南町および直島町を除く１市３町において課税されており、その中で、高松市の税率が、入湯客１人１日につき１５０円で、他の３町よりも高くなっている。

○入湯税の税率等（表４－７）

	課税標準・税率
高松市	入湯客１人１日につき １５０円
塩江町	入湯客１人１日につき １００円
香南町	—
直島町	—
綾上町	入湯客１人１日につき １００円
国分寺町	入湯客１人１日につき １００円

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

（２）国民健康保険税（料）

国民健康保険税（料）は、市町村が行う国民健康保険事業に要する費用に充てるために、被保険者である世帯主に対して課税する目的税である。

この国民健康保険税（料）は、医療給付費分と介護納付金分に分かれているが、それぞれの税額の算定方式は、圏域内６市町においては、４方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しており、その算定方法は、次のとおりとなっている。

所得割は、前年の所得に応じて、資産割は固定資産税（土地・家屋）の税額に応じて決定されることとなっている。

また、均等割は、１人当たりの額を被保険者世帯の加入者数に掛けて計算され、平等割は、被保険者世帯に一律に課税されるものである。

圏域内６市町における医療給付費分についての税率および税額は表４－８のとおりとなっている。

○国民健康保険税（料）（医療給付費分）の税率・税額（表４－８）

	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円）	平等割 （円）	課税限度額 （円）
高松市	7.0	26.9	29,100	24,200	530,000
塩江町	8.0	40.0	23,000	28,000	530,000
香南町	5.7	40.0	27,600	28,800	530,000
直島町	7.5	37.0	28,000	29,000	530,000
綾上町	8.6	48.0	27,600	28,800	530,000
国分寺町	6.1	10.0	24,000	24,000	530,000

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

均等割は１人当たり、平等割は１世帯当たり。

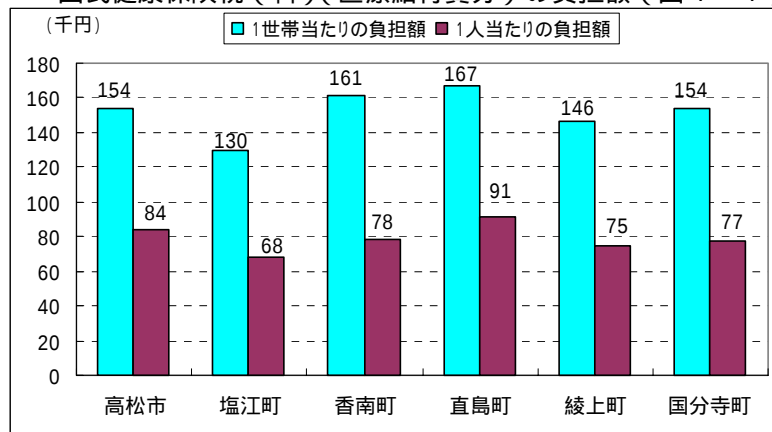
この医療給付費分の１世帯当たりおよび１人当たりの負担額についてみたのが、図４－１である。

1世帯当たりの負担額では、最も高いのは直島町で、年間で1世帯当たり約167,000円となっており、次いで、香南町、高松市および国分寺町の順となっている。

1人当たりの負担額についても、直島町が最も高く、年間で1人当たり約91,000円で、次いで、高松市、香南町、国分寺町となっている。

1世帯当たりおよび1人当たりの年間負担額が最も低いのは、塩江町(1世帯当たり約130,000円、1人当たり68,000円)である。

○国民健康保険税(料)(医療給付費分)の負担額(図4-1)



資料：各市町資料による。(平成13年度)

介護納付金分の税率および税額は表4-9のとおりで、6市町の中で、所得割、資産割および均等割の税率・税額が最も高いのは塩江町で、平等割の税額が最も高いのは直島町となっている。

○国民健康保険税(料)(介護納付金分)の税率・税額(表4-9)

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額 (円)
高松市	0.9	5.0	5,500	3,300	70,000
塩江町	1.2	9.5	6,600	3,600	70,000
香南町	0.6	4.0	6,000	3,000	70,000
直島町	0.56	4.6	5,000	4,500	70,000
綾上町	0.91	8.9	5,600	4,200	70,000
国分寺町	0.8	4.2	6,000	3,600	70,000

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

均等割は1人当たり、平等割は1世帯当たり。

この国民健康保険税(料)について、モデル的な世帯(4人家族(うち、40歳以上64歳までが2人)、給与所得200万円、固定資産税5万円)での税額(料)を比較したのが、表4-10である。

医療給付費分と介護納付金分とを合わせた税額(料)が最も高いのは、綾上町(339,900円)で、次いで、塩江町(313,300円)、直島町(309,200円)、高松市(301,100円)の順となっている。

国分寺町(256,500円)および香南町(280,100円)の2町は、いず

れも３０万円以下となっており、圏域内においては、国分寺町が最も低い税（料）額となっている。

○モデル的な世帯での国民健康保険税（料）（表４－１０）

		所得割	資産割	均等割	平等割	計	合 計
高松市	医療給付費分	115,500	13,450	116,400	24,200	269,500	301,100
	介護納付金分	14,850	2,500	11,000	3,300	31,600	
塩江町	医療給付費分	132,000	20,000	92,000	28,000	272,000	313,300
	介護納付金分	19,800	4,700	13,200	3,600	41,300	
香南町	医療給付費分	94,000	20,000	110,400	28,800	253,200	280,100
	介護納付金分	9,900	2,000	12,000	3,000	26,900	
直島町	医療給付費分	123,750	18,500	112,000	29,000	283,200	309,200
	介護納付金分	9,240	2,300	10,000	4,500	26,000	
綾上町	医療給付費分	141,900	24,000	110,400	28,800	305,100	339,900
	介護納付金分	15,015	4,450	11,200	4,200	34,800	
国分寺町	医療給付費分	100,650	5,000	96,000	24,000	225,600	256,500
	介護納付金分	13,200	2,100	12,000	3,600	30,900	

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

計の欄は、１００円未満を切り捨てた金額。

（３）介護保険料

第１号被保険者（６５歳以上）の介護保険料は、市町ごとに基準額が設定されており、これを基に、本人や世帯の所得に応じて原則として５段階に保険料が区分されている。

圏域内６市町の所得段階別の保険料は表４－１１のとおりとなっている。

○所得段階別介護保険料（年額）（表４－１１）

所得段階	第１段階	第２段階	第３段階	第４段階	第５段階
基準額比（倍）	0.50	0.75	（基準額）	1.25	1.50
	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）
高松市	19,600	29,400	39,200	49,000	58,800
塩江町	20,200	30,300	40,300	50,400	60,500
香南町	16,500	24,800	33,000	41,300	49,500
直島町	13,800	20,700	27,600	34,500	41,400
綾上町	17,700	26,600	35,400	44,300	53,100
国分寺町	14,400	21,600	28,800	36,000	43,200

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

第１号被保険者の状況。

第１段階……	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税、生活保護受給者
第２段階……	世帯全員が住民税非課税
第３段階……	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者あり）
第４段階……	本人が住民税課税で合計所得金額が２５０万円未満
第５段階……	本人が住民税課税で合計所得金額が２５０万円以上

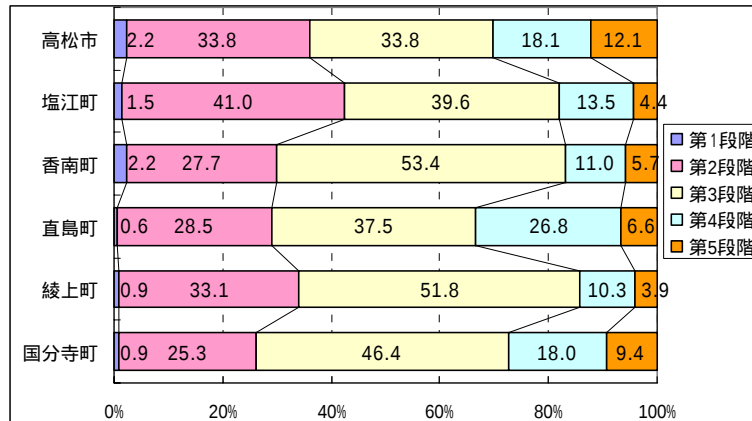
基準額に対する各段階の割合は、圏域内各市町とも標準割合を使用しており、差はない状況である。

基準額を見ると、最も高いのは塩江町（４０，３００円）で、最も低い直島町（２７，６００円）とは１２，７００円の差となっている。

なお、圏域内各市町の第1号被保険者の所得段階別割合は、図4-2のとおりで、基準額となる第3段階の被保険者が最も多いのは、香南町（53.4％）で、次いで、綾上町（51.8％）、国分寺町（46.4％）となっており、最も低いのが高松市（33.8％）となっている。

また、第1～第2段階の被保険者が最も多いのは、塩江町（41.0％）で、第4～第5段階の被保険者が最も多いのは、直島町（26.8％）となっている。

○介護保険料の所得段階別被保険者割合（図4-2）



資料：各市町資料による。（平成13年4月1日現在）

介護保険事業は、介護の必要な高齢者を社会全体で支えるため、その費用の50％を公費（国：25％、県：12.5％、市町村：12.5％）で賄っている。

このうち、国の負担分の約5％が調整交付金として、後期高齢者（75歳以上）等が多い市町村に対して交付され、市町村の格差を是正している。

圏域内6市町においては、調整交付金が低い順に、高松市、国分寺町、直島町、塩江町、香南町となっており、綾上町が7.31％と最も高くなっている。

○調整交付金率（表4-12）

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
割合	4.95%	6.58%	6.89%	5.96%	7.31%	5.45%

資料：各市町資料による。（平成13年度）

（4）上下水道料金

水道料金については、各市町において、家庭用や工業用などの区分を設けている場合があり、単純には比較できないことから、ここでは、家庭用水道の口径13mmで、1カ月に20m³を使用した場合の月額水道料金について比較してみたのが、表4-13である。

圏域内の6市町で、月額水道料金が最も安いのは高松市（2,835円）で、次いで、国分寺町（3,150円）、香南町（3,307円）の順となっている。

最も高いのは、塩江町（4,567円）で、次いで、綾上町（4,378円）となっており、この2町においては、月額水道料金が4,000円を超えている状況である。

下水道料金では、下水道事業を行っている５市町で、使用料（２０ｍ³の場合）が最も安いのは高松市（１，８９５円）で、２，０００円を切っている。

次いで、香南町（２，３１０円）、国分寺町（２，５２０円）、綾上町（２，７３０円）で、最も高いのは直島町（４，３０５円）となっている状況である。

○上下水道料金（表４－１３）

	上水道料金	下水道料金
	家庭用１３mm口径	公共下水道
	２０ｍ³使用	２０ｍ³使用
高松市	2,835	1,895
塩江町	4,567	—
香南町	3,307	2,310
直島町	3,570	4,305
綾上町	4,378	2,730
国分寺町	(3,780) 3,150	2,520

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

単位は円で、１カ月分の料金。

国分寺町の（ ）内数字は、料金改定（平成１４年１０月１日）後の料金。

（５）保育料

圏域内６市町の保育料については、表４－１４のとおりとなっている。

６市町ともに、生活保護世帯は、全額免除している。

市町村民税非課税世帯については、１，６９０円（塩江町：３歳児以上）から８，０００円（香南町：３歳児未満）の間で徴収しているが、ひとり親世帯については、６市町ともに全額免除している。

市町村民税課税（所得税非課税）世帯についても、直島町と綾上町で、ひとり親世帯等についての減額がみられるが、この所得階層における保育料で最も安いのは塩江町となっている。

所得税課税世帯における保育料については、各市町ともさまざまで、特に、直島町においては、圏域内で最も細分化した保育料となっている。

なお、各市町の第２子以降の保育料の取り扱いについては、表４－１５のとおりとなっている。

第２子については、６市町ともに、第１子と同時入所する場合に限って、基準額の２分の１を減免することとしている。

第３子以降については、６市町とも、同時入所の場合に限って、１０分の９を減免している。ただし、３歳未満児については無料となっている。

なお、第３子について、高松市、塩江町、香南町、国分寺町では、同時入所の如何にかかわらず、３歳未満児の場合は無料としており、また、高松市および国分寺町では、３歳児以上についても基準額の２分の１を減免している。

○ 保育料徴収基準額（表４－１４）

区 分		高松市	塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町	
生活保護法による被保護世帯		0	0		0		0		0		0	
		0	0		0		0		0		0	
		0	0		0		0		0		0	
市町村民税非課税世帯		7,000	2,350		8,000		4,800		6,200		5,500	
		5,000	1,690		6,000				4,200		4,000	
		5,000	1,690		6,000		3,100		4,200		4,000	
市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)		0	0		0		0		0		0	
		0	0		0		0		0		0	
		0	0		0		0		0		0	
市町村民税 課税世帯	均等割課税世帯	15,000	8,530		18,000		12,000		13,200		13,000	
		13,000	5,860		15,000				11,400		10,000	
		13,000	5,860		15,000		9,000		11,400		10,000	
	均等割課税世帯 (ひとり親世帯等)						10,500		12,500			
									10,700			
							7,500		10,700			
	所得割課税世帯	18,000	所得割が5,000円未満である世帯	10,870	所得割課税世帯	18,000	所得割が5,000円未満である世帯	12,900	所得割課税世帯	13,200	所得割が5,000円未満である世帯	15,500
		16,000		8,200		15,000		9,700		11,400		12,500
		16,000	所得割が5,000円以上である世帯	12,150		15,000	所得割が5,000円以上である世帯	14,900		11,400	所得割が5,000円以上である世帯	17,500
			9,500			11,500				13,500	13,500	
所得割課税世帯 (ひとり親世帯等)						所得割が5,000円未満である世帯	11,400	12,500				
								10,700				
								10,700				
所得税 課税世帯	(所得税額) 13,000円未満	23,000	(所得税額) 3,000円未満	13,290	(所得税額) 64,000円未満	27,000	(所得税額) 3,000円未満	16,400	(所得税額) 64,000円未満	20,200	(所得税額) 3,000円未満	18,700
				10,940				13,400				15,500
		20,000		10,940								15,500
		30,000	3,000円以上 15,000円未満	15,290			3,000円以上 15,000円未満	18,300			3,000円以上 17,000円未満	20,000
				12,940				15,600				17,000
			15,000円以上 17,000円未満	17,900			15,000円以上 30,000円未満	20,200			17,000円以上 30,000円未満	22,200
	13,000円以上 64,000円未満			15,620		25,000	30,000円未満	17,700		18,000		19,000
	26,000	17,000円以上 50,000円未満	23,410	24,000		30,000円以上 45,000円未満	21,600	18,000				
	25,000		21,060			45,000円以上 60,000円未満	18,700				26,000	
			15,000				24,500			30,000円以上 64,000円未満	22,500	
						60,000円以上 80,000円未満	21,700				22,500	
			27,120				27,100					
	64,000円以上 112,000円未満	38,000	50,000円以上 80,000円未満	26,680	64,000円以上 160,000円未満	40,000	60,000円以上 75,000円未満	24,100	64,000円以上 160,000円未満	29,600	64,000円以上 80,000円未満	30,500
				15,000				29,100				25,200
		31,000					75,000円以上 90,000円未満	26,800				22,500
			80,000円以上 120,000円未満				90,000円以上 105,000円未満	31,000			80,000円以上 120,000円未満	31,500
							105,000円以上 120,000円未満	26,800				25,700
		26,000						33,400		24,600		23,000
	112,000円以上 160,000円未満	49,000				26,000	120,000円以上 135,000円未満	28,200		22,800		
			120,000円以上 140,000円未満				135,000円以上 150,000円未満	36,000				34,500
		32,000						29,000			120,000円以上 160,000円未満	27,000
							150,000円以上 180,000円未満	38,800				23,000
			140,000円以上 180,000円未満					29,000				
				27,120				40,900				
	160,000円以上 408,000円未満	52,000			160,000円以上 408,000円未満	47,000	180,000円以上 210,000円未満	29,400	160,000円以上 408,000円未満	40,800	160,000円以上 200,000円未満	37,000
			180,000円以上 200,000円未満					43,700				27,500
		33,000					210,000円以上 310,000円未満	30,200				23,500
			200,000円以上 240,000円未満					45,500			200,000円以上 408,000円未満	39,000
								30,900				28,500
				26,680				30,900				24,500
	408,000円以上	53,000	240,000円以上 510,000円未満		408,000円以上	50,000	310,000円以上 430,000円未満	47,600	408,000円以上	40,800		
								31,500				39,500
		34,000					430,000円以上	52,700			408,000円以上	29,000
		29,000	510,000円以上			26,000		33,900		22,800		25,000

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）
高松市・香南町および国分寺町の上段は３歳児未満、中段は３歳児、下段は４歳児以上の金額。
塩江町の上段は３歳児未満、中段は３～４歳児、下段は５歳児の金額。
直島町の上段は３歳児未満、下段は３歳児以上の金額。
綾上町の上段は１～２歳児、中段は３歳児、上段は４～５歳児の金額。ただし、５歳児については、１万６千円を超える場合は、１万６千円とする。
単位は円で、月額での徴収金額。

○第2子以降の保育料の減免状況（表4 - 15）

		第 2 子	第 3 子 以 降	第 3 子
高松市	対象	同一世帯から2人以上同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	同一世帯で18歳未満の子どもを3人以上養育しており、そのうち、第3子以降が入所している場合
	内容	1人について基準額の2分の1を減免（ただし、所得税課税世帯にあつては、所得税の額により、異なる。）	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	3歳未満児の場合は、0円。3歳以上の場合は、基準額の2分の1を減免
塩江町	対象	同一世帯から2人以上同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	同一世帯で18歳未満の子どもを3人以上養育しており、そのうち、第3子以降が入所している場合
	内容	1人について基準額の2分の1を減免	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	3歳未満児の場合は、0円。
香南町	対象	同一世帯から2人以上同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	同一世帯で18歳未満の子どもを3人以上養育しており、そのうち、第3子以降が入所している場合
	内容	1人について基準額の2分の1を減免	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	3歳未満児の場合は、0円。
直島町	対象	同一世帯から2人以上同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	
	内容	1人について基準額の2分の1を減免	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	
綾上町	対象	同一世帯から2人同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	
	内容	1人について基準額の2分の1を減免	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	
国分寺町	対象	同一世帯から2人以上同時に入所している場合	同一世帯で3人以上同時に入所している場合	同一世帯で18歳未満の子どもを3人以上養育しており、そのうち、第3子以降が入所している場合
	内容	1人について基準額の2分の1を減免	基準額の10分の9を減免（ただし、3歳未満児の場合は、0円。）	3歳未満児の場合は、0円。3歳以上の場合は、基準額の2分の1を減免

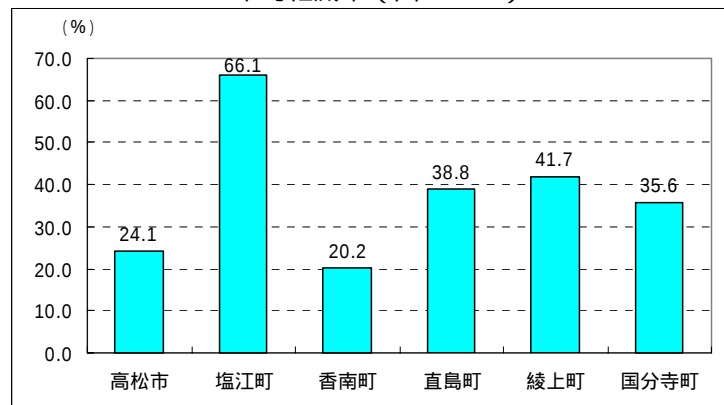
資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）

また、国が示す保育料に対して、保育所入所者の保育料がどの程度軽減されているのかを示す指標として、平均軽減率が用いられている。

この平均軽減率を表わしているのが、図4 - 3である。

圏域内では、塩江町が66.1%と軽減率が最も高く、次いで、綾上町（41.7%）、直島町（38.8%）の順となっている。

○平均軽減率（図４－３）



資料：各市町資料による。（平成１３年度）

（６）幼稚園・学校給食費

幼稚園の授業料および学校給食費の状況は表４－１６のとおりである。

公立幼稚園における月額授業料では、圏域内６市町のうち、最も高いのが綾上町（６，０００円）で、次に、高松市（５，９００円）、直島町（５，７００円）の順となっており、国分寺町（５，０００円）が５市町の中で最も低い授業料となっている。

なお、塩江町については、現在、休園となっている。

学校給食費については、幼稚園では、香南町、綾上町および国分寺町の３町で給食を実施しており、給食費は、最も低い香南町（２，９１８円）と最も高い綾上町（３，９００円）では、月額９８２円の差となっている。

小学校および中学校の給食費では、最も低いのが高松市（小学校平均３，６５５円、中学校３，９２０円）で、最も高い塩江町（小学校４，３００円、中学校５，０００円）と比べ、小学校で月額６４５円、中学校で月額１，０８０円の差となっている。

○幼稚園授業料・学校給食費の状況（表４－１６）

	公立幼稚園	学 校 給 食 費		
	月額授業料	幼稚園	小学校	中学校
高松市	5,900	-	低学年 3,434 中学年 3,655 高学年 3,876	3,920
塩江町	-	-	4,300	5,000
香南町	5,200	2,918	4,070	4,830
直島町	5,700	-	低学年 3,800 高学年 4,100	4,500
綾上町	6,000	3,900	4,100	4,800
国分寺町	5,000	3,100	3,770	4,400

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

単位は円。

(7) 証明等手数料

圏域内 6 市町の窓口サービスにおける主な証明等の手数料は、表 4 - 1 7 のとおりとなっており、戸籍謄本以外の各種の手数料については、全て高松市が 5 0 円高く (3 5 0 円) なっている。

○主な証明等手数料 (表 4 - 1 7)

	住民票	戸籍謄本	印鑑証明	納税証明	地籍図等閲覧
高松市	350	450	350	350	350
塩江町	300	450	300	300	300
香南町	300	450	300	300	300
直島町	300	450	300	300	300
綾上町	300	450	300	300	300
国分寺町	300	450	300	300	300

資料：各市町資料による。(平成 1 4 年 4 月 1 日現在)
単位は円。

2 行政サービス提供状況

(1) 窓口サービス業務

窓口業務の時間延長

圏域内 6 市町の中で、窓口業務の時間延長を実施しているのは、綾上町および国分寺町の 2 町である。

綾上町では、毎月第 1 ・第 3 金曜日の午後 8 時まで、国分寺町では、毎月第 2 木曜日の午後 7 時まで、全ての業務において時間延長を実施している。

なお、高松市については、3 月中旬から 4 月中旬の繁忙期間に限って、午後 7 時まで、窓口業務 (転入・転出に係わるもの) の時間延長が行われている。また、市民サービスセンター (高松天満屋 9 階) が設置されており、午前 1 0 時から午後 6 時 3 0 分まで (天満屋の休業日および 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く毎日) 住民票や印鑑証明などの発行を行っている。

○窓口業務の時間延長 (表 4 - 1 8)

	実施日	延長時間	実施サービス
綾上町	毎月第 1 ・第 3 金曜日	午後 8 時まで	全ての業務
国分寺町	毎月第 2 木曜日	午後 7 時まで	全ての業務

資料：各市町資料による。(平成 1 4 年 4 月 1 日現在)

自動交付機による証明等交付業務

圏域内において、住民票および印鑑登録証明の自動交付機による証明等交付業務を行っているのは、高松市だけである。なお、自動交付機の設置箇所は、高松市庁舎内と市民サービスセンターの 2 カ所 (各 1 台) となっている。

○自動交付機による交付状況 (表 4 - 1 9)

	住民票写し	印鑑登録証明	計
高松市庁舎	9, 271 件	19, 159 件	28, 430 件
市民サービスセンター	271 件	390 件	661 件

資料：高松市資料による。(平成 1 3 年度)

(2) 介護保険事業

圏域内 6 市町の 65 歳以上人口と、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所および介護保険施設病床数の状況は、表 4 - 20 のとおりとなっている。

○ サービス供給セクターの整備状況 (表 4 - 20)

	65 歳以上 人 口 (人)	ケアマネ ジャー数 (人)	居宅介護支 援事業所数	介護保険施 設病床数 (床)
高松市	61,907	169	48	1,820
塩江町	1,306	3	1	80
香南町	1,595	4	3	122
直島町	970	4	1	6
綾上町	2,206	5	5	106
国分寺町	3,690	8	5	156

資料：各市町資料による。(平成 14 年 4 月 1 日現在)

なお、介護保険事業の上乗せおよび横出しサービスについては、圏域内 6 市町では、実施していない状況である。

(3) 保育所

保育所設置状況

圏域内 6 市町の保育所設置状況を見てみると、公立および私立 (認可) を含めた保育所の施設充足率 (要保育児童数に対する施設の定員の割合) は、高松市 (90 . 13 %) および国分寺町 (93 . 90 %) で 100 % を切っている以外は、全て 100 % を超えている (施設に余裕あり) 状況である。

○ 保育所の設置状況 (表 4 - 21)

	要保育児童数 (人) A	公立保育所数		私立 (認可) 保育所数		充足率 (%) (B + C) / A
		(力所)	定員 (人) B	(力所)	定員 (人) C	
高松市	6,441	29	2,980	24	2,825	90.13
塩江町	105	3	135	0	0	128.57
香南町	165	1	235	0	0	142.42
直島町	44	1	45	0	0	102.27
綾上町	146	3	210	0	0	143.84
国分寺町	607	2	180	3	390	93.90

資料：各市町資料による。(平成 14 年 4 月 1 日現在)

要保育児童数は、申込者 (待機児童を含む) + 認可外の入所人員

延長保育

圏域内の公立および私立を合わせた保育所は 66 (うち公立 39) あるが、このうち、延長保育を実施している保育所は 40 保育所 (うち公立 13) で、香南町、直島町および綾上町では、全ての保育所で、また、高松市および国分寺町では、私立の保育所全てで延長保育を実施している。

○延長保育実施保育所数（表４－２２）

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
保育所数 A	29	24	3	0	1	0	1	0	3	0	2	3
実施保育所数 B	7	24	1	0	1	0	1	0	3	0	0	3
実施率（％）B / A	24.1	100.0	33.3	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	100.0

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

０歳児保育

０歳児保育については、表４－２３のとおりで、公立保育所では、直島町の保育所、高松市および綾上町の保育所の一部で実施されている状況である。

また、私立保育所では、圏域内全ての私立保育所で０歳児保育が実施されている。

○０歳児保育実施保育所数（表４－２３）

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
保育所数 A	29	24	3	0	1	0	1	0	3	0	2	3
実施保育所数 B	20	24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
実施率（％）B / A	69.0	100.0	0.0	-	0.0	-	100.0	-	33.3	-	0.0	100.0

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

（４）高齢者介護

高齢者介護に対する見舞金制度については、圏域内では、高松市、塩江町、直島町および国分寺町の１市３町で実施している。

助成額は、各市町により異なっており、高松市が月額６，０００円、塩江町が月額１５，０００円、直島町が年額３６，０００円（１人の場合）、国分寺町が年額５０，０００円、となっている。

また、高松市および国分寺町においては、その世帯における生計中心者の前年分所得により、支給制限を加えている状況である。

○高齢者介護見舞金支給制度の状況（表４－２４）

市町名	対 象	助 成 額
高松市	６５歳以上の寝たきり高齢者・痴呆性高齢者を６カ月以上在宅で介護している者（市内に１年以上居住し、生計中心者の前年分所得が８００万円以下の世帯）	月額 ６，０００円
塩江町	概ね６５歳以上の寝たきり・痴呆老人等を在宅で常時介護している者	月額 １５，０００円
香南町	—	—
直島町	寝たきり老人・心身障害者等を家庭において常時介護している者	１人に対して年額 ３６，０００円 ２人以上 年額 ５４，０００円
綾上町	—	—
国分寺町	６５歳以上の寝たきり老人・痴呆性老人を６カ月以上在宅で介護している者（生計中心者の前年分所得が１，０００万円以下の者）	年額 ５０，０００円

資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

(5) 公営住宅

圏域内では、6市町ともに公営住宅が設置されており、100世帯当たり公営住宅数では、高松市が5.9戸と最も高く、次いで、塩江町(4.4戸)、直島町(4.0戸)の順となっている。

1戸当たりの延床面積(共用部を含む。)では、塩江町が98.7㎡で最も大きく、綾上町が88.5㎡、香南町が79.9㎡となっており、その他の1市2町においては、1戸当たりの延床面積が70㎡を切っている状況である。

○公営住宅戸数(表4-25)

	公営住宅戸数(戸)		1戸当たり延床面積(㎡)	100世帯当たり公営住宅戸数(戸)
	市町営	県営		
高松市	4,215	3,481	56.5	5.9
塩江町	55	—	98.7	4.4
香南町	10	—	79.9	0.4
直島町	61	—	68.3	4.0
綾上町	18	—	88.5	0.9
国分寺町	34	—	68.8	0.4

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

世帯数は、平成12年国勢調査結果に基づく。

高松市の1戸当たり延床面積は、県営住宅を除く。

(6) 市・町道

圏域内6市町の道路(市・町道)整備状況は、4-26のとおりとなっている。

道路改良率では、国分寺町(65.8%)が最も高く、綾上町(61.9%)とともに60%以上の改良率となっている。

改良率が最も低いのは、直島町(32.1%)で、次いで、塩江町(37.0%)、香南町(39.7%)となっており、いずれも50%を割っている。

道路舗装率では、直島町を除く1市4町で90%以上となっており、塩江町が98.9%で、最も高い道路舗装率となっている。

○市・町道路の整備状況(表4-26)

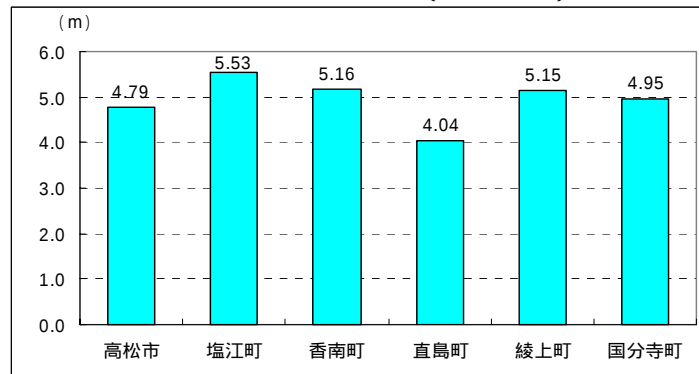
	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
	A	B	C	(C/A)	D	(D/A)
高松市	1,659,820	7,958,647	894,651	53.9	1,558,478	93.9
塩江町	106,895	591,334	39,581	37.0	105,729	98.9
香南町	66,819	345,087	26,556	39.7	62,465	93.5
直島町	38,729	156,477	12,413	32.1	32,816	84.7
綾上町	129,594	667,799	80,190	61.9	127,935	98.7
国分寺町	129,646	641,630	85,282	65.8	124,382	95.9

資料：各市町資料による。(平成14年4月1日現在)

道路延長は道路実延長を、道路面積は道路部面積を表す。

圏域内の各市町における道路の平均幅員は、塩江町が5.53mで最も広く、次いで、香南町(5.16m)、綾上町(5.15m)の順となっており、直島町(4.04m)、高松市(4.79m)および国分寺町(4.95m)では、5m未満となっている。

○市・町道の平均幅員（図４－４）

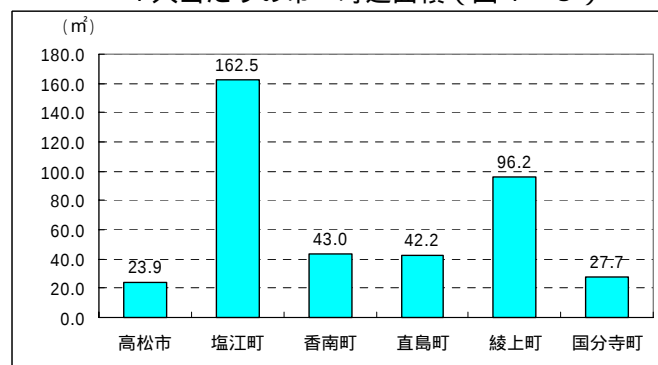


資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

また、住民１人当たりの道路面積は、図４－５のとおりとなっており、塩江町（１６２．５㎡）が最も大きく、綾上町（１４２．１㎡）とともに、１００㎡を超えている。

高松市は、住民１人当たりの道路面積では、圏域内６市町で最も少なく（２３．９㎡）、塩江町の１５％以下となっている。

○１人当たりの市・町道面積（図４－５）



資料：各市町資料による。（平成１４年４月１日現在）

人口は、平成１２年国勢調査結果に基づく。

（７）上水道

圏域内６市町での上水道の普及率を見ると、国分寺町（９８．５％）、高松市（９８．１％）、香南町（９７．８％）、直島町（９６．３％）で、９５％を超えている。

最も低い普及率は、塩江町で、７８．４％となっている状況である。

○上水道の整備状況（表４－２７）

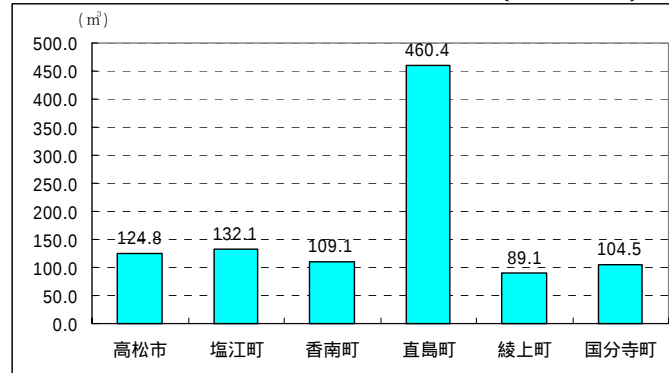
	面 積 (km ²)	給水区域面積 (km ²)	行政区域人口 (人) A	給水人口 (人) B	普及率 (%) (B / A)
高松市	194.33	137.96	332,865	326,604	98.1
塩江町	80.10	7.60	3,640	2,855	78.4
香南町	14.72	14.72	8,017	7,840	97.8
直島町	14.22	3.53	3,705	3,567	96.3
綾上町	71.20	24.10	6,943	6,341	91.3
国分寺町	26.25	20.00	23,158	22,809	98.5

資料：各市町資料による。（平成１４年３月３１日現在）

行政区域人口は、平成１２年国勢調査結果に基づく。

給水人口1人当たりの年間有収水量（給水量のうち料金徴収の対象となる水量）では、直島町が460.4 m³で最も多く、その他の1市4町では、100 m³前後での確保となっている。

○ 給水人口1人当たりの年間有収水量（図4 - 6）



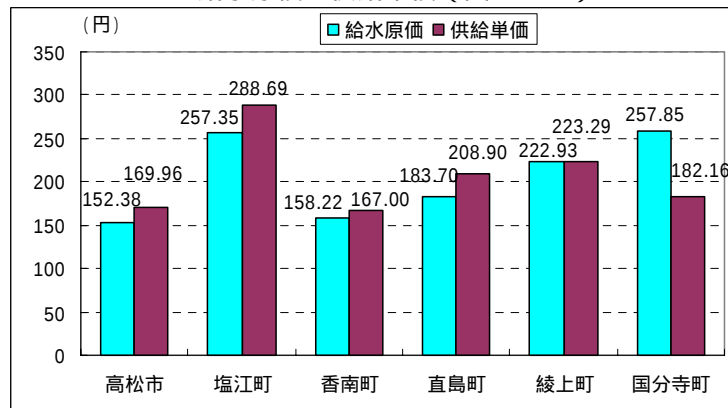
資料：各市町資料による。（平成14年3月31日現在）

給水原価は有収水量1 m³を生み出すためにかかるコストで、供給単価は有収水量1 m³当たりどれだけ収益を得ているかをあらわす指標として用いられる。

圏域内6市町においては、給水原価が最も安いのが高松市（152.38円）で、供給単価が最も安いのが香南町（167.00円）となっている。

各市町において、給水原価と供給単価に大きな差はみられないが、国分寺町では、給水原価が供給単価を上回っている状況である。

○ 給水原価・供給単価（図4 - 7）



資料：各市町資料による。（平成14年3月31日現在）

（8）下水道

公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）については、各市町とも整備が進められており、平成14年3月末までの整備状況は表4 - 28のとおりとなっている。

全体計画面積における下水道の面積整備率では、高松市（48.7%）が一番高く、次いで綾上町および直島町（各47.3%）の順となっている。

人口普及率では、直島町（66.7%）に次いで、高松市（50.8%）、香南町（21.9%）の順となっている。

なお、塩江町については、香東川流域下水道事業が始まったばかりのため、処理区域内人口が0となっている。

○下水道の整備状況（表4-28）

	全体計画 面積(ha)	事業認可 面積(ha)	整備済 面積(ha)	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	面積整 備率(%)	人口普 及率(%)
	A	B	C	D	E	C/A	E/D
高松市	5,472.4	4,160.0	2,664.5	333,387	169,319	48.7	50.8
塩江町	94.0	43.0	0.0	3,699	0	0.0	0.0
香南町	340.0	218.0	120.6	8,095	1,774	35.5	21.9
直島町	175.0	108.0	82.8	3,610	2,407	47.3	66.7
綾上町	215.0	130.3	101.6	7,055	1,182	47.3	16.8
国分寺町	416.0	240.0	99.0	24,011	1,623	23.8	6.8

資料：各市町資料による。（平成14年3月31日現在）

（9）合併処理浄化槽設置補助制度

この制度は、家庭で出される雑排水をし尿とあわせて処理する小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部を補助するもので、国および県の補助と合わせて補助しているものである。

この制度を有していない直島町を除く1市4町の状況は、表4-29のとおりとなっている。

国の基準額を準用しているのが、香南町および綾上町で、このうち、香南町については、11人槽以上は補助対象としていない。

高松市、塩江町および国分寺町では、各市町において、上乘せ補助を行っている状況である。

なお、国分寺町については、8人槽以上については、補助金額が同額となっている。

○合併処理浄化槽設置補助制度の状況（表4-29）

	補 助 限 度 額 (円)					
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽
高松市	445,000	514,000	648,000	981,000	1,668,000	2,238,000
塩江町	5～6人槽 396,000	7～8人槽 540,000	10人槽(注) 824,000	981,000	1,668,000	2,238,000
香南町	354,000	411,000	519,000	—	—	—
直島町	—	—	—	—	—	—
綾上町	354,000	411,000	519,000	981,000	1,668,000	2,238,000
国分寺町	407,000	468,000	582,000	582,000	582,000	582,000

資料：各市町資料による。（平成14年4月1日現在）

補助限度額には、国および県の補助も含む。

高松市については、販売等を目的とした住宅に設置する等の場合は、補助限度額が異なる。

(注)：2世帯住宅に限る。

（10）都市公園等

都市公園等の整備状況については、表4-30のとおりとなっている。

このうち、行政区域内における住民１人当たりの公園面積を見てみると、１人当たり１０㎡を超えているのは、香南町（２６．６％）および綾上町（１１．２％）の２町で、高松市は６．６㎡、国分寺町は４．７㎡、直島町は２．０㎡となっている。

○都市公園等の整備状況（表４－３０）

	都市計画 区域内人 口(人) A	行政区域 内人口 (人) B	都市計画区域内 公園(㎡)		行政区域内公園 (㎡)		市町立都市公園 (㎡)	
			面 積	１人 当たり	面 積	１人 当たり	面 積	１人 当たり
高松市	313,629	332,865	2,183,421	7.0	2,184,146	6.6	741,824	2.2
塩江町	—	3,640	—	—	—	—	—	—
香南町	—	8,017	—	—	212,993	26.6	—	—
直島町	—	3,705	—	—	7,563	2.0	—	—
綾上町	—	6,943	—	—	77,625	11.2	—	—
国分寺町	23,993	23,158	109,583	4.6	109,583	4.7	99,117	4.3

資料：香川県地域政策課「香川縣市町行財政要覧」（平成１４年２月）

数値は、平成１２年度。

行政区域内人口は、平成１２年国勢調査に基づく。

（１１）小学校・中学校

市町立の小学校および中学校の状況は、表４－３１のとおりとなっている。

小学校における、１学級当たりの児童数で、３０人を超えているのが、国分寺町（３２．９人）および香南町（３０．１人）で、２０人を切っているのが、綾上町（１３．０人）および塩江町（８．９人）で、高松市（２８．４人）および直島町（２３．４人）が２０人台となっている。

中学校での１学級当たりの生徒数は、直島町（２２．０人）、綾上町（２５．４人）および塩江町（２６．５人）の３町が３０人未満となっている。

また、最も多いのは国分寺町（３４．６人）で、次いで、高松市（３３．０人）となっている。

○市町立小学校・中学校の状況（表４－３１）

	小 学 校				中 学 校			
	学校数	学級数	児童数	１学級 当たりの 児童数	学校数	学級数	生徒数	１学級 当たりの 生徒数
	校	級	人	児童数	校	級	人	生徒数
高松市	42	655	18,592	28.4	18	299	9,877	33.0
塩江町	4	15	134	8.9	1	4	106	26.5
香南町	1	15	451	30.1	1	9	278	30.9
直島町	1	8	187	23.4	1	4	88	22.0
綾上町	5	24	312	13.0	1	7	178	25.4
国分寺町	2	45	1,481	32.9	1	22	762	34.6

資料：平成１３年度公立学校施設の概要（香川県教育委員会）

平成１３年５月１日現在。

第5章 合併シミュレーション

1 人口・面積等の変化

(1) 人口

合併後の圏域内人口は378,328人となり、県内人口の約37%を占める状況となる。

○合併による人口と県内シェアの変化(表5-1)

合併前		人 口 (人)	県内シェア (%)	県内順位
	高松市	332,865	32.54	1
	塩江町	3,640	0.36	42
	香南町	8,017	0.78	31
	直島町	3,705	0.36	41
	綾上町	6,943	0.68	35
	国分寺町	23,158	2.26	9
	県内平均	23,788	-	-

資料:総務省「国勢調査報告」
(平成12年10月1日現在)

合併後	人口 (人)	県内シェア (%)	県内順位
	378,328	36.99	1

(2) 世帯数

合併後の圏域内での世帯数は146,075世帯となり、県内世帯数の約40%を占めることとなる。

○合併による世帯数と県内シェアの変化(表5-2)

合併前

	世帯数 (世帯)	県内シェア (%)	県内順位
高松市	131,370	35.99	1
塩江町	1,248	0.34	42
香南町	2,348	0.64	31
直島町	1,512	0.41	39
綾上町	2,005	0.55	36
国分寺町	7,592	2.08	10
県内平均	8,488	-	-

資料:総務省「国勢調査報告」
(平成12年10月1日現在)

合併後	世帯数 (世帯)	県内シェア (%)	県内順位
	146,075	40.02	1

(3) 市域面積

圏域内市町の面積は、高松市、塩江町、綾上町以外は、県平均（43.63km²）を下回っており、直島町については、県内で4番目に狭い面積となっている。

合併後の市域面積は、400.82km²となり、県内シェアの21.37%を占めることとなる。

○ 合併による面積と県内シェアの変化（表5 - 3）

合併前	面 積 (km ²)	県内シェア (%)	県内順位
	高松市	194.33	10.36
	塩江町	80.10	4.27
	香南町	14.72	0.78
	直島町	14.22	0.76
	綾上町	71.20	3.80
	国分寺町	26.25	1.40
	県内平均	43.63	-

資料：香川県地域振興課「ふるさとづくり
ハンドブック」（平成12年10月1日現在）

合併後	面 積 (km ²)	県内シェア (%)	県内順位
	400.82	21.37	1

(4) 流出入人口および昼間人口

合併後における流出入人口を、通勤および通学者（15歳以上）について整理したのが、表5 - 4である。

合併後の地元通勤・通学率は、合併前の6市町の中で最も高くなっている高松市の地元通勤・通学率（89.1%）を上回り89.4%となる。

なお、合併後における各町の地元通勤・通学率は、塩江町では86.3%（1,670人）、香南町では83.7%（3,827人）、綾上町では75.5%（2,951人）、国分寺町では77.4%（9,934人）となる。

○ 合併による流出入人口（通勤・通学）の変化（表5 - 4）

合併前

	常住の通勤・ 通学者数 (人)	地元通勤・通学者数		自市町外への 通勤・通学者数 (人)	通勤・通学による流入人口 (人)
		(人)	(%)		
高松市	183,392	163,486	89.1	19,906	62,447
塩江町	1,935	1,115	57.6	820	482
香南町	4,570	1,852	40.5	2,718	2,539
直島町	1,919	1,686	87.9	233	281
綾上町	3,911	1,837	47.0	2,074	1,376
国分寺町	12,828	3,929	30.6	8,899	3,226
計	208,555	173,905	83.4	34,650	70,351

資料：総務省「国勢調査報告」
（平成12年10月1日現在）

合併後	常住の通勤・ 通学者数 (人)	地元通勤・通学者数 (人) (%)		自市町外への 通勤・通学者数 (人)	通勤・通学による流入人口 (人)
	208,555	186,390	89.4	22,165	57,866

	常住の通勤・ 通学者数 (人)	地元の通勤・通学者数			
		合併前		合併後	
		(人)	(%)	(人)	(%)
塩江町	1,935	1,115	57.6	1,670	86.3
香南町	4,570	1,852	40.5	3,827	83.7
直島町	1,919	1,686	87.9	1,741	90.7
綾上町	3,911	1,837	47.0	2,951	75.5
国分寺町	12,828	3,929	30.6	9,934	77.4

このことにより、生活圏域と自治体区域の一体化が図られることとなる。

また、合併後の昼間人口は、表 5 - 5 の状況となり、40 万人を超える昼間人口となる。

○ 合併による昼間人口の変化（表 5 - 5）

合併前		高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
	人口	332,865	3,640	8,017	3,705	6,943	23,158
	昼間人口	375,406	3,302	7,838	3,753	6,245	17,485

資料：総務省「国勢調査報告」
(平成12年10月1日現在)

合併後		1市5町
	人口	378,328
	昼間人口	414,029

(5) 財政規模

財政規模については、総務省等が発表している類似団体別市町村財政指数表による類似団体類型に基づき、合併前の6市町の財政指数の合算額と、合併が行われた場合の財政指数の額を比較した。

この類似団体類型は、都市と町村に分けて、それぞれ人口と産業構造を基に分類されているもので、現在、都市については29類型（表5-6を参照）、町村については39類型が設定されている。

○ 都市の類型（表 5 - 6）

産業構造 人口類型		次、次 95%以上		次、次 85%以上 ～ 95%未滿		次、次 85%以上		計
		次		次		次		
		65%以上	65%未滿	55%以上	55%未滿	50%以上	50%未滿	
		5	4	3	2	1	0	
35 千人未滿	0	3	4	1 7	2 4	3 0	2 1	9 9
35 千人以上 ～ 55 千人未滿		5	2 5	4 4	5 4	7	6	1 4 1
55 千人～ 80 千人		2 2	3 6	3 4	2 3	1	1	1 1 7
80 千人～ 130 千人		2 4	4 3	2 3	1 4	-	-	1 0 4
130 千人～		2 2	2 7	9	2	1	-	6 1

230 千人								
230 千人～ 430 千人		2 6	1 6	7	1	-	-	5 0
430 千人 以上		1 4	6	-	-	-	-	2 0
計		1 1 6	1 5 7	1 3 4	1 1 8	3 9	2 8	5 9 2

資料：平成 1 4 年 3 月類似団体別市町村財政指数表（財団法人地方財務協会）

表内の数字は、市町村数。

圏域内 6 市町の合計人口は 3 7 8 , 3 2 8 人で、産業構造は、第二次および第三次産業の占める割合が 9 5 . 3 %、かつ、第三次産業の占める割合が 7 3 . 1 %となっており、6 市町が合併した場合は - 5 類型に属することになる。

- 5 類型の都市の平均による 1 人当たり歳入総額等を基に比較したのが、次の表 5 - 7 のとおりで、歳入総額および歳出総額ともに、類似団体よりも大きい規模の都市になることが予測される。

○類似団体（ - 5 類型）との比較（表 5 - 7）

	人口(人)	歳入総額	歳出総額	地方交付税額
高松市	332,865	1,277億26百万円	1,226億37百万円	93億03百万円
塩江町	3,640	39億89百万円	38億34百万円	17億03百万円
香南町	8,017	37億51百万円	32億17百万円	10億70百万円
直島町	3,705	45億84百万円	44億14百万円	10億16百万円
綾上町	6,943	38億84百万円	35億86百万円	17億44百万円
国分寺町	23,158	66億98百万円	61億00百万円	17億79百万円
1市5町	378,328	1,506億32百万円	1,437億88百万円	166億15百万円
類似団体	378,328	1,350億64百万円	1,318億66百万円	173億76百万円
差 引		155億68百万円	119億22百万円	7億61百万円

資料：各市町資料による。

額については、平成 1 2 年度決算に基づく。

（ 6 ）主な財政指標

平成 1 3 年度歳入歳出決算に基づき、主な財政指標（P 3 8 ～ 4 1 参照）の合併前および合併後の状況について整理したのが、表 5 - 8 から表 5 - 1 1 である。

○合併による財政力指数（3 力年平均）の変化（表 5 - 8）

		基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	財政力指数
		(千円) A	(千円) B	(単年度) B / A	(3 力年平均)
合併前	高松市	57,813,727	50,269,584	0.870	0.857
	塩江町	1,681,252	335,242	0.199	0.191
	香南町	1,880,531	1,035,689	0.551	0.549
	直島町	1,261,626	573,279	0.454	0.431
	綾上町	2,151,386	819,194	0.381	0.345
	国分寺町	3,644,575	2,241,577	0.615	0.585

資料：各市町資料による。



合併後	基準財政需要額 (千円) A	基準財政収入額 (千円) B	財政力指数 (単年度) B / A	財政力指数 (3カ年平均)
	68,433,097	55,274,565	0.808	0.792

○ 合併による経常収支比率の変化 (表 5 - 9)

合併前	経常収入一般財源 (千円) A	経常経費充当一般 財源(千円) B	経常収支比率 B ÷ A
高松市	75,029,473	63,637,580	84.8
塩江町	1,854,674	1,500,928	80.9
香南町	2,182,991	1,594,212	73.0
直島町	1,457,119	1,236,394	84.9
綾上町	2,420,812	2,089,255	86.3
国分寺町	4,345,352	3,388,932	78.0

資料: 各市町資料による。

合併後	経常収入一般財源 (千円) A	経常経費充当一般 財源(千円) B	経常収支比率 B ÷ A
	87,290,421	73,447,301	84.1

○ 合併による公債費負担比率の変化 (表 5 - 10)

合併前	公債費充当一般財源 (千円) A	一般財源総額 (千円) B	公債費負担比率 A ÷ B
高松市	14,450,472	84,505,862	17.1
塩江町	409,538	2,218,530	18.5
香南町	342,534	2,881,173	11.9
直島町	209,225	2,175,450	9.6
綾上町	491,761	2,933,190	16.8
国分寺町	607,867	5,143,467	11.8

資料: 各市町資料による。

合併後	公債費充当一般財源 (千円) A	一般財源総額 (千円) B	公債費負担比率 A ÷ B
	16,511,397	99,857,672	16.5

○ 合併による実質収支比率の変化 (表 5 - 11)

市町名	収入総額 (千円) (A)	歳出総額 (千円) (B)	歳入歳出差引 (千円) (A) - (B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (千円) (D)	実質収支 (千円) (C) - (D) (E)	標準財政規模 (千円) (F)	実質収支 比率(%) (E) ÷ (F)
合併前 高松市	120,148,182	115,905,341	4,242,841	1,883,631	2,359,210	74,192,491	3.2
塩江町	3,700,599	3,495,514	205,085	40,981	164,104	1,781,386	9.2
香南町	4,975,153	4,305,117	670,036	465,705	204,331	2,202,239	9.3
直島町	3,777,184	3,623,219	153,965	51,037	102,928	1,446,881	7.1
綾上町	3,947,252	3,673,004	274,248	2,710	271,538	2,406,213	11.3
国分寺町	6,825,605	6,284,305	541,300	118,588	422,712	4,368,282	9.7

資料: 各市町資料による。

合併後	収入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	歳入歳出差引 (千円)	翌年度に繰り 越すべき財源 (千円)	実質収支 (千円)	標準財政規模 (千円)	実質収支 比率(%)
	(A)	(B)	(A) - (B) (C)	(D)	(C) - (D) (E)	(F)	(E) ÷ (F)
	143,373,975	137,286,500	6,087,475	2,562,652	3,524,823	86,397,492	4.1

ここで、これまで記述してきた合併による主な指標等の変化状況についてとりま
めてみると、表５－１２のとおりとなる。

○合併による主な指標等の状況（表５－１２）

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	合併後
人口(人)	332,865	3,640	8,017	3,705	6,943	23,158	378,328
面積(km ²)	194.33	80.10	14.72	14.22	71.20	26.25	400.82
人口密度(1km ² 当たり)	1,712.9	45.4	544.6	260.5	97.5	882.2	943.9
年齢3区分人口比率							
0歳～14歳	15.1	10.6	14.1	12.5	11.0	17.3	15.0
15歳～64歳	67.3	52.2	64.5	62.2	57.1	67.5	66.9
65歳以上	17.6	37.2	21.4	25.3	31.9	15.2	18.1
世帯数(世帯)	131,370	1,248	2,348	1,512	2,005	7,592	146,075
産業別就業人口構成比							
第1次産業	3.4	19.8	11.2	8.6	18.8	4.7	4.1
第2次産業	21.2	27.6	31.4	45.1	28.7	26.7	22.2
第3次産業	74.8	52.6	55.8	46.3	52.5	68.5	73.1
人口増加率	0.6	-2.3	2.9	-11.0	-2.5	7.6	0.8
財政力指数(3カ年平均)	0.857	0.191	0.549	0.431	0.345	0.585	0.792
経常収支比率	84.8	80.9	73.0	84.9	86.3	78.0	84.1
公債費負担比率	17.1	18.5	11.9	9.6	16.8	11.8	16.5
実質収支比率	3.2	9.2	9.3	7.1	11.3	9.7	4.1
歳入関係							
自主財源比率	59.5	31.4	41.5	50.0	40.7	52.5	57.0
地方税比率	47.1	10.6	21.9	17.4	21.6	34.7	43.2
地方交付税比率	6.7	42.5	20.5	24.1	40.0	22.9	10.2
歳出関係							
義務的経費比率	48.5	33.4	24.0	36.7	39.3	39.7	46.4
うち人件費比率	43.5	57.8	57.4	42.1	53.4	49.2	44.4
うち公債費比率	26.3	37.2	34.7	54.0	38.1	24.7	27.4
投資的経費比率	20.7	32.0	48.4	14.7	19.6	19.8	21.6
地方債現在高(百万円)	133,920	4,036	3,594	2,166	3,176	3,632	150,524
1人当たり地方債現在高(千円)	402	1,109	448	585	457	157	398
基金残高(百万円)	17,627	1,103	1,867	1,921	1,827	2,421	26,766
1人当たり基金残高(千円)	53	303	233	518	263	105	71

資料：人口から産業別就業人口構成比までは、「国勢調査報告」(平成12年10月1日)による。

人口増加率は、平成12年および平成7年の国勢調査報告に基づき算出。

財政力指数から1人当たり基金残高までは、平成13年度決算に基づく。

2 財政状況の変化

平成13年度の状況に基づき、地方税（調定額による）地方交付税、人件費についてシミュレーションする。

（1）地方税

住民税

住民税のうち、個人市町村民税については、所得割は、各市町とも税率が同じことから、合併による税額の変化はないが、均等割においては、合併後の人口が5万人を超えることから、高松市を除く5町において、2,000円から2,500円へ上がることになる。

試算に当たっては、均等割は、合併前後の税額を納税義務者数に掛けて増減額を算出し、所得割は、合併前の調定額を単純合算した。

合併後においては、5町において、均等割が2,000円から2,500円となるため、約818万円の調定額の増加が見込まれる。

○合併による住民税（個人）の変化（表5-13）

	均 等 割			所 得 割			
	税 額 (円)	納税義務者数 (人)	調定額 (千円)	課税所得金額	税 率 (%)	調定額 (千円)	
合併前	高松市	2,500	100,241	250,600	200万円以下	3.0	2,313,620
					200万円超	8.0	7,342,373
					700万円超	10.0	5,793,886
	塩江町	2,000	1,475	2,950	200万円以下	3.0	22,372
					200万円超	8.0	37,338
					700万円超	10.0	8,363
	香南町	2,000	2,769	5,538	200万円以下	3.0	56,374
					200万円超	8.0	115,971
					700万円超	10.0	44,569
	直島町	2,000	1,455	2,910	200万円以下	3.0	21,029
					200万円超	8.0	98,202
					700万円超	10.0	36,397
	綾上町	2,000	2,140	4,280	200万円以下	3.0	49,676
					200万円超	8.0	106,846
					700万円超	10.0	19,350
	国分寺町	2,000	8,517	17,034	200万円以下	3.0	141,917
					200万円超	8.0	406,285
					700万円超	10.0	161,572
	合 計	-	116,597	283,312	-	-	16,776,140

資料：各市町資料による。

	均 等 割			所 得 割		
	税 額 (円)	納税義務者数 (人)	調定額 (千円)	課税所得金額	税 率 (%)	調定額 (千円)
合併後	2,500	116,597	291,492	200万円以下	3.0	2,604,988
				200万円超	8.0	8,107,015
				700万円超	10.0	6,064,137
	計	116,597	291,492	-	-	16,776,140

(+8,180)

法人市町民税については、塩江町、香南町および直島町が標準税率で課税しており、高松市、綾上町および国分寺町で制限税率を適用している。

試算に当たっては、制限税率を使用している1市2町の中から、高松市の税率を基に算出することとし、均等割については、合併前後の税額を納税義務者数に掛けて比較し、法人税割については、各市町の調定額を納税義務者数および税率で割り戻し、1社当たりの法人税額を算出した後、合併前後の税率を掛けて比較した。

合併後の均等割および法人税割を合わせた調定額は、約106億2,003万円となり、合併前の1市5町の調定額合計と比較して、約8,130万円（均等割：約4,912万円、法人税割：約3,218万円）の調定額増が見込まれることとなる。

○合併による住民税（法人）の変化（表5-14）

・均等割（従業者数50人超）

	資本等の額	50億円超	10億円超	1億円超	1千万円超	1千万円以下	左記以外	計
高松市	税額(千円)	3,600	2,100	480	180	144	60	-
	納税義務者数	79	19	66	173	63	0	400
	調定額(千円)	287,400	39,900	31,640	31,050	8,964	0	398,954
塩江町	税額(円)	3,000	1,750	400	150	120	50	-
	納税義務者数	0	0	0	0	1	0	1
	調定額(千円)	0	0	0	0	120	0	120
香南町	税額(円)	3,000	1,750	400	150	120	50	-
	納税義務者数	0	0	1	8	0	0	9
	調定額(千円)	0	0	400	1,200	0	0	1,600
直島町	税額(円)	3,000	1,750	400	150	120	50	-
	納税義務者数	1	0	1	2	0	0	4
	調定額(千円)	1,500	0	400	300	0	0	2,200
綾上町	税額(円)	3,600	2,100	480	180	144	60	-
	納税義務者数	1	1	4	1	0	0	7
	調定額(千円)	3,600	2,100	1,920	180	0	0	7,800
国分寺町	税額(円)	3,600	2,100	480	180	144	60	-
	納税義務者数	2	2	2	6	3	0	15
	調定額(千円)	7,200	4,200	960	1,080	432	0	13,872
合 計	納税義務者数	83	22	74	190	67	0	436
	調定額(千円)	299,700	46,200	35,320	33,810	9,516	0	424,546

資料：各市町資料による。

合併後	資本等の額	50億円超	10億円超	1億円超	1千万円超	1千万円以下	左記以外	計
	税額(千円)	3,600	2,100	480	180	144	60	-
	納税義務者数	83	22	74	190	67	0	436
	調定額(千円)	298,800	46,200	35,520	34,200	9,648	0	424,368

・均等割(従業者数50人以下)

	資本等の額	50億円超	10億円超	1億円超	1千万円超	1千万円以下	左記以外	計
高松市	税額(千円)	492	492	192	156	60	60	-
	納税義務者数		1,103	764	2,205	9,003	8	13,083
	調定額(千円)		526,427	141,882	335,460	531,843	480	1,536,092
塩江町	税額(円)	410	410	160	130	50	50	-
	納税義務者数	1	0	1	17	52	0	71
	調定額(千円)	410	0	160	2,210	2,190	0	4,970
香南町	税額(円)	410	410	160	130	50	50	-
	納税義務者数	0	15	7	51	135	0	208
	調定額(千円)	0	6,150	1,120	6,207	6,374	0	19,851
直島町	税額(円)	410	410	160	130	50	50	-
	納税義務者数	0	8	7	11	86	0	112
	調定額(千円)	0	2,681	1,120	1,365	4,366	0	9,532
綾上町	税額(円)	492	492	192	156	60	60	-
	納税義務者数	5	0	6	49	55	0	115
	調定額(千円)	2,337	0	1,152	5,506	3,210	0	12,205
国分寺町	税額(円)	492	492	192	156	60	60	-
	納税義務者数	0	44	19	102	393	0	558
	調定額(千円)	0	21,648	3,648	15,912	23,580	0	64,788
合 計	納税義務者数	6	1,170	804	2,435	9,724	8	14,147
	調定額(千円)	2,747	556,906	149,082	366,660	571,563	480	1,647,438

合併前

資料:各市町資料による。

	資本等の額	50億円超	10億円超	1億円超	1千万円超	1千万円以下	左記以外	計
税額(千円)		492	492	192	156	60	60	-
納税義務者数		6	1,170	804	2,435	9,724	8	14,147
調定額(千円)		2,952	575,640	154,368	379,860	583,440	480	1,696,740

合併後

・法人税割

	税率(%)	納税義務者数	調定額(千円)
高松市	14.7	14,141	8,139,100
塩江町	12.3	76	3,541
香南町	12.3	217	77,206
直島町	12.3	90	28,086
綾上町	14.0	86	72,368
国分寺町	14.0	276	146,446
合 計	-	14,886	8,466,747

合併前

資料:各市町資料による。

税率(%)	納税義務者数	調定額(千円)
14.7	14,886	8,498,923

合併後

固定資産税

固定資産税については、各市町とも標準税率(1.4%)となっており、合併後における調定額に変化はない。

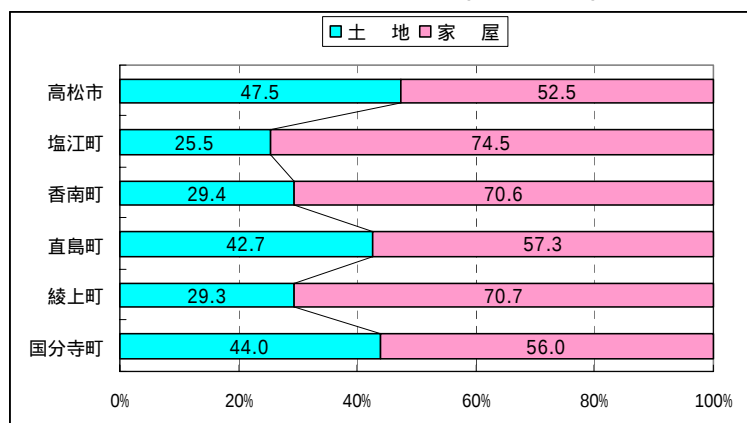
○固定資産税の調定額（表５－１５）

	土 地 (千円)	家 屋 (千円)	償却資産 (千円)	計 (千円)
高松市	10,386,830	11,494,310	3,199,482	25,080,622
塩江町	41,679	121,932	44,480	208,091
香南町	137,058	328,842	179,400	645,300
直島町	90,553	121,416	195,527	407,496
綾上町	75,738	182,742	270,065	528,545
国分寺町	453,641	578,289	89,757	1,121,687
合 計	11,185,499	12,827,531	3,978,711	27,991,741

資料：各市町資料による。

償却資産を除く、土地と家屋の調定額の比率を見てみると、高松市、直島町および国分寺町では、土地が４０％台、家屋が５０％台で、塩江町、香南町および綾上町では、土地が２０％台、家屋が７０％台となっており、それぞれ２０％程度の差がある。

○土地・家屋の調定額比率（図５－１）



資料：各市町資料による。

事業所税

現在、圏域内６市町で事業所税を課税しているのは、高松市だけとなっている。

この事業所税の試算に当たっては、従業者割は、圏域内５町の事業所について、従業員１００人以上の事業所数および従業者数を「平成１１年度事業所・企業統計調査」により抽出後、高松市の平成１３年度における課税実績から、従業者１人当たりの平均値を算出し試算した。

また、資産割は、高松市の平成１３年度における課税実績から床面積１，０００㎡以上の事業所１件当たりの平均税額を算出し、各町における従業者数１００人以上の事業所数をそのまま用いて試算した。

なお、新增設に係る事業所税については、高松市の平成１３年度における従業者割および資産割の税額の合計と、新增設に係る税額との比率（０．１１９）を用いた。

合併後の事業所税の調定額は、約１９億５，５９０万円となり、合併前の調定額合計と比較して、約７，３８０万円の調定額増が見込まれることとなる。

○合併による事業所税の変化（表５－１６）

合併前

高松市	従業 者 割			
	件 数	税 額 (千円)	従業員総数 (人)	1人当たり総額 (円)
	111	293,545	35,808	約8,100
	資 産 割			
	件 数	税 額 (千円)		1件当たり総額 (千円)
	638	1,388,796		約2,100
	新 増 設			
	件 数	税 額 (千円)		
	5	199,693		

	従業員100人 以上の事業所数	従業員総数 (人)	1,000㎡以上 の事業所数
塩江町	0	0	0
香南町	4	1,005	4
直島町	3	608	3
綾上町	4	667	4
国分寺町	7	1,148	7

資料：各市町資料および「平成11年度事業所・企業統計調査結果」による。

合併後	従業者割税額 (千円) a	資産割税額 (千円) b
	321,311 (+ 27,766)	1,426,596 (+ 37,800)
	新増設に係る事業所税 (a + b) × 0.119 (千円) c	
	208,000 (+ 8,307)	
	計 (千円) a + b + c	
	1,955,907 (+ 73,873)	

軽自動車税

軽自動車税については、５町において標準税率を適用しており、高松市が車種によって制限税率を適用している。

試算に当たっては、高松市の税率を適用することとし、合併前後の税率を課税台数に掛けて増減額を算出した。

合併前の合計額と比較して、約７１３万円の調定額の増加が見込まれる。

○合併による軽自動車税の変化（表５－１７）

（合併前）

				高 松 市			塩 江 町			香 南 町		
種別				税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下			1,000	32,297	32,297	1,000	307	307	1,000	799	799
	90cc以下			1,300	4,378	5,691	1,200	75	90	1,200	142	170
	125cc以下			1,700	1,922	3,267	1,600	9	14	1,600	45	72
	ミニカー			2,500	18	45	2,500	0	0	2,500	0	0
軽 自 動 車	2輪			2,600	3,498	9,095	2,400	34	81	2,400	92	221
	3輪			3,400	10	34	3,100	0	0	3,100	0	0
	4 輪	乗 用	営業用	6,200	2	12	5,500	0	0	5,500	0	0
			自家用	7,800	35,340	275,652	7,200	560	4,032	7,200	1,447	10,418
		貨 物	営業用	3,400	650	2,210	3,000	7	21	3,000	18	54
			自家用	4,300	24,885	107,006	4,000	705	2,820	4,000	1,205	4,820
	専ら雪上を走行するもの			2,600	0	0	2,400	0	0	2,400	0	0
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用			1,700	106	180	1,600	383	612	1,600	817	1,307
	その他			5,100	367	1,872	4,700	16	75	4,700	20	94
	2輪の小型自動車 (250ccを超)			4,300	3,158	13,579	4,000	34	136	4,000	94	376
合 計				-	106,631	450,940	-	2,130	8,188	-	4,679	18,331

（合併前）

				直 島 町			綾 上 町			国 分 寺 町			
種別				税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	
自 転 車	原 動 機 付	50cc以下		1,000	1,203	1,203	1,000	731	731	1,000	1,876	1,876	
		90cc以下		1,200	134	161	1,200	258	310	1,200	329	394	
		125cc以下		1,600	26	42	1,600	27	43	1,600	111	177	
		ミニカー		2,500	0	0	2,500	0	0	2,500	1	2	
軽 自 動 車	2 輪 4 輪	2輪		2,400	33	79	2,400	75	180	2,400	269	645	
		3輪		3,100	0	0	3,100	0	0	3,100	0	0	
		乗 用 車	営業用	5,500	1	5	5,500	0	0	5,500	0	0	
			自家用	7,200	453	3,262	7,200	1,152	8,294	7,200	3,977	28,634	
			貨 物 車	営業用	3,000	0	0	3,000	7	21	3,000	137	411
				自家用	4,000	518	2,072	4,000	1,491	5,964	4,000	2,229	8,916
		専ら雪上を走行するもの		2,400	0	0	2,400	0	0	2,400	0	0	
		小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用		1,600	0	0	1,600	672	1,075	1,600	721	1,153
その他			4,700	5	24	4,700	9	42	4,700	26	122		
	2輪の小型自動車 (250ccを超)		4,000	18	72	4,000	72	288	4,000	280	1,120		
合 計				-	2,391	6,920	-	4,494	16,948	-	9,956	43,450	

(合併前)

				計	
種別				課税台数 (台)	調定額 (千円)
原動機付 自転車	50cc以下			37,213	37,213
	90cc以下			5,316	6,816
	125cc以下			2,140	3,615
	ミニカー			19	47
軽自動車	2輪			4,001	10,301
	3輪			10	34
	4輪	乗用	営業用	3	17
			自家用	42,929	330,292
		貨物	営業用	819	2,717
			自家用	31,033	131,598
	専ら雪上を走行するもの			0	0
小型特殊 自動車	農耕作業用			2,699	4,327
	その他			443	2,229
	2輪の小型自動車 (250ccを超)			3,656	15,571
合 計				130,281	544,777

(合併後)

種別				税額 (円)	課税台数 (台)	調定額 (千円)
自転車 原動機付	50cc以下			1,000	37,213	37,213
	90cc以下			1,300	5,316	6,911
	125cc以下			1,700	2,140	3,638
	ミニカー			2,500	19	48
軽自動車 自動車	2輪			2,600	4,001	10,403
	3輪			3,400	10	34
	4輪	乗用貨物	営業用	6,200	3	19
			自家用	7,800	42,929	334,846
			営業用	3,400	819	2,785
			自家用	4,300	31,033	133,442
	専ら雪上を走行するもの			2,600	0	0
小型特殊 自動車	農耕作業用			1,700	2,699	4,588
	その他			5,100	443	2,259
	2輪の小型自動車 (250ccを超)			4,300	3,656	15,721
合 計				-	130,281	551,905

資料:各市町資料による。

その他の地方税

特別土地保有税については、各市町とも税率は同じであるが、免税点において、高松市および国分寺町が5,000㎡未満(他の4町は10,000㎡未満)となっておりことから、合併により、課税客体の増加が想定されるが、現時点での課税客体の把握が困難なため、合併前の各市町の税収の単純計算をもって合併後の税収とする。

また、たばこ税については、税率が変わらないことから、各市町の税収の合計額をそのまま合併後の税収とする。

なお、入湯税については、高松市、塩江町および綾上町の1市2町において課税されており、試算に当たっては、税額が最も高い高松市の税額を適用し、算出すると、表5-18のとおりとなる。

また、これら3つの税目の調定額の合計を住民1人あたりに換算すると、合併前では、塩江町の住民1人あたり調定額が9,962円と最も高く、次いで、高松市が1人あたり7,558円で、最も低いのが綾上町で、1人あたりの調定額は3,118円となっている。

○合併によるその他の地方税の変化（表５－１８）

	特別土地保有税		たばこ税		入湯税			合 計	1人当たり
	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	税 額 (円)	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	調定額 (千円)	調定額 (円)
高松市	61	52,679	6	2,459,028	150	1	4,111	2,515,818	7,558
塩江町	0	0	3	19,116	100	11	17,144	36,260	9,962
香南町	0	0	5	50,825	—	—	—	50,825	6,340
直島町	2	5,337	2	22,274	—	—	—	27,611	7,452
綾上町	1	24	1	21,276	100	1	350	21,650	3,118
国分寺町	3	106	—	116,673	—	—	—	116,779	5,043
合 計	67	58,146	17	2,689,192	—	13	21,605	2,768,943	7,319

資料：各市町資料による。

人口は、平成１２年国勢調査に基づく。

	特別土地保有税		たばこ税		入湯税			合 計	1人当たり
	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	税 額 (円)	納税義務者数 (件)	調定額 (千円)	調定額 (千円)	調定額 (円)
合併後	67	58,146	17	2,689,192	150	13	30,352	2,777,690	7,342

地方税（市町村民税）調定額総額の変化

以上 ～ までの試算により、平成１３年度の各市町における合併後の地方税調定額は以下のとおりとなる。

なお、高松市は、現行の同市の基準をそのまま用いたため、合併後においても、調定額の増減はない。

○合併した場合と比較した各市町の地方税（市町村民税）調定額（表５－１９）

高松市	合併前調定額 (千円)	合併後調定額 (千円)	比較	増減額 (千円)
住民税(計)	25,774,625	25,774,625	⇔	0
個人住民税(計)	15,700,479	15,700,479	⇔	0
均等割	250,600	250,600	⇔	0
所得割	15,449,879	15,449,879	⇔	0
法人住民税(計)	10,074,146	10,074,146	⇔	0
均等割	1,935,046	1,935,046	⇔	0
法人税割	8,139,100	8,139,100	⇔	0
固定資産税	25,080,622	25,080,622	⇔	0
事業所税	1,682,341	1,682,341	⇔	0
軽自動車税	450,940	450,940	⇔	0
その他の税	2,515,818	2,515,818	⇔	0
合 計	55,504,346	55,504,346	⇔	0

塩江町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	79,654	82,593	➡	2,939
個人住民税(計)	71,023	71,761	➡	738
均等割	2,950	3,688	➡	738
所得割	68,073	68,073	⇄	0
法人住民税(計)	8,631	10,832	➡	2,201
均等割	5,090	6,600	➡	1,510
法人税割	3,541	4,232	➡	691
固定資産税	208,091	208,091	⇄	0
事業所税	0	0	⇄	0
軽自動車税	8,188	8,810	➡	622
その他の税	36,260	44,832	➡	8,572
合 計	332,193	344,326	➡	12,133

香南町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	321,109	342,808	➡	21,699
個人住民税(計)	222,452	223,837	➡	1,385
均等割	5,538	6,923	➡	1,385
所得割	216,914	216,914	⇄	0
法人住民税(計)	98,657	118,971	➡	20,314
均等割	21,451	26,700	➡	5,249
法人税割	77,206	92,271	➡	15,065
固定資産税	645,300	645,300	⇄	0
事業所税	0	16,540	➡	16,540
軽自動車税	18,331	19,724	➡	1,393
その他の税	50,825	50,825	⇄	0
合 計	1,035,565	1,075,197	➡	39,632

直島町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	198,356	209,428	➡	11,072
個人住民税(計)	158,538	159,266	➡	728
均等割	2,910	3,638	➡	728
所得割	155,628	155,628	⇄	0
法人住民税(計)	39,818	50,162	➡	10,344
均等割	11,732	16,596	➡	4,864
法人税割	28,086	33,566	➡	5,480
固定資産税	407,496	407,496	⇄	0
事業所税	0	11,225	➡	11,225
軽自動車税	6,920	7,377	➡	457
その他の税	27,611	27,611	⇄	0
合 計	640,383	663,137	➡	22,754

綾上町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	272,525	277,213	➡	4,688
個人住民税(計)	180,152	181,222	➡	1,070
均等割	4,280	5,350	➡	1,070
所得割	175,872	175,872	⇄	0
法人住民税(計)	92,373	95,991	➡	3,618
均等割	20,005	20,005	⇄	0
法人税割	72,368	75,986	➡	3,618
固定資産税	528,545	528,545	⇄	0
事業所税	0	13,802	➡	13,802
軽自動車税	16,948	18,226	➡	1,278
その他の税	21,650	21,825	➡	175
合 計	839,668	859,611	➡	19,943

国分寺町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	951,914	963,495	➡	11,581
個人住民税(計)	726,808	731,067	➡	4,259
均等割	17,034	21,293	➡	4,259
所得割	709,774	709,774	⇄	0
法人住民税(計)	225,106	232,428	➡	7,322
均等割	78,660	78,660	⇄	0
法人税割	146,446	153,768	➡	7,322
固定資産税	1,121,687	1,121,687	⇄	0
事業所税	0	23,999	➡	23,999
軽自動車税	43,450	46,828	➡	3,378
その他の税	116,779	116,779	⇄	0
合 計	2,233,830	2,272,788	➡	38,958

資料: 各市町資料による。

事業所税は、新增設に係るものを除く。

なお、合併後の1市5町全体の調定額は以下のとおりとなる。

○ 合併した場合の地方税(市町民税)調定額(表5-20)

1市5町	合併前調定額 (千円)	合併後調定額		増減額 (千円)
		(千円)	比較	
住民税(計)	27,598,183	27,687,663	➡	89,480
個人住民税(計)	17,059,452	17,067,632	➡	8,180
均等割	283,312	291,492	➡	8,180
所得割	16,776,140	16,776,140	⇄	0
法人住民税(計)	10,538,731	10,620,031	➡	81,300
均等割	2,071,984	2,121,108	➡	49,124
法人税割	8,466,747	8,498,923	➡	32,176
固定資産税	27,991,741	27,991,741	⇄	0
事業所税	1,682,341	1,747,907	➡	65,566
軽自動車税	544,777	551,905	➡	7,128
その他の税	2,768,943	2,777,690	➡	8,747
合 計	60,585,985	60,756,906	➡	170,921

(2) 地方交付税 (普通交付税)

合併後の普通交付税

平成 1 3 年度の普通交付税について、同年度に合併していた場合との比較を、「普通交付税及び地方特例交付金算出資料」に基づき試算してみる。

なお、試算に当たっての前提条件は、次のとおりとしている。

- 基準財政需要額
 - ・生活保護費(経常)における被生活保護者数については、高松市における人口割合を、各町の人口に乗じて得た数の合計を高松市の数に加算したものである。
 - ・下水道費(投資)における投資補正については、考慮していない。
- 基準財政収入額
 - ・市町村民税の均等割(個人)については、合併後の人口に基づく税額としている。
- 基礎数値
 - 合併前の各市町の基礎数値を合算したものを基礎数値としている。
- 種地
 - 種地区分については、高松市の種地区分である「 - 6 種地」と想定する。
 - また、評点についても、高松市の評点とする。
- その他
 - 交付税額算出に伴う錯誤額については、考慮していない。
 - 調整額については、一律としている。

試算結果については、表 5 - 2 1 のとおりとなる。

合併前と比べると、合併後における基準財政収入額は、約 0 . 0 1 % の増加となっているが、基準財政需要額については、約 1 . 1 7 % の増加となっている。

これは、中核市と町との事務権限の差とともに、合併による人口増加に伴い、行政需要が増加することによるものと考えられる。

住民 1 人当たりの交付税額を見てみると、合併前の平均である 3 4 , 6 5 7 円から 3 6 , 7 4 2 円となり、住民 1 人当たりでは、2 , 0 8 5 円の増加となっている。

○ 合併による普通交付税の変化 (表 5 - 2 1)

	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	交付基準額 (千円)	交付税額 (千円)	1人当たり交付 税額(円)
高松市	57,813,727	50,269,584	7,544,143	7,501,321	22,536
塩江町	1,681,252	335,242	1,346,010	1,344,665	369,413
香南町	1,880,531	1,035,689	844,842	843,982	105,274
直島町	1,261,626	573,279	688,347	687,413	185,537
綾上町	2,151,386	819,194	1,332,192	1,332,431	191,910
国分寺町	3,644,575	2,241,577	1,402,998	1,401,825	60,533
合 計	68,433,097	55,274,565	13,158,532	13,111,637	34,657

合併前

資料: 各市町資料による。
人口は、平成 1 2 年国勢調査に基づく。

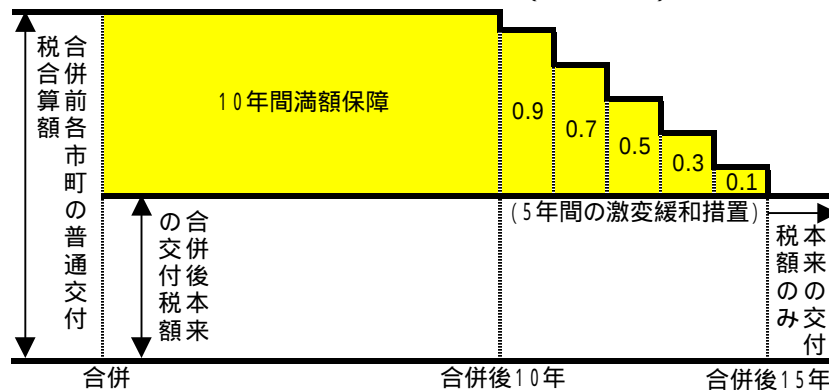
種地 区分	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	交付基準額 (千円)	交付税額 (千円)	1人当たり交付 税額(円)
- 6	69,232,656	55,280,630	13,952,026	13,900,746	36,743

合併後

普通交付税の算定特例

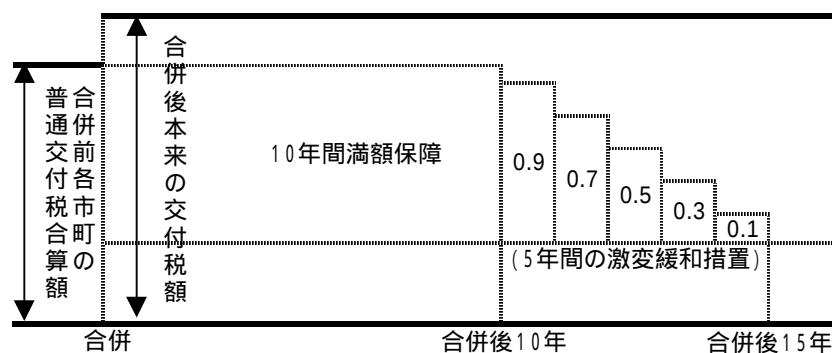
普通交付税については、平成17年3月31日までに合併した場合には、合併後10年間は、合併前における各市町の交付税の合算額が保障されることになり、さらに、その後の5年間は激変緩和措置として、上乗せ額が段階的に縮小されることとなっている。

○ 普通交付税の合併後の算定特例（図5-2）



1市5町の合併に伴う普通交付税の算定特例については、表5-21で示したように、平成13年度ベースで見限りの際には、合併後の本来の交付基準額が、合併前の交付基準額を上回るため、この算定特例の適用を受けることなく、交付税額が多くなり、特例期限が過ぎても減額されないことが想定される。

○ 1市5町での合併後の普通交付税（図5-3）



なお、ここでの交付税の試算に当たっては、前提条件に記載しているように、生活保護費などについて、現高松市の状況から推計し算出している基礎数値もあることから、実際の算出に当たっては誤差が生じることが考えられ、この算定特例の適用を受けることも想定されるところである。

(3) 人件費

特別職・議員報酬、職員給与（P46～49参照）をもとに、合併後にどの程度の人件費を削減できるかを試算した。

特別職報酬

特別職の人件費削減試算に関しては、合併関係市町の中で特別職報酬（年額）の最も高い高松市の現行の報酬を合併後の新市の報酬基準とし、助役についても2人制を採用することとし試算した。

首長報酬では、年額約6,780万円の削減が可能となる。

○首長報酬の削減効果（表5-22）

	月額報酬 (円)	年 額 (円)		月額報酬 (円)	年 額 (円)
高松市	1,157,000	18,812,820	⇒	1,157,000	18,812,820
塩江町	770,000	13,120,000			
香南町	800,000	13,576,000			
直島町	771,000	13,223,130			
綾上町	771,000	13,071,870			
国分寺町	864,000	14,815,440			
合 計	5,133,000	86,619,260			
				削減可能額 67,806,440 円	

資料：各市町資料による。

助役および収入役に対する報酬では、助役で年額約4,000万円、収入役で年額約2,910万円の合計、年額約6,910万円以上の削減が可能となる。

○助役報酬の削減効果（表5-23）

	月額報酬 (円)	年 額 (円)		月額報酬 (円)	年 額 (円)
高松市	934,000	30,373,680	⇒	934,000	30,373,680
塩江町	577,000	9,791,690			
香南町	—	—			
直島町	569,000	9,823,470			
綾上町	580,000	9,842,600			
国分寺町	617,000	10,580,007			
合 計	3,277,000	70,411,447			
				削減可能額 40,037,767 円	

資料：各市町資料による。

香南町については、不在。

○収入役報酬の削減効果（表5-24）

	月額報酬 (円)	年 額 (円)		月額報酬 (円)	年 額 (円)
高松市	807,000	13,121,820	⇒	807,000	13,121,820
塩江町	—	—			
香南町	565,000	9,588,050			
直島町	—	—			
綾上町	554,000	9,401,380			
国分寺町	590,000	10,117,025			
合 計	2,516,000	42,228,275			
				削減可能額 29,106,455 円	

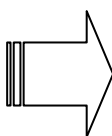
資料：各市町資料による。

塩江町は助役が兼掌、直島町は不在。

教育長報酬では、年額約４，４１０万円以上の削減が可能となる。

○教育長報酬の削減効果（表５－２５）

	月額報酬 (円)	年 額 (円)
高松市	760,000	12,357,600
塩江町	520,000	8,362,900
香南町	540,000	8,684,550
直島町	523,000	9,036,596
綾上町	524,000	8,427,230
国分寺町	553,000	9,624,965
合 計	3,420,000	56,493,841



月額報酬 (円)	年 額 (円)
760,000	12,357,600

削減可能額 44,136,241 円

資料：各市町資料による。

他の主な特別職

ここでは、各種委員会等の委員の中で、主な委員の人件費削減額について試算した。
試算に当たっては、高松市の現行の報酬を合併後の新市の報酬基準とし、合併後における各委員の定数も、現在の高松市の定数としている。

削減額については、年額約２，２５０万円となる。

○主な特別職報酬の削減効果（表５－２６）

	高松市		塩江町		香南町		直島町	
	人数	年額	人数	年額	人数	年額	人数	年額
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
代表監査委員	1	6,991,800	1	180,000	1	194,000	1	185,000
監査委員	3	2,685,600	1	150,000	1	184,000	1	170,000
教育委員会委員長	1	1,840,800	1	190,000	1	204,000	1	192,000
教育委員会委員	3	4,395,600	3	477,000	3	537,000	3	516,000
選挙管理委員会委員長	1	900,000	1	115,000	1	123,000	1	115,000
選挙管理委員会委員	3	2,473,200	3	288,000	3	336,000	3	309,000
農業委員会会長	1	718,800	1	220,000	1	265,000	1	157,000
農業委員会委員	39	19,515,600	15	2,700,000	13	2,925,000	10	1,280,000

	綾上町		国分寺町		合計	
	人数	年額	人数	年額	人数	年額
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
代表監査委員	1	195,000	1	240,000	6	7,985,800
監査委員	1	237,000	1	200,000	8	3,626,600
教育委員会委員長	1	214,200	1	229,000	6	2,870,000
教育委員会委員	3	552,900	3	627,000	18	7,105,500
選挙管理委員会委員長	1	98,000	1	118,000	6	1,469,000
選挙管理委員会委員	3	255,000	3	339,000	18	4,000,200
農業委員会会長	1	214,200	1	231,000	6	1,806,000
農業委員会委員	15	2,764,500	19	3,971,000	111	33,156,100
計					179	62,019,200

資料：各市町資料による。



	人数 (人)	年額 (円)
代表監査委員	1	6,991,800
監査委員	3	2,685,600
教育委員会委員長	1	1,840,800
教育委員会委員	3	4,395,600
選挙管理委員会委員長	1	900,000
選挙管理委員会委員	3	2,473,200
農業委員会会長	1	718,800
農業委員会委員	39	19,515,600
計	52	39,521,400

削減可能額

22,497,800 円

議員報酬

合併後の議員定数については、地方自治法第91条第2項の規定による平成15年1月1日以降の法定上限数（46人）を合併後の議員定数とし、合併関係市町の中で、議員報酬（月額）の最も高い高松市の現行の報酬を合併後の新市の報酬基準とした。

議長および副議長をも含めた議員報酬では、年額約2億2,950万円以上の削減となる。

○合併後の議員報酬推計（表5-27）

	議 長		副 議 長		議 員			年間報酬 総合計
	月額報酬	年間報酬	月額報酬	年間報酬	月額報酬	議員数	年間報酬	
高松市	727,000	11,821,020	647,000	10,520,220	608,000	37	365,784,960	388,126,200
塩江町	325,000	5,226,812	282,000	4,535,265	260,000	10	41,814,500	51,576,577
香南町	330,000	5,338,234	288,000	4,658,821	265,000	8	34,294,096	44,291,151
直島町	300,000	4,824,750	256,000	4,117,120	231,000	10	37,150,570	46,092,440
綾上町	359,000	5,773,616	305,000	4,905,161	285,000	12	55,002,132	65,680,909
国分寺町	387,000	6,223,927	334,000	5,371,555	309,000	16	79,511,872	91,107,354
合 計	2,428,000	39,208,359	2,112,000	34,108,142	1,958,000	93	613,558,130	686,874,631

資料：各市町資料による。

議 長		副 議 長		議 員			年間報酬 総合計
月額報酬	年間報酬	月額報酬	年間報酬	月額報酬	議員数	年間報酬	
727,000	11,821,020	647,000	10,520,220	608,000	44	434,987,520	457,328,760

削減可能額

229,545,871 円

一般職員

一般職の職員数については、各都市の実情に応じて、行政区分、会計区分を設けて職員を配置していることから、一般的に職員数を推計することは難しい状況である。

その中で、合併後の人口に着目すると、

類似人口都市の職員数

現在の市町職員 1 人当たり人口から推計した職員数

類似団体別職員数（総務省定員管理診断表単純値による職員数推計）

部門別職員数を個々に推計した職員数

等の推計方法が考えられる。

ここでは、 および の方法を利用し、平成 14 年 4 月 1 日現在における職員数に基づき推計してみる。

なお、推計に当たっての職員 1 人当たりの年額の給与費については、圏域内 6 市町の一般職員の給与費の平均額（593 万 9,957 円）を用いて試算した。

まず、 の総務省の定員管理診断表による類似団体別職員数により推計した（パターン 1）のが、表 5 - 28 である。

この表から、6 市町の職員数の現員計 3,885 人に対して、合併した場合の職員数は 3,777 人と推計され、108 人の職員を削減できることが予想され、削減可能額としては、約 6 億 4,150 万円となる。

職員削減数	108 人	⇔	削減可能額 641,515,356 円
-------	-------	---	------------------------

また、 の部門別職員数を個々に推計した職員数に基づき推計（パターン 2）してみたのが、表 5 - 29 である。

この表からは、6 市町の職員数の現員計 3,885 人に対して、合併した場合の職員数は 3,789 人と推計され、96 人の職員を削減できることが予想され、削減可能額としては、約 5 億 7,020 万円となる。

職員削減数	96 人	⇔	削減可能額 570,235,872 円
-------	------	---	------------------------

以上の人件費の削減可能額について、一覧にしたのが次の表 5 - 30 である。

パターン 1 では年間約 10 億 7,400 万円が、パターン 2 では約 10 億 300 万円が削減可能と見込まれる。

なお、一般職員については、合併と同時に一挙に削減することは困難なため、一定期間における漸減対応（例えば 10 年間での削減目標実現）が必要である。

○合併による人件費の削減可能額等（表５－３０）

区 分		６市町計	合併した場合	削減数・額
首長	人数	6	1	5
	給与等	86,619,260	18,812,820	67,806,440
助役	人数	6	2	4
	給与等	70,411,447	30,373,680	40,037,767
収入役	人数	4	1	3
	給与等	42,228,275	13,121,820	29,106,455
教育長	人数	6	1	5
	給与等	56,493,841	12,357,600	44,136,241
他の特別職	人数	179	52	127
	給与等	62,019,200	39,521,400	22,497,800
議長	人数	6	1	5
	給与等	39,208,359	11,821,020	27,387,339
副議長	人数	6	1	5
	給与等	34,108,142	10,520,220	23,587,922
議員	人数	93	44	49
	給与等	613,558,130	434,987,520	178,570,610
特別職 小 計	人数	306	103	203
	給与等	1,004,646,654	571,516,080	433,130,574
一般職				
パターン１	人数	3,885	3,777	108
	給与等	23,076,732,945	22,435,217,589	641,515,356
パターン２	人数	3,885	3,789	96
	給与等	23,076,732,945	22,506,497,073	570,235,872
合 計				
パターン１	人数	4,191	3,880	311
	給与等	24,081,379,599	23,006,733,669	1,074,645,930
パターン２	人数	4,191	3,892	299
	給与等	24,081,379,599	23,078,013,153	1,003,366,446

資料：各市町資料による。
人数は人、給与等は円。

○合併後の職員数推計パターン１（表５－２８）

市 町 名	一 般 行 政												特 別 行 政				普通 会計 計	公 営 企 業 等						総合計
	一 般 会 計								福 祉			計	教 育		消防	計		病院	水道	交通	下水道	その他	計	
	議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計		学外	学校										
高松市	20	326	115	4	58	26	250	799	465	290	755	1,554	184	366	403	953	2,507	400	176		102	111	789	3,296
塩江町	2	18	5		6	1	5	37	15	4	19	56	5	6		11	67	54	2		2	8	66	133
香南町	2	12	4		5		7	30	22	2	24	54	9	5		14	68		3		5	4	12	80
直島町	2	13	3		1	1	3	23	11	17	28	51	6	3		9	60		2		3	3	8	68
綾上町	2	14	4		11	1	4	36	23	3	26	62	13	7		20	82	8	4		3	8	23	105
国分寺町	3	17	8		8		10	46	43	9	52	98	21	31		52	150		8		8	37	53	203
6市町 現員計(A)	31	400	139	4	89	29	279	971	579	325	904	1,875	238	418	403	1,059	2,934	462	195	0	123	171	951	3,885
6市町 推計数(B)	19	394	135	5	48	31	309	941	583	429	1,012	1,953	236	330	307	873	2,826	462	195	0	123	171	951	3,777
6市町 増減(B - A)	-12	-6	-4	1	-41	2	30	-30	4	104	108	78	-2	-88	-96	-186	-108	0	0	0	0	0	0	-108

単位:人

(推計方法)

- ・総務省定員管理診断表に基づき類似団体別職員数を推計。なお、推計に当たっては、全団体の単純な平均値(単純値)を使用している。
- ・公営企業等については、定員管理診断表では推計できないため、6市町現員数で対応することを想定する。

○合併後の職員数推計パターン２（表５－２９）

市 町 名	一 般 行 政												特 別 行 政				普通 会計 計	公 営 企 業 等						総合計
	一 般 会 計								福 祉			計	教 育		消防	計		病院	水道	交通	下水道	その他	計	
	議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計		学外	学校										
高松市	20	326	115	4	58	26	250	799	465	290	755	1,554	184	366	403	953	2,507	400	176		102	111	789	3,296
塩江町	2	18	5		6	1	5	37	15	4	19	56	5	6		11	67	54	2		2	8	66	133
香南町	2	12	4		5		7	30	22	2	24	54	9	5		14	68		3		5	4	12	80
直島町	2	13	3		1	1	3	23	11	17	28	51	6	3		9	60		2		3	3	8	68
綾上町	2	14	4		11	1	4	36	23	3	26	62	13	7		20	82	8	4		3	8	23	105
国分寺町	3	17	8		8		10	46	43	9	52	98	21	31		52	150		8		8	37	53	203
6市町 現員計(A)	31	400	139	4	89	29	279	971	579	325	904	1,875	238	418	403	1,059	2,934	462	195	0	123	171	951	3,885
6市町 推計数(B)	20	326	131	4	89	26	279	875	579	325	904	1,779	238	418	403	1,059	2,838	462	195	0	123	171	951	3,789
6市町 増減(B - A)	-11	-74	-8	0	0	-3	0	-96	0	0	0	-96	0	0	0	0	-96	0	0	0	0	0	0	-96

単位:人

(推計方法)

- 議会、総務、労働、商工部門は統合化により、高松市職員現員数で対応することを想定する。
- 税務部門は高松市職員1人当たりの高松市人口2,894人(平成12年国勢調査、以下同じ。)を合併人口に適用した職員数で対応することを想定する。
- 農水部門は合併により第一次産業就業者数(平成12年国勢調査)が高松市の就業者数に対して、6市町で39.5%増となり、現在の高松市職員事務効率性を適用することは不合理となるので、現員職員合計数で対応することを想定する。
- 土木部門は高松市職員1人当たりの高松市人口1,331人を合併人口に適用すると、6市町で284人となり現員職員合計より増加が見込まれてしまうため、現員職員合計数で対応することを想定する。
- 民生、衛生、特別行政、公営企業部門は、現在の行政サービスを継続して行うことを想定して、現員職員合計数で対応することを想定する。
- その他、施設等の統廃合、委託等による変更が想定される。

3 住民負担・住民サービスの変化

地方税などの住民負担や上下水道などの住民サービスについて、合併後の変化を整理する。

なお、いずれも、現行の高松市の基準を用いた場合における比較とした。

(1) 地方税

1市5町の合併により、住民負担が変化する主な地方税としては、個人住民税（市町村民税）法人住民税（市町村民税）事業所税および軽自動車税が該当する。

ここでは、個人住民税、法人住民税、事業所税および軽自動車税ともに、合併前後のそれぞれの調定額から差し引いた額を人口で割って得た額により試算した。

まず、個人住民税の均等割については、高松市を除く5町において、それぞれ年額500円の負担増となり、住民1人当たりでは、塩江町の増加が最も高く、203円の負担増となっている。。

法人住民税および事業所税については、直島町での増加が最も高く、法人住民税が2,792円、事業所税が3,030円の負担増となっている。

また、軽自動車税については、5町とも、負担増が200円以下となっている。

○合併後の住民1人当たりの地方税の増減額（表5-31）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
個人住民税	+203	+173	+196	+154	+184
法人住民税	+605	+2,534	+2,792	+521	+316
事業所税	-	+2,063	+3,030	+1,988	+1,036
軽自動車税	+171	+174	+123	+184	+146
計	+979	+4,944	+6,141	+2,847	+1,682

資料：各市町資料による。

単位は円で、年額を表す。

事業所税は、新增設に係るものを除く。

(2) 国民健康保険税（料）

国民健康保険税（料）については、医療給付費分および介護納付金分があり、それぞれについて、各町の変化を見える。

医療給付費分（P56参照）

塩江町では、均等割で6,100円の負担増となるが、所得割で1.0%、資産割で13.1%、平等割で3,800円の減少となる。

香南町では、所得割が1.3%、均等割が1,500円の増加で、資産割が13.1%、平等割が4,600円減少する。

直島町では、均等割で1,100円の負担増となるが、所得割で0.5%、資産割で10.1%、平等割で4,800円の減少となる。

綾上町では、均等割で1,500円の負担増となるが、所得割で1.6%、資産割で21.1%、平等割で4,600円の減少となる。

国分寺町では、全てが負担増となり、所得割が0.9%、資産割が16.9%、均等割が5,100円、平等割が200円の増加となる。

介護納付金分（P 57 参照）

塩江町では、全てにおいて負担減となり、所得割が 0.3%、資産割が 4.5%、均等割が 1,100 円、平等割が 300 円の減少となる。

香南町では、所得割が 0.3%、資産割が 1.0%、平等割が 300 円の負担増となり、均等割が 500 円の減少となる。

直島町では、所得割が 0.34%、資産割が 0.4%、均等割が 500 円の負担増となるが、平等割で 1,200 円の減少となる。

綾上町では、全てにおいて負担減となり、所得割が 0.01%、資産割が 3.9%、均等割が 100 円、平等割が 900 円の減少となる。

国分寺町では、所得割で 0.1%、資産割で 0.8% の負担増となるが、均等割が 500 円、平等割が 300 円の負担減となる。

なお、医療給付費分と介護納付金分を合わせて、合併後の具体的な増減額を示すため、モデル世帯を

ア) 給与所得金額 2,000,000 円

イ) 固定資産税額 50,000 円

ウ) 4 人家族（40 歳以上 64 歳までが 2 人）

と設定した場合、以下のような結果（表 5 - 32）となる。

負担減となるのは、塩江町、直島町および綾上町の 3 町で、塩江町においては、医療給付費分が年間 2,500 円、介護納付金分が年間 9,700 円の合計 12,200 円の減、直島町においては、介護納付金分が年間 5,600 円の負担増となるものの、医療給付費分が年間 13,700 円の減となることから、合計 8,100 円の負担減となる。また、綾上町においては、医療給付費分が年間 35,600 円、介護納付金分が年間 3,200 円の合計 38,800 円の減少となる。

負担増となるのは、香南町および国分寺町で、香南町においては、医療給付費分が年間 16,300 円、介護納付金分が年間 4,700 円の合計 21,000 円の増加、国分寺町においては、医療給付費分が年間 43,900 円、介護納付金分が年間 700 円の合計 44,600 円の増加となる。

○モデル世帯における合併後の国民健康保険税（料）の増減額（表 5 - 32）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
医療給付費分	-2,500	+16,300	-13,700	-35,600	+43,900
介護納付金分	-9,700	+4,700	+5,600	-3,200	+700
計	-12,200	+21,000	-8,100	-38,800	+44,600

資料：各市町資料による。

単位は円で、年額を表す。

（3）介護保険料

所得段階別介護保険料のうち、第 1 号被保険者における第 3 段階（基準額）での合併後の保険料の変化は表 5 - 33 のとおりとなっている。（P 58 参照）

塩江町では、年額 1,100 円減額となるが、他の 4 町においては、いずれも増額となり、香南町で年額 6,200 円、直島町で年額 11,600 円、綾上町で年額 3,800 円、国分寺町で年額 10,400 円の増額となる。

○合併後の第 1 号被保険者の介護保険料の増減額（表 5 - 3 3）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
第 3 段階（基準額）	- 1,100	+ 6,200	+ 11,600	+ 3,800	+ 10,400

資料：各市町資料による。

単位は円で、年額を表す。

（４）上下水道料金

上下水道料金についても、合併後の具体的な増減額を示すため、モデル設定として、家庭用 13mm 口径で、1 カ月 20 m³の水道を使用した場合、および 1 カ月 20 m³の公共下水道を使用した場合の上下水道料金（税込み）の年額での増減を比較したのが表 5 - 3 4 である。（P 5 9 参照）

5 町ともに負担減となっており、塩江町では年間 20,784 円、香南町では年間 10,644 円、直島町では年間 37,740 円、綾上町では年間 28,536 円、国分寺町では年間 18,840 円の減少となる。

○合併後の上下水道料金の増減額（表 5 - 3 4）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
水道料金	-20,784	-5,664	-8,820	-18,516	-11,340
下水道料金	-	-4,980	-28,920	-10,020	-7,500
計	-20,784	-10,644	-37,740	-28,536	-18,840

資料：各市町資料による。

単位は円で、年間の額を表す。

水道料金は、家庭用 13mm 口径・20 m³ / 月使用した場合の年間の差額。

なお、国分寺町については、新料金体系による。

下水道料金は、20 m³ / 月使用した場合の年間の差額。

塩江町については、使用料が未定のため、- としている。

（５）保育料

保育料については、入所者の年齢や世帯の所得等により、保育料が細分化されており、各市町とも様々で、一概に比較しにくい面があるが、ここでは、3 歳児を対象とした保育料について比較してみた。（P 6 1 参照）

なお、比較に当たっては、第 2 子以降等の保育料の減免については、考慮していない。

塩江町では、所得税課税世帯で所得税額が 13,000 円以上 64,000 円未満の世帯において、負担の減少（680 円）が見られるが、それ以外の世帯では、全て負担増（3,310 円～13,060 円）となっている。

香南町では、1,000 円～2,000 円の負担増になる世帯と、1,000 円～5,000 円の負担減になる世帯とに分かれることとなる。

直島町では、全ての世帯において負担増（100 円～10,400 円）となっている。

綾上町では、所得税課税世帯で所得税額が160,000円以上の世帯において、負担の減少(3,100円～4,100円)が見られるが、それ以外の世帯では、全て負担増(800円～8,000円)となっている。

国分寺町では、全ての世帯において負担増(1,000円～9,000円)となっている。

○合併後の保育料(3歳児)の増減額(表5-35)

		塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
市町村民税非課税世帯		+3,310	-1,000	+1,900	+800	+1,000
住民税課税世帯	均等割課税世帯	+7,140	-2,000	+4,000	+1,600	+3,000
	均等割課税世帯(ひとり親世帯)	—	—	+5,500	+2,300	—
	所得割課税世帯	+6,500～ +7,800	+1,000	+4,500～ +6,300	+4,600	+2,500～ +3,500
	所得割課税世帯(ひとり親世帯)	—	—	+7,800	+5,300	—
	所得割課税世帯(ひとり親世帯)	—	—	+7,800	+5,300	—
所得税課税世帯	(所得税額)13,000円未満	+7,060～ +9,060	-5,000	+4,400～ +6,600	+2,000	+3,000～ +4,500
	13,000円以上64,000円未満	-680～ +13,060	+1,000	+1,900～ +10,400	+8,000	+3,500～ +9,000
	64,000円以上112,000円未満	+4,320	-1,000	+2,800～ +6,900	+6,400	+5,300～ +5,800
	112,000円以上160,000円未満	+5,320	0	+2,600～ +3,800	+7,400	+5,000～ +6,300
	160,000円以上408,000円未満	+6,320	+1,000	+1,500～ +3,600	-4,100	+4,500～ +5,500
	408,000円以上	+7,320	+2,000	+100～ +2,500	-3,100	+5,000

資料:各市町資料による。
単位は円で、月額を表す。

(6) 学校給食費

学校給食費については、5町ともに負担減となる。(P63参照)

塩江町では、小学校で年間7,740円、中学校で年間12,950円、香南町では、小学校で年間4,980円、中学校で年間10,920円、直島町では、小学校で年間3,540円、中学校で年間6,960円、綾上町では、小学校で年間5,340円、中学校で年間10,560円、国分寺町では、小学校で年間1,380円、中学校で年間5,760円の負担減となる。

○合併後の児童・生徒1人当たりの給食費の増減額(表5-36)

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
小学校	-7,740	-4,980	-3,540	-5,340	-1,380
中学校	-12,950	-10,920	-6,960	-10,560	-5,760
計	-20,690	-15,900	-10,500	-15,900	-7,140

資料:各市町資料による。
単位は円で、年間の額を表す。

(7) 私立幼稚園就園費補助

高松市においては、私立幼稚園に就園している園児のうち、国の就園奨励費補助事業の対象とならない園児(満3～5歳)の保護者に対して、就園費の一部として、1人当たり年額27,600円以内での補助を行っている。

合併後においては、5町全てにおいて、この補助が受けられることとなる。

○合併後の私立幼稚園就園費補助額（表５－３７）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
1人当たりの補助金額 (円以内)	27,600	27,600	27,600	27,600	27,600

資料：各市町資料による。
年間の額を表す。

（８）第３子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成

また、高松市では、第３子以降の児童が幼稚園に通っている園児の保護者に対して、幼稚園授業料等の軽減を図るための助成を行っており、この助成についても、合併後においては、５町全てにおいて受けられることとなる。

補助金額については、次の表５－３８のとおりとなっている。

○合併後の第３子以降の幼稚園授業料等に対する助成額（表５－３８）

	市立幼稚園	私立幼稚園	国立幼稚園
1人当たりの補助金額 (円以内)	68,400	79,800	70,800

資料：各市町資料による。
年間の額を表す。

（９）高齢者介護見舞金

高齢者介護に対する見舞金制度（Ｐ６６参照）については、香南町および綾上町においては実施されていないため、全額（年額７２，０００円）が支給増加となるが、塩江町では年額１０８，０００円の支給減少となる。

○合併後の高齢者介護見舞金の増減額（表５－３９）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
高齢者介護見舞金	108,000	72,000	36,000	72,000	22,000

資料：各市町資料による。
単位は円で、年間の額を表す。

（１０）合併処理浄化槽設置補助

合併処理浄化槽設置に対する補助制度（Ｐ７０参照）は、直島町以外の４町において設けられており、合併後において、５人槽で比較すると、３８，０００円～９１，０００円の補助拡大となっている。

○合併後の合併処理浄化槽設置補助金の増減額（表５－４０）

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
５人槽	49,000	91,000	445,000	91,000	38,000
６～７人槽	26,000、 118,000	103,000	514,000	103,000	46,000
８～１０人槽	176,000、 108,000	129,000	648,000	129,000	66,000
１１～２０人槽	０	981,000	981,000	０	399,000
２１～３０人槽	０	1,668,000	1,668,000	０	1,086,000
３１～５０人槽	０	2,238,000	2,238,000	０	1,656,000

資料：各市町資料による。
単位は円。

(1 1) 農業基盤整備事業への補助

農業基盤整備事業は、主なものとして、ほ場整備、かんがい用排水整備、農道整備等が挙げられる。

これらの事業整備に当たっては、各市町によって補助率が異なっており、一概には比較しにくい面があるが、概ね全ての事業において、地元負担が少ないのは高松市となっている。

特に、国費および県費の補助制度を活用した各種土地改良事業にかかる地元負担率については、高松市が一律 5 % となっているが、最も地元負担率が高い町では 4 0 % となっている状況で、合併により、地元負担が軽減されることとなる。

これまでの住民負担・住民サービスの変化状況についてとりまとめてみると、表 5 - 4 1 のとおりとなる。

○合併後の住民負担・住民サービスの状況(表 5 - 4 1)

	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
地方税(年額)	+ 979	+ 4,944	+ 6,141	+ 2,847	+ 1,682
国民健康保険税(料) (年額)	- 12,200	+ 21,000	- 8,100	- 38,800	+ 44,600
介護保険料(年額)	- 1,100	+ 6,200	+ 11,600	+ 3,800	+ 10,400
上下水道料金(年額)	- 20,784	- 10,644	- 37,740	- 28,536	- 18,840
保育料(月額)	- 680 ~ + 13,060	- 5,000 ~ + 2,000	+ 100 ~ + 10,400	- 4,100 ~ + 8,000	+ 1,000 ~ + 9,000
学校給食費(年額)	- 20,690	- 15,900	- 10,500	- 15,900	- 7,140
私立幼稚園就園費補助 (年額:以内)	- 27,600	- 27,600	- 27,600	- 27,600	- 27,600
第3子以降幼稚園授業料 等助成(年額:以内)	- 68,400 ~ - 79,800	- 68,400 ~ - 79,800	- 68,400 ~ - 79,800	- 68,400 ~ - 79,800	- 68,400 ~ - 79,800
高齢者介護見舞金(年額)	+ 108,000	- 72,000	- 36,000	- 72,000	- 22,000
合併処理浄化槽設置補助 (5人槽の場合)	- 49,000	- 91,000	- 445,000	- 91,000	- 38,000

数字は、高松市の現行制度と比較したもの。

単位は、円。

「-」は負担の減少を、「+」は負担の増加を示す。

以上、住民負担・住民サービスの変化を試算してみたが、地方税については、5 年間の不均一課税の適用について、また、それ以外の制度については、合併関係市町において協議していくこととなる。

一般的には、負担は低い方に、サービスは高い方といわれているが、制度の内容を十分に精査していく必要がある。

4 合併に伴う国・県の支援策

市町合併に対し、国および県においては、各種の支援・優遇策を講じているが、ここでは、その支援策等についてみる。

国関係の支援策をまとめたのが、表 5 - 4 2 である。

○合併に対する国の支援・優遇策一覧表（表５－４２）

項 目	対 象 事 業	支 援 内 容 等	試 算
地方債			
合併前事業 (合併推進費) 1	合併重点支援地域の指定を受けた市町村が実施する公共施設の整備事業など(ただし、平成14～16年度の3年間に実施するもの)	地方債充当率 90%、元利償還金の50%を交付税措置	
合併後事業 (合併特例債) 2	市町村建設計画に基づくまちづくりのための建設事業(合併後10カ年度に実施するもの)	地方債充当率 95%、元利償還金の70%を交付税措置	事業費約477.8億円 起債可能額約453.9億円 算入額約317.7億円
	上水道事業・下水道事業・病院事業に対する一般会計からの出資および補助(特に必要と認められる経費)	地方債充当率 100%、元利償還金の70%を交付税措置	
	新市町村の一体感醸成・旧市町村単位の地域振興のために行う基金造成(合併後10カ年度に実施するもの)	地方債充当率 95%、元利償還金の70%を交付税措置 (基金規模) 3億円×合併関係市町村数+1万円×増加人口+5千円×合併後人口40億円が上限	基金造成額 約41.5億円→40億円 起債可能額38億円 算入額26.6億円
普通交付税			
普通交付税の算定の特例 (合併算定替) 3	合併関係市町村がそのまま存続した場合に算定される交付税額	10年間は、交付税額の合計額を保障 その後、5年間は段階的に縮減	
合併直後の臨時的経費 4	行政の一本化(基本構想の策定・改訂、コンピュータシステムの統一等)、行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)に要する経費	基準財政需要額に算入(5年間、均等) (1億円+5千円×合併後人口)×(1+(合併関係市町村数-2)/4) 30億円が上限	算入額 約39.8億円 →30億円
特別交付税			
合併準備経費 5	合併協議会設置経費等の合併準備経費	(合併準備に要する経費-国補助金)×0.5 正規職員の人件費を除く	
合併移行経費 6	合併前に要する電算システム統一、庁舎の改築等の経費	(必要経費-特定財源)×0.5	
合併特別交付税 7	コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等	(4億円+4千円×増加人口)×補正係数 1年目:5割、2年目:3割、3年目:2割	約5.8億円 (3年間分)
補助金			
合併準備補助金 8	合併協議会の構成市町村を対象に、市町村建設計画の作成およびその準備等に要する経費	1団体当たり500万円を上限(1回限り)	500万円×6団体 →3,000万円
合併市町村補助金 9	市町村建設計画に位置づけられた事業(出納・税務等の電算システムの変更、電話・防災行政無線の統一、合併記念式典開催経費など)	合併成立年度から3か年度を限度に補助 人口規模による額(2千万～1億円)の合計×3年間	2.5億円×3年 →7.5億円
その他 10	災害復旧事業費の国庫負担等の特例、国保広域化等支援基金の創設、市町村合併支援プラン		

また、県の支援策等については、表５－４３のとおりとなっている。

○合併に対する県の支援・優遇策一覧表（表５－４３）

項 目	対 象 事 業	支 援 内 容 等	試 算
市町合併研究等事業費補助金 11	市町等が行う市町合併についての調査研究事業等（住民意識調査、シンポジウムなど）	補助対象経費の１／２以内（民間団体は２／３以内） １事業当たり２００万円が上限	２００万円
市町合併促進支援事業費補助金 12	法定合併協議会の運営経費	補助対象経費の１／２以内（原則として２年間） １合併協議会当たり、原則として２年間で３，０００万円を限度	３，０００万円
市町合併支援特別交付金 13	合併後に実施する行政サービスの格差是正事業、各種施設整備、記念事業等	合併関係市町村の数を基に交付 ・市町数 ２ ３ ４ ５ ６ ７以上 ・交付額 ５ ６ ７ ８ ９ １０（億円） 限度額１０億円（３年間）	９億円
新しいまちづくり支援事業 14	合併の記念となり、地域住民の交流に資するソフト事業（合併年度、その翌年度に実施）、地域住民の交流拠点となるような公共施設の整備（合併年度および続く５年度間に着手するもの）	ソフト事業 補助率２／３以内 限度額２千万円 ハード事業 補助率２／３以内 限度額１０億円	２，０００万円 １０億円
自治振興資金貸付事業 15	合併市町まちづくり事業 市町建設計画に基づき行う公共施設整備事業費等	１市町当たり 貸付枠 １億円 償還期間 １０年以内	最大 ６億円
	合併準備事業 合併市町が合併準備のため行う、特に必要と認められる事業	１市町当たり 貸付枠 １億円 償還期間 １０年以内	最大 ６億円
その他 16	助言・情報提供、市町間相互の調整、県事業の重点的实施、合併協議会に対する人的支援（人件費は派遣受入れ団体が負担）		

１市５町が合併した場合の国および県の財政支援については、表５－４２および表５－４３の試算の欄に記載しているとおりである。

なお、支援額の欄で空白になっている部分は、現時点においては把握困難なことから、算定できていない。

これらの財政支援を取りまとめると、次の表５－４４のとおりとなる。

○合併した場合の財政支援総額（表５－４４）

支 援 内 容	最 高 額
補助金・交付金（８、９、１１、１２、１３、１４）	２７億３，２００万円
特別交付税交付額（５、６、７）	５億８，０００万円＋α
普通交付税算入額（１、２、３、４）	３７４億３，０００万円＋α
合併特例債発行可能額（２）	４９１億９，０００万円
貸付金（１５）	１２億円

αは、現時点で把握困難な事業に係るもの。

支援内容欄の番号は、表５－４２および表５－４３の項目欄の番号を表す。

5 合併の影響

合併の影響を考える場合、自治体や都市づくり、まちづくりにとっての影響と、住民にとっての行政サービスの変化（プラス・マイナス）の二つの側面が考えられる。

また、それらの影響を、メリット・デメリットという形で比較して、どちらがいいか、という議論が多いが、いわゆるメリット・デメリットというものは、表裏一体の関係が多く、その捉え方、受けとめ方によって、どちらにもとれる性質を持っている。

総じて、自治体や行政組織の面から考えれば、行政サービスや都市機能サービスの提供源である行財政基盤や、行政組織体制の充実強化を可能とする構造改革の究極の手法として、合併の有効性は、非常に高く、このことによって、行政サービスのコストを低減（住民負担の軽減と新たな行政ニーズへの対応）させることが可能となり、結果的に住民サービスの充実向上につながる事が考えられる。

また、住民個々の立場からすれば、従来の自治体におけるサービスとの相違から、一部の施策・事業や特定の対象者にとっては、場合によってマイナスになる部分が考えられるが、全体的には、行政サービスのメニューが増大し、その質も充実することが考えられる。

特に、高松市との合併の場合には、町や一般市とは異なる中核市としての様々な分野の施策・事業が加わるとともに、行政サービスを持続発展させるための安定的行政規模・体制と行財政基盤を確保することが可能となる。

いずれにしても、合併というものは、異なる自治体の統合であり、そこには、必ず現状からの変化が生ずることは当然である。

この変化というものは、一般的に、住民にとってプラスになるものは何ら抵抗もなく受け入れられやすいが、マイナス面については過敏に反応し、それが極端に増幅される傾向にあるとともに、マイナスとは言えないまでも、従来、慣れ親しんできたことが変わる事への反発も生じることが多い。

また、合併は、新しいまちづくりへのスタート点であり、合併の効果は、どちらかと言えば、即効性がなく、分権の時代にふさわしい自立できる将来の都市づくり、まちづくりのための基礎固めであり、環境整備が主体となるものである。

このようなことから、中長期的な都市づくりの展望のもと、市町村合併特例法などに基づく様々な優遇・支援制度を効果的に活用する中で、プラス面を最大限に引き出し、マイナス面を可能な限りプラスに転換させる工夫と努力により、着実に成果を積み重ねていくことが重要である。

以上のような視点に立った上で、合併の影響について、その「目的となる事柄（合併に求められる事柄）への対応」と、一般的に指摘される「心配される点への対応」について、整理することとした。

合併の目的となる事柄（合併に求められる事柄）への対応

行政圏と生活圏とのズレの解消（生活圏域の一体化）

交通や通信手段の発達により、通勤や通学をはじめ、買い物やレジャーといった住民の生活行動圏域は、市町村といった枠を超え、ますます拡大しており、従来からの行政圏と現実の住民の生活圏が大きく乖離してきている状況となっている。

このため、公共サービスの受益を受ける区域が、その納税される市町を越えてきたことによる、受益と負担といった関係や公共施設・都市施設の利用面、また、市町村境界をまたいだ道路整備等において、問題点が指摘されているところである。

本圏域内においても、交流人口で見てきたように、15歳以上の通勤・通学者の状況は、圏域内5町から高松市へは9,032人が、また、高松市から5町へは2,781人が行き来している状況であり、納税地以外での市町において、何らかの行政サービスを受けていることが想像できる。

この通勤・通学者の状況をはじめ、通院や買物等の状況からしても、本圏域は、住民の日常生活面において、地理的に島しょ部にある直島町を除き、高松市を中心として既に一体化した区域となっており、このような実態を踏まえた上で、これまでの広域行政組合における事務の共同処理方式の限界を踏まえ、この生活圏域に合った行政組織、自治行政区域を設定する必要があると思われる。

このことが、受益と負担の一致という観点のもとより、道路網の整備、生活基盤や情報通信基盤の整備など、広域的な視点からの社会基盤整備をより効率的に進めることが可能となり、住民生活にとって利便性が大きく向上するとともに、住民の職場や学校等の近隣での行政サービスの享受や公共施設の選択の幅が広がるなど、住民にとって大きなメリットがもたらされることが想定される。

自治能力の向上（行財政能力の向上、自立できる自治体への脱皮）

地方分権時代を迎え、市町村においては、その地域の課題は、地域みずからの責任と判断によって解決していくことが強く求められており、自己責任・自己決定の理念による地域みずからのまちづくりが重要である。そのためには、市町村の自治能力（財政力と行政能力）の向上が不可欠となっている。

特に、住民の期待に応えられるサービス体制の確保のためには、人材の育成が急務となっているが、小規模自治体においては、組織・人員体制の面からも、その対応が困難となってきている。

また、厳しい財政状況の中、次代を担う世代のためにも、財政の健全化を図ることが何よりも急務となっており、市町においても限られた財源の中で、行政サービスの提供に支障が生じないよう、いかに効率的な財政運営を行っていくかが課題となっている。

加えて、国においては、厳しい財政環境のもと、地方交付税総額の縮減をはじめ、制度の抜本的改革が叫ばれている。また、首相の諮問機関である地方制度調査会においては、市町村合併特例法の期限後の対応を念頭に、小規模自治体（特に人口1万人以下）の権能の縮小・見直しと法制化の検討が進められており、これに関連し、自民党地方行政調査会や総務省の検討会などでも、小規模自治体の権限や財源の縮

小・限定などの検討が行われており、小規模自治体を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

このような中、市町合併は、合併シミュレーションにおける試算結果からも、行政組織の集約化・効率化を進めるとともに、特別職や一般職等の総数が減少し、大幅な経費節減が可能となり、また、狭い地域での類似施設の重複を解消し、ムダな投資を抑制できるなど、行政運営の効率化を進め、行財政能力が向上することが期待される。

いずれにしても、自立できる自治体への脱皮を目指すためには、それを支える一定規模以上の、財政力によって裏打ちされた、主体的な地域づくりのできる行政能力・行政体制の確保が重要な検討課題である。

少子高齢化への対応（一定規模の確保による行政運営基盤の確立）

香川県では、全国平均を上回るペースで少子高齢化が進んでいる。本圏域においても、将来推計人口において触れたように、今後、人口の減少とともに、より一層の少子高齢化が進行することが予測されている。

人口の減少は、地域活力の低下を招き、農林水産業では担い手の減少が、また、商業では消費量の低下に伴う販売額の減少など、様々な影響が懸念され、ひいては、税収の低下等、行政面への影響が生じてくることとなる。

さらには、地域におけるコミュニティの維持も困難になってくることが予想される。

また、少子高齢化の進行により、教育施設や機能の充実、福祉施設の整備や福祉サービスのより一層の充実など、行政需要が増大かつ複雑化することも考えられる。

これらの少子高齢化対策の充実のためには、規模のメリットを生かし、より広域的な観点から、各種施設の整備充実や適正配置とともに、保健福祉・教育分野などの専門職員の確保等により、質の高いサービスを安定的に供給することが求められてくる。

そのためにも、市町合併による財政的なスケールメリットや一つの行政組織に集約される人的資源を活用し、少子高齢社会に対応した、的確な行政サービスを安定的に提供できるようにすることは有効な手段であると思われる。

新しいまちづくりのチャンス（地域資源を有効に生かした次世代への地域づくり）

市町村合併は、従来の市町村それぞれの人材や文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら、いままでの市町村の枠にとらわれた地域振興策を越えた、新しい枠組みの中で、新しい発想に立ったまちづくりが可能となるものであり、21世紀の新しい地域づくり、まちづくりであると言われている。

また、合併による人口規模の拡大が、より大きな市町を誕生させ、ヒト、モノ、情報の流れを変えるとともに、地域の存在感や都市としての格の向上と地域のイメージアップにつながり、産業の新たな集積が見込まれ、ひいては、職・住・遊・学・食・楽など、充実した都市生活を享受し得る様々な都市サービス・都市機能が成り

立つマーケット（都市圏域）を一体的に形成することができ、次の世代への地域づくりのための方策として、その有効性は高い。

このように、市町合併は、地域経済の活性化に資する新しい改革手法としての側面も持っている。

本圏域は、これまで、四国の中枢管理都市としての機能に恵まれた高松市の成長発展とともに、相乗的に発展してきている。

しかし、地域経済の落ち込みをはじめ、地方分権の進展に伴う都市間競争がますます激しくなることが見込まれている。また、現在、市町村合併特例法期限後における都道府県のあり方としての道州制等も議論されており、松山市に比較し人口規模の小さい高松市の四国における中枢・中核的機能の低下をはじめ、運命共同体としての圏域全体の活力低下などが予想され、本圏域にとっては、これまでにない大きな転換期を迎えている。

今後においても、高松市を中心とした本圏域が、さらにその都市機能を有効に発揮し、地域住民が、この圏域で、安心して暮らし、安定した生活水準を確保するためには、圏域全体が共に力を合わせ、地域社会と地域経済基盤を確固たるものにすることが必要であると考えられる。

最大の行革チャンス（行政コストの削減と行政サービスの充実、効率的財政運営）

国・地方を通ずる厳しい財政状況の中で、市町村においては、あらゆる行政改革手段を検討し、実施しているところである。

しかし、今後においても、財政状況の厳しさが見込まれる中であって、多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、さらなる地方行政のスリム化に努める必要が生じている。

このような状況で、市町村合併は、行政サービス水準を低下させずに財源を捻出できる、最大の行政改革手法であると言われている。

行政運営に当たっての根幹的考え方は「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条第14項）」ことであり、「組織及び運営の合理化に努め、～規模の適正化を図らなければならない（同条第15項）」ことから、住民の負担（行政コスト）を極力引き下げ、住民サービスの充実を目指す必要がある。

そのための一つの指標として、効率性の面から見た自治体の適正規模についても参考にすべきである。

一般的には、人口1人当たりの歳出総額で見た場合、行政コスト（住民負担）が最も低くなる効率的な行政運営が可能な人口規模は、10万人～30万人（最適レベルは17万人）という試算が行われている。この試算においては、人口が50万人になっても、17万人規模の自治体行政コストの1.09倍程度であり、人口50万人の規模の自治体（同1.12倍）より効率性が高いことが指摘されている。

一方、人口5万人未満になると、3万人では1.26倍、1万人では1.85倍、5千人では2.6倍というふうに一気に跳ね上がり、非効率になることも明らかにされている。

○自治体の適正規模（表５－４５）

人口に対する職員数			人口に対する歳出額		
人 口	人口千人当 たりの職員 数(人)	指数	人 口	人口1人当 たりの歳出 総額(円)	指数
1,000	38.0	5.06	1,000	2,370,839	7.61
3,000	20.5	2.73	3,000	1,091,415	3.51
5,000	16.2	2.15	5,000	810,640	2.60
10,000	12.3	1.64	10,000	577,395	1.85
30,000	9.1	1.21	30,000	392,416	1.26
50,000	8.2	1.10	50,000	349,343	1.12
100,000	7.6	1.02	100,000	318,157	1.02
173,598	7.5	1.00	169,796	311,364	1.00
300,000	7.6	1.02	300,000	319,229	1.03
500,000	8.0	1.07	500,000	340,623	1.09
1,000,000	9.0	1.21	1,000,000	396,651	1.27

注：面積の平均値＝114km²と置いた場合

資料：市町合併（ちくま新書、佐々木信夫著）による。

なお、自治体は、単に、人口規模だけでなく、地理的・地形的状況をはじめ、人口密度や都市の性格などによって、大きく変わるため、一律に判断することは難しいことから、ある程度の幅をもって考える必要があるものと思われる。

本圏域においては、高松市が人口33万人で、行政コストの面では、ほぼ望ましい人口規模に達しているが、中核市であることや四国の中核管理機能を有していること、また、ほとんどが平野部であり、都市機能が中心部にコンパクトに集約・集積していることなどを考えれば、40万人から50万人になっても、行政投資効率は高く、行政コストは、試算の水準より低く保つことが可能であると思われる。

また、1市5町で見れば、人口は約37万8千人で、最適レベルとほとんど変わらない水準を維持することが可能となる。

一方、香川県の示した合併パターンを対象に、周辺9町を郡単位をベース（直島町を除く3町ごと）に考えると、人口規模は4万人から5万人となり、人口1万人未満の自治体にとっては、いずれのケースにおいても、大幅な改善が見込まれるが、全体的には、最適レベルより1割以上のコスト高の状態になることが想定されるとともに、地形的に山間部が相当の面積を占めることも含め、1市5町の合併に比べ、相当程度、非効率な行政運営が強いられることとなる。

この1市5町においては、合併シミュレーションの中で試算した人件費だけを見ても、10年間で少なくとも約75億円の削減が可能となり、さらに、自治体としての共通・重複経費の縮減も可能となる。また、合併による行政組織体制の改革をはじめ、より大規模な形での事務事業全般にわたる改革・改善に取り組むことも可能であり、行政コストの削減（住民負担の軽減、最少の経費で最大の効果を挙げる）が進むこととなる。合併によって生ずるこれらの財源は、財政力強化に充てること

もできるし、新たな行政サービスや新しいまちづくりに充てることも可能となるものであり、検討の価値は十分にあるものと考えられる。

心配される点への対応

次に、「心配される点」ということで、代表的な事項を取り上げ、その対応のあるべき方向をQ & A形式で考察することとする。

なお、これらの項目については、基本的には、合併協議会において、その対応方を協議することが必要であることは言うまでもない。

- なぜ、合併を急がなければならないのですか？（合併はいつでもできるのではないですか。）

住民の日常生活行動範囲の拡大により、高松市と周辺5町との一体性向上という状況を踏まえ、今後の分権時代にふさわしい行財政基盤の強化や住民サービスの維持・向上を図るためには、更に厳しさを増す行財政環境の中、行政コストの低減と行政体制の効率化、行政基盤・行財政能力の充実強化が必要不可欠であり、緊急の課題となっています。

特に、これからのまちづくりは、地域のことは地域みずから判断し、責任を持って実行するという、自己責任・自己決定の理念に基づく地域みずからのまちづくり、地域主権のまちづくりが重要であり、その最も効果的な手法が合併です。

合併は、制度上は、いつでも可能ですが、国においては、市町村合併を積極的に促進するため、平成17年3月31日までを期限とする特別の優遇・支援制度を設けています。また、県においても、独自の支援制度を設けるなど、合併を推進しています。

県内では、大川郡において、平成14年4月1日に、既に5町が合併し、さぬき市が誕生しています。また、平成15年4月には、東かがわ市が誕生します。そのほか、中讃および西讃地域においても、活発に合併検討が進められています。

このようなことから、様々な支援・優遇措置のある合併特例法の期限となっている平成17年3月31日を念頭に置き、合併の是非をはじめ、課題と対応などについて、真剣に検討を行うことが、住民にとっても大きなメリットがあるものと考えます。

現時点では何とか対応できていても、今のまま経過すると、ますます厳しくなる財政状況によって、自力で住民サービスの提供を行うことが困難となり、近いうちに現在のサービス水準を落とさなければならない時期が来ます。そのためには、合併の効果を最大限に発揮できる現時点において、可能な限り、行政コストを下げ、最少の経費で最大の住民サービスを提供できる体制を整備する必要があるわけです。

- 自治体が大きくなれば、行政と住民の結びつきが薄れるのでは？ 住民の意見が行政に反映できにくくなるのでは？

自治体が大きくなれば、住民との結びつきが薄れるということは、一概に言えません。大都市でも、市民と行政が共に協力し合い、まちづくりを進めているところがたくさんあります。

問題は、地域の声を大事にし、それを行政に反映させる姿を持ち得るかどうかということだと考えます。

例えば、現在、高松市においては、手紙やファックス、Eメールなどによる市長への提言制度や市政モニター制度により、市政についての意見や要望などについての把握・回答を行い、今後の施策・事業に反映させています。また、市政の仕組みや現在取り組んでいる施策・事業等について、住民グループに対する市政出前ふれあいトークなども実施しています。

要は、住民との結びつき、言い換えれば住民と行政との協働のあり方を明確に位置付け、フォローできるシステムを整え、活用することが重要だと考えます。

○市役所や町役場が遠くなり、不便になるのでは？

市町村が合併して面積が広くなることにより、役場までの距離が遠くなり、住民にとって不便になるのではないかと、いわれます。

しかし、一般の住民の方が、本庁の役場に出かけなければならない用務は、年間何回あるのでしょうか。1～2回までが通例です。それよりも、住民にとっては、保健や福祉、生涯学習など、各種のサービスや住民としての活動の場として、行政施設を利用することが多いと思われます。このような用務は、本庁ではなく、各支所・出張所、公民館などで対応が可能です。また、今後、情報システムが整備されれば、地域による格差はなくなり、より一層、利便性は高まるものと思われます。

なお、昭和41年に高松市と合併した山田町においては、現在でも、山田支所が置かれており、住民票や戸籍等の異動処理をはじめ、印鑑登録などの即時処理が行われています。

○市や各町の特色ある祭りや習慣、地域の文化等がなくなるのでは？

地域の特色ある祭りや習慣等については、市町村という行政の力ではなく、主に住民パワーで支えられていることが多いと思います。

実際に、圏域内の各市町においても、春や秋の祭りなどが開催されていますが、これらは、市町村という枠ではなく、もう少し小さなコミュニティの単位、例えば自治会や町内会のような中で行われているのが現状です。

また、全国的に見ても、大きな自治体でも、昔から伝わっている地域の祭りや伝統文化は、地域の人々の力によって支えられ、継承されています。

このように、地域の特色あるまつりや文化等を継続できるかどうかは、そこに住む住民の方々の強い情熱と固い意志さえあれば、行政が側面的に支援する中で、市町村の枠組みのあり方に関係なく、将来において維持していくことが可能です。

○市の中心部だけが良くなり、周辺部が取り残されるのでは？

行政サービスは、施設整備などの、いわゆるハードの分野だけでなく、福祉・環境・教育など、ソフト分野の施策・事業が非常に多くあり、これらを総合的に考える必要があります。

特に、ソフト事業の場合は、基本的には住民全体を対象とするものであり、地域によっての格差が生じることはありません。

また、施設整備に当たっては、すべて中心部に整備すればいいというものではなく、必要なものを必要なレベルで必要な場所に整備することが、基本となります。公共投資についても、都市機能や農林水産業基盤整備など、それぞれの地域

の特性とニーズに合った対応が必要です。

いずれにしても、今、あるいは今後、その地域において、どのようなニーズがあるのか、そのためにどのような施設・機能が必要なのか、ということについて、財源確保の問題も含め、長期的な見通しを立てて、それをもとに合併協議会等の場で十分議論を進めていくことが必要です。

- 財政状態の悪い自治体や整備が遅れている自治体と合併すれば、財政状況のいい自治体に不利になるのでは？

複数の自治体が合併するのですから、それぞれの間では必ず格差が生じています。

しかし、格差があるからといって、これまで財政状況がよかった自治体の財源を、悪かった自治体の地域に投入してしまうということは考えられません。

基本的には、これまでと同様のレベルで、地域全体を見通した上で、必要な投資を必要な箇所（人）に必要な程度に投入することになるものと思います。

その中で、ムダとダブリをなくし、財源を生み出し、地域全体として、いい方向を目指していく必要があると考えます。

地域の財政状況は、一自治体のみで作りに出しているわけではありません。特に、1市5町の圏域は、住民の生活をはじめ、地理的・社会的・経済的・行政的な面において、程度の差はあるものの、深いつながりを有しており、地域一帯が一つの都市圏・生活圏として成り立っていることから、様々な外的・内的影響を共々に受けやすい、いわば運命共同体と言えます。

このことから、現在の状況だけで判断することなく、長期的展望に立って、圏域づくりを共々に考えていくことが必要だと考えます。

- 合併前の市町間で行政サービスの格差がある場合、一部の住民にとって、合併後のサービスが低下したり、利用料金が高くなるのでは？

住民サービス水準の調整に当たっては、一般的には、サービスは高い方に、負担は低い方に、という考え方がありますが、将来の財政面への影響なども踏まえ、理解の得られる適切な水準を考える必要があります。

圏域内においては、高松市が中核市となっており、住民に身近な行政サービスについて、一般市よりも多く取り扱っていることから、全体として、合併後におけるサービスの低下は招かないものと考えられています。

また、施設等の使用料や手数料などについては、すべて合併時において調整し、類似・同種施設の料金を統一する方法や、一定期間（例えば5年間）は現行の料金を維持したり、段階的に変更する方法など、個々の項目ごとに適切な方法を考える必要があります。

いずれにしても、これらの方針については、合併協議会で、十分に議論し、住民の方々が、理解と納得できる形で方向付けをしていく必要があります。

6 1市5町の合併の意義と課題

1市5町が合併するとすれば、その意義は、基本的には、前項「合併の目的となる事柄（合併に求められる事柄）への対応」に記述した5点に集約されると思われるが、個々の市町にとっての意義を整理しておく必要がある。

また、現実的には、種々の問題点や課題も挙げられると思われるが、それらについても、前項の「心配される点への対応」において記述したように、一般的には、解消することは可能と思われ、今後の、具体の合併協議において真剣に、かつ慎重に検討が行われるべきものである。

なお、この前提に立って、1市5町の合併の意義と課題を整理すると、概ね次のようになるものと思われる。

○ 1市5町の合併の意義と課題

	合 併 の 意 義（期待される効果）	課 題（対 応）
1 市 5 町全体	・ 生活圏域の一体化促進 ・ 魅力と活力ある新しいまちづくりへのチャンス ・ 行政コストの削減（住民負担の縮減）による住民サービスの充実、効率的財政運営など、最大の行革チャンス（非効率的な行政運営に歯止め） ・ 自立できる自治体への脱皮（一定規模の確保と組織体制の充実による安定的な行政運営基盤の確立、行財政能力の充実強化） ・ 少子高齢化への対応など、きめ細かな行政サービスと質の高い行政水準の確保 ・ 流域圏（香東川・本津川）が一つの自治体になることによる、水質保全や環境問題への総合的、適切な対応 ・ 新しい都市計画制度に基づく地域特性を踏まえた都市計画区域の設定と、適切な土地利用コントロール制度による、都市圏域全体の調和と秩序ある都市的土地利用の推進	・ 市域が広がり、行政需要が増大する（全国的にも当圏域より広く人口の少ない自治体は多いことからいって、問題はない） ・ 地域のバランスを考慮する必要がある（建設計画策定の中で十分協議することにより対応が可能） ・ 離島（直島町）や山間部との一体化の困難性・非効率性（離島や山間部の特殊状況を可能な限り考慮に入れる中で、適切な行政サービスが享受できるよう、具体的補完策を検討することにより緩和が可能）
高松市	・ 環瀬戸内海圏の中核・中核拠点にふさわしい都市規模の確立へのステップ ・ 生活圏と行政圏の一体化による受益と負担のアンバランス（市民と市民以外）の解消 ・ 中核市としての確固たる基盤整備ができ、業務や行政権能の拡大への的確な対応力が強化される ・ 様々な公共施設が、みずからの自治体の施設として利用できるなどにより利便性が向上する ・ 環境省指定の「国民保養温泉地」塩江温泉郷を高松市内に有することとなり、魅力度の向上につながる ・ ごみ処理を自分の自治体内で対応できる ・ 名実ともに、高松空港の所在都市となる ・ 道の駅（塩江町・香南町）が市内になり、産直市場の確保と連携による相乗効果の発揮、観光客等の利便性向上 ・ 綾上町の地下水を水道水源として活用できる可能性がある ・ 直島町のハイレベルの海洋リゾート機能が市内	・ 行政サービスが向上しない（低下の懸念）（部分的には生ずることも想定されるが、財政的な面から、長期的な展望のもと、適切な行政サービス水準を確保することは可能） ・ 財政力の低下（許容の範囲内であり、財政運営に大きな影響はない）

	- に確保できる ・日本一の金の製錬所の所在都市となる ・国内でもユニークなエコタウン事業実施都市となる ・良好な農用地や自然環境の確保による田園地域と都市地域とのバランスの取れた田園都市地域の形成が可能 ・スポーツ施設など、公共施設の充足率が高まる	
塩江町	・行財政力の拡充により、従来、対応が不十分であった分野などの施策事業が実施可能となり、現在より質の高い、豊富なメニューのきめ細かい行政サービスが受けられる ・徐々に進行する財政状態の悪化、事業規模の小ささから来る非効率的な行政運営に歯止めがかけられる ・将来ともに、安定した行政サービスを提供できる行財政基盤が確保できる ・都市の魅力を、みずからの自治体として享受でき、直接的な活用の可能性が拡大する ・「職」「住」の一体化（同一自治体内） ・規模のメリットによる総合的・計画的・重点的事业展開が可能 ・合併しなければ従来のような行政サービス水準を確保することができず、近い将来、サービスの切捨てを決定しなければならなくなることが懸念されるが、合併すれば、規模のメリットにより、質の高い、豊富な行政サービスを受けながら、市全体の地域整備の視点に立って、地域の特性を踏まえた基盤整備、環境整備が可能となる ・し尿処理を自分の自治体内で対応できる ・中核市となることにより、産業廃棄物の適正な処理（取り締まり）が可能となる ・中核市として保健所を所管することにあわせ、これまで県で行っていた福祉事務所業務を自分の自治体の業務として実施することにより、住民の福祉、保健、生活衛生分野の各種サービスを一体的、総合的に提供することが可能となる ・介護保険認定審査をはじめ、介護保険全体を自分の自治体で対応できる	・地域選出議員の不在現象発生が想定される（選挙活動の実態により、必ずしも不在となるものではないが、合併特例法の活用により、一定期間の対応は可能） ・町独自の特徴的な行政サービスがなくなる（必要性・重要性を踏まえる中で、一時的に残したり、全市に拡大することは可能） ・飛び地的位置状況から、合併効果を期待しにくい（地理的に不利な状況を踏まえる中で、適切な行政サービスを提供できるよう、地域の特性を踏まえた具体的補完策を検討することにより、対応は可能であり、一つの自治体の行政区域となることに大きな問題はない） ・町丁字名や役場庁舎の取り扱いをはじめ、総合計画（主要な事業）、財産、職員給与、各種団体、各種事務事業の取り扱いや調整（合併協議会の最重要協議事項として、十分に議論を重ねることで対応は可能）
香南町	・ごみ・し尿処理を自分の自治体内で対応できる ・行財政力の拡充により、従来、対応が不十分であった分野などの施策事業が実施可能となり、現在より質の高い、豊富なメニューのきめ細かい行政サービスが受けられる ・徐々に進行する財政状態の悪化、事業規模の小ささから来る非効率的な行政運営に歯止めがかけられる ・将来ともに、安定した行政サービスを提供できる行財政基盤が確保できる ・都市の魅力を、みずからの自治体として享受でき、直接的な活用の可能性が拡大する ・「職」「住」の一体化（同一自治体内）	・町独自の特徴的な行政サービスがなくなる（必要性・重要性を踏まえる中で、一時的に残したり、全市に拡大することは可能） ・町丁字名や役場庁舎の取り扱いをはじめ、総合計画（主要な事業）、財産、職員給与、各種団体、各種事務事業の取り扱いや調整（合併協議会の最重要協議事項として、十分に議論を重ねることで対応は可能）

	・規模のメリットによる総合的・計画的・重点的 事業展開が可能 ・合併しなければ従来のような行政サービス水準 を確保することができず、近い将来、サービスの 切捨てを決断しなければならなくなることが 懸念されるが、合併すれば、規模のメリットに より、質の高い、豊富な行政サービスを受けな がら、市全体の地域整備の視点に立って、地域 の特性を踏まえた基盤整備、環境整備が可能と なる ・中核市となることにより、産業廃棄物の適正な 処理（取り締まり）が可能となる ・中核市として保健所を所管することにあわせ、 これまで県で行っていた福祉事務所業務を自分 の自治体の業務として実施することにより、住 民の福祉、保健、生活衛生分野の各種サービス を一体的、総合的に提供することが可能となる ・介護保険認定審査をはじめ、介護保険全体を自 分の自治体で対応できる	分に議論を重ねることで 対応は可能)
直島町	・生活圏の中心となっている玉野市は、岡山市と の合併を具体的に検討している状況の中で、こ のままだでは自治の崩壊も懸念されることから、 高松市との合併は検討に値する。 ・行財政力の拡充により、従来、対応が不十分で あった分野などの施策事業が実施可能となり、 現在より質の高い、豊富なメニューのきめ細か い行政サービスが受けられる ・徐々に進行する財政状態の悪化、事業規模の小 ささから来る非効率的な行政運営に歯止めがか けられる ・将来ともに、安定した行政サービスを提供でき る行財政基盤が確保できる ・合併しなければ従来のような行政サービス水準 を確保することができず、近い将来、サービスの 切捨てを決断しなければならなくなることが 懸念されるが、合併すれば、規模のメリットに より、質の高い、豊富な行政サービスを受けな がら、市全体の地域整備の視点に立って、地域 の特性を踏まえた基盤整備、環境整備が可能と なる ・中核市となることにより、産業廃棄物の適正な 処理（取り締まり）が可能となる ・中核市として保健所を所管することにあわせ、 これまで県で行っていた福祉事務所業務を自分 の自治体の業務として実施することにより、住 民の福祉、保健、生活衛生分野の各種サービス を一体的、総合的に提供することが可能となる ・介護保険認定審査をはじめ、介護保険全体を自 分の自治体で対応できる	・地理的に、高松市まで海 路16kmと離れている こと、水道・電気・医療・ 商業等の面でも玉野市の 生活圏となっていること による合併効果の低さ（ 高松市の菅沢地区や 塩江町・綾上町の山間部 などは、市中心部から2 0kmほど離れており、 公共交通機関もなく、実 態として直島町より不便 な状態にあるが、一つの 自治体の行政区域となる ことに大きな問題はな く、適切な行政サービス を提供することは可能） ・離島により、地縁関係の 広がりが見込めず、陸 続きの地域に比べ、地域 選出議員の不在状態が常 態となる（法律上は、 条例で特定の選挙区を設 定することも可能＜公選 法第15条第6項＞） ・町独自の特徴的な行政サ ービスがなくなる（必 要性・重要性を踏まえる 中で、一時的に残したり、 全市に拡大することは可 能） ・町丁字名や役場庁舎の取 り扱いをはじめ、総合計 画（主要な事業）、財産、 職員給与、各種団体、各

		種事務事業の取り扱いや調整（合併協議会の最重要協議事項として、十分に議論を重ねることで対応は可能）
綾上町	・香川県行政機関の管轄区域の変更要請（一本化による利便性向上） ・消防・救急業務が自分の自治体で対応できる ・し尿処理を自分の自治体内で対応できる ・行財政力の拡充により、従来、対応が不十分であった分野などの施策事業が実施可能となり、現在より質の高い、豊富なメニューのきめ細かい行政サービスが受けられる ・徐々に進行する財政状態の悪化、事業規模の小ささから来る非効率的な行政運営に歯止めがかけられる ・将来ともに、安定した行政サービスを提供できる行財政基盤が確保できる ・合併しなければ従来のような行政サービス水準を確保することができず、近い将来サービスの切捨てを決断しなければならない時期が来ることが想定されるが、合併すれば、規模のメリットにより、質の高い、豊富な行政サービスを受けながら、市全体の地域整備の視点に立って、地域の特性を踏まえた基盤整備、環境整備が可能となる ・中核市となることにより、産業廃棄物の適正な処理（取り締まり）が可能となる ・中核市として保健所を所管することにあわせ、これまで県で行っていた福祉事務所業務を自分の自治体の業務として実施することにより、住民の福祉、保健、生活衛生分野の各種サービスを一体的、総合的に提供することが可能となる ・介護保険認定審査をはじめ、介護保険全体を自分の自治体で対応できる	・飛び地的位置状況から、合併効果を期待しにくい（地理的に不利な状況を踏まえる中で、地域の特性を踏まえた適切な行政サービスを提供できるよう、具体的補完策を検討することにより、対応は可能であり、一つの自治体の行政区域となることに大きな問題はない） ・町独自の特徴的な行政サービスがなくなる（必要性・重要性を踏まえる中で、一時的に残したり、全市に拡大することは可能） ・町丁字名や役場庁舎の取り扱いをはじめ、総合計画（主要な事業）、財産、職員給与、各種団体、各種事務事業の取り扱いや調整（合併協議会の最重要協議事項として、十分に議論を重ねることで対応は可能）
国分寺町	・香川県行政機関の管轄区域の変更要請（一本化による利便性向上） ・消防・救急業務が自分の自治体で対応できる ・し尿処理を自分の自治体内で対応できる ・水道需要への対応力充実（安定供給の確保） ・行財政力の拡充により、従来、対応が不十分であった分野などの施策事業が実施可能となり、現在より質の高い、豊富なメニューのきめ細かい行政サービスが受けられる ・徐々に進行する財政状態の悪化、事業規模の小ささから来る非効率的な行政運営に歯止めがかけられる ・将来ともに、安定した行政サービスを提供できる行財政基盤が確保できる ・合併しなければ従来のような行政サービス水準を確保することができず、近い将来、サービスの切捨てを決断しなければなくなることが懸念されるが、合併すれば、規模のメリットにより、質の高い、豊富な行政サービスを受けな	・町独自の特徴的な行政サービスがなくなる（必要性・重要性を踏まえる中で、一時的に残したり、全市に拡大することは可能） ・町丁字名や役場庁舎の取り扱いをはじめ、総合計画（主要な事業）、財産、職員給与、各種団体、各種事務事業の取り扱いや調整（合併協議会の最重要協議事項として、十分に議論を重ねることで対応は可能）

	がら、市全体の地域整備の視点に立って、地域の特性を踏まえた基盤整備、環境整備が可能となる ・中核市となることにより、産業廃棄物の適正な処理（取り締まり）が可能となる ・中核市として保健所を所管することにあわせ、これまで県で行っていた福祉事務所業務を自分の自治体の業務として実施することにより、住民の福祉、保健、生活衛生分野の各種サービスを一体的、総合的に提供することが可能となる ・介護保険認定審査をはじめ、介護保険全体を自分の自治体で対応できる	
--	--	--

7 合併するとした場合の基本的な対応方針

市町合併に当たっては、市町村合併特例法に基づき、合併の是非をはじめ、新しい庁舎の位置、市の名称、合併期日、合併の方式、財産の取り扱いなど、合併に係る基本的な項目の協議を行うとともに、住民負担や住民サービスなど、各市町の数多くの制度や事務事業について、その取り扱いを調整、協議する必要がある。

また、合併後の都市づくりの考え方や事業計画など、市町村合併特例法に定める建設計画の策定を行うことが必要となる。

これらの事項については、基本的には、行政・議会の代表、学識経験者・住民代表などによる合併協議会を設置し、幅広い検討、協議の上、取りまとめることとなる。総務省の「合併協議会の運営の手引 - 市町村合併法定協議会運営マニュアル - 」によれば、合併協議会設置から合併実現までの期間の目安は概ね22か月とされている。

なお、合併により生じる税金の違いに対する不均一課税（地域によって異なる税率の場合、5年間に限って、現行の低い率を適用する制度）の適用をはじめ、公共料金の格差是正に対する交付税措置、補助金などの財政的支援、議員の定数や在任期間に関する特例など、数多くの優遇支援措置が定められている市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までに市町合併をするとすれば、残された時間はあとわずかである。

翻って、圏域の1市5町は、これまで見てきたように、ごみ処理をはじめ、し尿処理や老人ホーム、介護保険認定審査会業務などの事務を共同で実施してきており、また、通勤・通学などの状況から見ても、一つの生活圈域を形成していること。さらには、様々な都市機能や都市サービスも相互に補完し、経済的にも社会的にも互いに深く影響を持ち合う、いわば運命共同体であるといっても過言ではない状況であり、圏域の将来展望と自立できる自治体づくりに向けた行財政基盤、行財政能力の充実強化を目指す必要性を考えれば、住民に対する行政責任を果たす意味からも、市町合併について、真剣に検討する必要がある。

とりわけ、国・県の優遇支援策のある平成17年3月末までの合併は、積極的に検討すべき有効な手段であり、大きなチャンスでもある。

そのためには、合併協議の具体的な検討について合意形成の可能な市町により、速やかに合併協議会（協議段階から支援を受けるためには法定合併協議会が望ましいが、

次善の策として、同内容の任意の協議会を早期に設置することによる実質的な検討開始も選択肢としては考えられる)の設置準備を進めるべきである。

そこで、本圏域の置かれている情勢なり現状を十分に認識した上、合併の具体的な検討を行うに当たって、念頭に置くべき基本的視点を、次のように整理することとした。

当検討会を構成する1市5町の日常生活圏域をはじめ、行政・経済・社会・文化等、様々な分野における密接なつながりを踏まえるとき、可能な限り、合併を追求することとする。なお、各市町の主体的判断の結果、1市5町全体での合併を志向することが不可能な場合においても、合意形成の可能な市町間において、合併協議の具体的な検討を進めることが望ましいと考える。

合併に当たっては、自治体を寄せ集めただけの、いわゆる「水ぶくれ合併」は考えるべきでない。合併の効果を最大限、住民に還元し、住民サービスの維持向上を図るため、可能な限り、行政コストの縮減を目指すこととする。例えば、職員数（現在 3,885 人）については、単純に退職者不補充策のみでなく、この機会に執行体制の抜本的見直しを行うこととし、5年後においては、最低目標レベルの96人減（2.47%減）以上を達成するものとするが、10年後においては、10%、389人の減員（3,500人規模）を目指す、など、思い切ったスリム化が必要であると考えられる。また、公共施設の統廃合や民営化などについても、可能な限り具体的な検討課題として取り上げるべきであると考える。

高松市は、圏域内では、現状の財政力や行政能力に相対的に優位性があり、合併の必要性を過小評価する意見もうかがえるが、個々の分野なり個別データ等においては、町と比較し、劣っていたり、問題を内在している点が見受けられる。また、規模が大きいなりに厳しい財政運営を強いられている現状も踏まえる中、引き続き、環瀬戸内海圏の中核都市としての機能を維持、発展させ、将来ともに自己責任、自己決定の理念に立った、分権時代にふさわしい、自立できる自治体づくりのためには、圏域の先導的役割を果たすべき立場を自覚し、大所高所から、合併の可能性を追求することが求められる。

5町においては、小規模自治体の権能の縮小・見直しの動向や、ますます進行する地方交付税の抑制など、自治体を取り巻く情勢を踏まえる中、圏域を構成する一員として、長期的な展望のもと、合併について真剣に検討することが求められる。

1市5町の合併の場合、「合併の方式」は、圏域の置かれている状況なり、過去の歴史・背景から見て、第一義的には高松市を母体とした合併となり、編入合併が想定される。また、この場合は、市の名称を決定する手続きは不要となる。

合併の目標時期は、最大限の検討期間を設けるためにも、現実的には市町村合併特例法の期限ぎりぎりとなる「平成17年3月31日」とすることが望ましい。

議員の定数や在任特例をはじめ、税金の取り扱い（不均一課税の適用）、公共料金の格差是正などについては、市町村合併特例法の趣旨を踏まえ、法の定めている

方策の最大限の活用を念頭に、住民間のサービスの整合性、財政面への影響など、多面的な視点に立って、合併協議会において検討を行うことが必要である。

各市町の様々な制度や事務事業の調整に当たっては、基本的には、高松市の取り扱いをベースに検討することとなるが、それぞれの事業実施の背景や関連する事情に可能な限り配慮する中で、極力、サービス水準を高く維持できるよう、検討を加えるとともに、必要に応じ、一定期間、特定地域・住民に限定したり、段階的な適用など、激変緩和の措置を講ずる、また、町の実施内容に合わせるなど、弾力的な対応を含め、合併協議会において検討するものとする。

合併協議会については、協議段階から国・県の支援を受けるためには法定合併協議会が望ましいが、早期対応の視点から、ほぼ同内容の任意の協議会的組織を早期設置することも考えられる。

合併協議会の設置時期（議会の議決）としては、検討のタイムリミットを考えれば、平成14年度内が望ましい。なお、平成15年春の統一地方選挙を考慮する必要もある。

当検討会の検討結果については、広報紙やホームページへの重点的掲載、住民説明会の開催など、可能な限り住民に周知・啓発を行うとともに、アンケート調査などによる住民の意向把握を行う中で、住民の理解と協力を得ることが望ましい。なお、当検討会は、関係1市5町の担当職員による組織であり、結論を出す立場ではなく、各市町としての決断は、当然、それぞれの首長が議会と相協議して行うこととなるが、そのためには、当検討会の検討概要について、まずトップレベルでの協議が必要であることは言うまでもない。

高松地域市町合併検討会規約

(設置)

第1条 平成17年3月31日を期限とする市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の趣旨を踏まえ、市町の合併に関する調査、検討等を行うため、高松地域市町合併検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(組織)

第2条 検討会は、高松市、塩江町、香南町、直島町、綾上町および国分寺町(以下「関係市町」という。)の職員であって当該関係市町の長が指名するもの(以下「委員」という。)で組織する。

(所掌事項)

第3条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係市町の合併の可能性の検討に関すること。
- (2) 合併の課題と対応策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関すること。

(役員)

第4条 検討会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1人
- (2) 副座長 1人

2 座長は、委員の互選により定める。

3 副座長は、座長が指名する。

(役員の職務)

第5条 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、高松市企画財政部企画課において行う。

(経費)

第9条 検討会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てる。

(委任)

第 10 条 この規約に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，座長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は，平成 14 年 7 月 10 日から施行する。
- 2 当分の間，検討会の運営に必要な経費は，第 9 条の規定にかかわらず，高松市において負担するものとする。

高松地域市町合併検討会委員名簿

区 分	市 町 名	役 職	氏 名
座 長	高松市	企画財政部次長	林 昇
副座長	国分寺町	総務課長	富 家 克 彦
委 員	高松市	企画課長	井 上 哲
	塩江町	総務企画課長	尾 形 進
		総務企画課長補佐	吉 廣 保 夫
	香南町	参 事	上 田 善 昭
		総務企画課長	井 上 優
		総務企画課係長	細 川 保 桂
	直島町	総務課長	西 忠 彦
		総務課長補佐	田 中 正 平
	綾上町	総務課長	高 坂 光
		総務課長補佐	後 藤 正 敏

高松地域市町合併検討会報告書策定経過

期 日	検 討 会 等	内 容
平成14年 7月10日	第1回高松地域市町合併検討会	・規約（案）について ・座長の選出について ・今後の主な検討項目について ・今後のスケジュールについて
7月10日 ～ 7月19日	（1市5町の行政サービスの調査）	・地方税、福祉、市民生活、教育など
平成14年 7月29日	第2回高松地域市町合併検討会	・1市5町圏域の状況について
7月29日 ～ 8月 2日	（1市5町の財政状況・職員給与等の調査）	・財政力指数、自主財源比率等について ・職員および特別職の給与等について
平成14年 8月12日	第3回高松地域市町合併検討会	・1市5町の財政状況について
平成14年 9月 2日	第4回高松地域市町合併検討会	・住民負担と行政サービス提供状況等について
平成14年10月 4日	第5回高松地域市町合併検討会	・合併の変遷と広域的行政の現状について ・合併シミュレーションについて
10月 4日 ～ 11月11日	（1市5町の公共施設状況調査・合併に対する課題や問題点等の調査）	・支所、出張所、集会施設、スポーツ施設、文化施設等の現況について
平成14年10月24日	第6回高松地域市町合併検討会	・合併のメリット・デメリット等について
平成14年11月13日	第7回高松地域市町合併検討会	・検討会報告書概要版（案）について ・報告書（案）全般の取りまとめについて
平成14年11月22日	検討会報告書（案）説明会	・各市町助役等への報告書（案）の内容説明
平成14年12月 2日	検討会報告書（案）説明会	・各市町首長への報告書（案）の内容説明